# 平成27年

# 第1回定例輪之内町議会会議録

平成 27 年 3 月 5 日 開会 平成 27 年 3 月 17 日 閉会

輪之内町議会

# 第1回定例輪之内町議会会議録目次

-		
н	$\overline{}$	
Н	• )	ш
	月	月 5

** <del></del>	-
議事日程	
本日の会議に付した事件	2
出席議員	
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明、施政方針	3
議第1号(提案説明・採決) ]	1 6
議第2号(提案説明・質疑・委員会付託)	1 7
議第3号(提案説明・質疑・委員会付託)	2 3
議第4号及び議第5号(提案説明・質疑・委員会付託) 2	2 6
議第6号及び議第7号(提案説明・質疑・委員会付託) 3	3 0
議第8号(提案説明・質疑・委員会付託)	3 4
議第9号から議第11号まで(提案説明・質疑・委員会付託) 4	13
議第12号及び議第13号(提案説明・質疑・委員会付託)	18
議第14号(提案説明・質疑・討論・採決) 5	5 1
議第15号(提案説明・質疑・討論・採決) 5	5 2
議第16号(提案説明・質疑・委員会付託)	5 4
議第17号(提案説明・質疑・委員会付託) 5	5 6
議第18号(提案説明・質疑・討論・採決) 5	5 8
議第19号(提案説明・質疑・委員会付託) 6	6 O
議第20号及び議第21号(提案説明・質疑・委員会付託) €	5 1
議第22号(提案説明・質疑・討論・採決) 6	5 2
議第23号(提案説明・質疑・討論・採決) 6	3 4
議第24号(提案説明・質疑・討論・採決)	5 5
議第25号(提案説明・質疑・討論・採決)	6 6
発議第1号(趣旨説明・質疑・討論・採決) (	8 8

	請願第1号(提案説明・委員会付託)	(	6 9	9
	請願第2号(提案説明・委員会付託)	,	7 (	)
	請願第3号(提案説明・委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,	7 ]	L
	散会	,	7 2	2
3	月17日			
	議事日程	,	7 3	3
	本日の会議に付した事件	,	7 4	1
	出席議員	,	7 4	1
	欠席議員	,	7 4	1
	説明のため出席した者	,	7 4	1
	職務のため出席した事務局職員	,	7 4	1
	開議	,	7 5	5
	諸般の報告	,	7 5	5
	一般質問	,	7 5	5
	8番 森島光明議員	,	7 5	5
	9番 森島正司議員	{	3 (	)
	3番 髙橋愛子議員	9	9 (	)
	1番 上野賢二議員	9	9 2	2
	2番 浅野常夫議員		9 5	5
	6番 田中政治議員	[ (	) I	1
	議案上程	L.	1 5	5
	町長提案説明	L.	1 5	5
	議第2号から議第13号まで、議第16号、議第17号、議第19号から議第21号まで			
	及び請願第1号から請願第3号まで(委員長報告・質疑・討論・採決) 1	L.	1 7	7
	選第1号	<u> </u>	4 5	5
	議第26号(提案説明・質疑・討論・採決)	<u> </u>	4 7	7
	発議第2号(趣旨説明・質疑・討論・採決)	Į į	5 3	3
	発議第3号(趣旨説明・質疑・討論・採決)	L !	5 5	5
	閉会	L !	5 7	7
	会議録署名議員	[	5 8	3

# 平成27年3月5日開会 第1回定例輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日 目 平成27年 3 月 5 日

# ○議事日程(第1号) 日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 諸般の報告 日程第4 議案上程 町長提案説明、施政方針 日程第5 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 日程第6 日程第7 議第2号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第5号) 議第3号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4 日程第8 무) 日程第9 議第4号 平成26年度輪之內町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 日程第10 議第5号 平成26年度輪之內町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2 <del>묽</del>) 日程第11 議第6号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予 算(第3号) 日程第12 議第7号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算(第2号) 日程第13 議第8号 平成27年度輪之内町一般会計予算 日程第14 議第9号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算 日程第15 議第10号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算 日程第16 議第11号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算 日程第17 議第12号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 日程第18 議第13号 平成27年度輪之内町水道事業会計予算 日程第19 議第14号 輪之内町情報公開条例の一部を改正する条例について 日程第20 議第15号 輪之内町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について 日程第21 議第16号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正す る条例について 日程第22 議第17号 輪之内町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例について 日程第23 議第18号 輪之内町下水道条例の一部を改正する条例について 日程第24 議第19号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例について 日程第25 議第20号 輪之内町保育の必要性の認定に関する条例の制定について 日程第26 議第21号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制定 について 日程第27 議第22号 大垣輪中水防事務組合規約の変更に関する協議について

日程第28 議第23号 輪之内町指定金融機関の指定について

日程第29 議第24号 町道路線の廃止について

日程第30 議第25号 町道路線の認定について

日程第31 発議第1号 輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第32 請願第1号 「米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書」の提

出に係る請願

日程第33 請願第2号 米価対策の意見書を求める請願

日程第34 請願第3号 TPP交渉に関する請願

# ○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34までの各事件

# ○出席議員(9名)

1番	上	野	賢	<u> </u>	2番	:	浅	野	常	夫
3番	髙	橋	愛	子	4番		小	寺		強
5番	浅	野	利	通	6番		田	中	政	治
7番	北	島		登	8番		森	島	光	明
9番	森	島	正	司						

# ○欠席議員(なし)

# ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

刑上	長	木	野	隆	之	教	育	長	凸	松	敏	夫
参 事 会計管理	兼 者	加	藤	智	治	調	整	監	加	納	孝	和
調 整 監 住 民 課		岩	津	英	雄	総	務 課	長	兒	玉		隆
経営戦略課	長	荒	Ш		浩		務課長 計 室		田	中		実
福祉課	長	田	中	久	晴	産	業 課	長	中	島		智
建設課	長	高	橋	博	美	教	育 課	長	松	井		均
危機管理課	長	森	島	秀	彦							

# ○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 足利恵信 議会事務局 西脇愛美

# 〇議長(小寺 強君)

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成27年第1回定例輪之内 町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

\_\_\_\_\_\_\_

# 〇議長(小寺 強君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、3番 髙橋愛子君、7番 北島登君を指名いたします。

\_\_\_\_\_\_

# 〇議長(小寺 強君)

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月17日までの13日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から3月17日までの13日間と決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

# 〇議長(小寺 強君)

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成26年度11月分、12月分及び1月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

# 〇議長(小寺 強君)

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

# 〇議長(小寺 強君)

日程第5、町長提案説明、施政方針。

本日の上程議案について、町長から議案説明並びに施政方針を求めます。

町長 木野隆之君。

# 〇町長 (木野隆之君)

おはようございます。

3月に入り、ようやく寒さも遠のき、日ごとに暖かくなってまいりました。議員各位には、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。平素は、町行政の推進に格別な御尽力、御配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、ここに平成27年第1回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年度末の何かと御多用の中を御出席いただき、ありがとうございます。

今議会開会に当たり、平成27年度の所信と提案いたしております議案の概略を御説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、平成27年度の輪之内町町政の基本的運営 について私の所信の一端を述べさせていただきます。

まずは我が国を取り巻く世界の情勢でありますが、イスラム国による邦人人質惨殺事件を初め、フランスにおけるテロ事件など、イスラム国に関係する事案が多く発生しており、テロの脅威がますます高まっております。私が国においても、改めてテロに対する考えを国及び国民がいま一度考えなければなりません。特にテロに対する危機管理を強化する必要があると思われます。

ユーロ圏においては、ウクライナ紛争問題、ギリシャの経済問題と我が国の政治・経済に深刻な影響を及ぼす重要な問題に直面しております。また、フランスの経済学者、トマ・ピケティの著書「21世紀の資本」がベストセラーとなり、世界的に「格差」ということがキーワードとなっております。格差が社会不安を増嵩させないよう適切な対応が求められるところであります。

一方、TPP交渉も大詰めを迎えており、我が国農業に対する保護、関税の対応が重要な課題であります。

中国、韓国、北朝鮮問題も外交的に進展がない中で、安倍首相の戦後70年談話の表現によっては新たな火種を抱え込むことになる可能性があります。

次に、我が国の政治・経済では、昨年12月の衆議院選挙で安倍政権は安定多数となり、 その政治運営に期待がかかる一方で、多くの懸案、課題も抱えており、その対応を注視 していかなければなりません。

景気回復については、内需拡大政策が種々図られておりますが、消費税引き上げによる反動がいまだに影響し、国民の消費行動は低迷をしており、経済指標は予想よりもいい数値が出ない状況であります。一部では、さらなる景気刺激策を期待する声も聞かれる状況であります。

現在、労働者賃金の労使交渉が始まりましたが、その結果いかんによっては一段と強い経済対策を市場は要求するのではないかと考えております。

一方、地方では、アベノミクス効果が行き渡っていないことが指摘されており、今回、 地方創生事業が実施されることになりました。

また、国会議員の政治と金の問題が再び起き、任命責任を問う声も聞かれ、重要なTPP交渉等の時期を控え、誠に残念なことであります。

次に、東日本大震災から間もなく4年になろうとしておりますが、被災地の復興がなかなか進まない状況であります。あわせて原発災害に係る復興も進んでいない中、被災地の一日も早い復興を望むものであります。

また、昨年は多くの自然災害が発生したところですが、より一層の災害対策に重点を 置き、町民の皆さんへ安全・安心を提供したいと考えております。

さて、平成27年度予算編成につきましては、町長選挙の年であることから、施策的・ 投資的予算を控えた骨格型予算として形成をしております。

私は、町政を担ってからは財政運営に際しては、入るをはかって出るを制する予算の原則を全うし、経費節減に努めつつ、住民のニーズに応える先行投資を積極的に行い、新しい発想や心配りに努め、町民の皆様から信頼を得るべく町運営を心がけてまいりました。今後も大幅な自主財源の確保が望めない中、町民の皆様に対するサービス水準の維持向上をさらに目指してまいります。皆様方の御理解、御協力を切にお願い申し上げるものであります。

本日、提出させていただきます議案の内訳は、人事関係1件、補正予算6件、新年度 予算6件、条例の改正及び制定8件、その他4件の合計25件であります。

最初に、平成27年度輪之内町一般会計予算及び特別会計予算の概略を申し上げます。 我が国の経済は、経済対策政策、いわゆる「アベノミクス」の推進により、一部の業 種では企業収益が拡大し、好調を維持しており、アベノミクス効果を実感しているもの の、大半の業種では効果を実感しておらず、さらには地域ごとの景気回復にばらつきが 見られ、経済対策の効果がなかなか地方の隅々まで行き届かず、経済の好循環の実現に 至っていないのは、皆様方周知のとおりであります。

内閣府が発表した昨年10月から12月期の日本の国内総生産の1次速報値によりますと、 実質GDP成長率は前期対比で0.6%増加し、26年4月の消費税率引き上げ後、初めて プラス成長に転じたところであります。主な要因は、輸出が2.7%増加したことによる もので、昨今の円安進行により利益幅が増加したと考えられますが、成長率を押し上げ たのは原油安等の外需の影響であり、一方で内需については、個人消費が消費税率引き 上げに伴う駆け込み需要の反動減から、回復基調にはあるものの、緩やかな伸びにとど まっており、また設備投資についても、企業の収益改善は進んでいるものの、国内景気 の持ち直しの鈍さから投資に踏み切れないのが現状であり、景気回復の勢いに力強さは 感じられません。

このような状況下、国の平成27年度予算編成では、現下の経済情勢などのもとで厳し

い時期にある生活者や事業者への支援を行うなど、経済再生への取り組みを積極的に出しておるところであります。

また、地域への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、26年12月の閣議決定、27年2月3日に参議院本会議で3.5兆円の緊急経済対策を盛り込んだ補正予算が成立いたしました。

国が経済再生を進める一方で、以前から地方自治体は、自治体間の生き残りをかけた 競争の時代となっており、輪之内町でもそれらへの的確な対応のために、平成24年度よ り「輪之内町第5次総合計画」に掲げる基本方針の実現を目指し、予算編成を行ってお ります。

輪之内町のまちづくりにつきましては、「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現に向け、積極的に推進していきたいと考えておりますので、議員各位には、なお一層の御理解と御協力をお願いするところであります。

それでは、提出議案の概要を御説明申し上げます。

平成27年度輪之内町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億9,500万円でございます。なお、さきに申し上げましたとおり、骨格型予算を形成しております。

それでは、新規事業を中心に主要事業を交えながら御説明を申し上げます。

まず、総務費では、庁舎など公共施設の管理や計画策定、定時・デマンド方式の自主 運行バスの運行に係る経費、選挙の実施経費など町の全般的な管理事務に要する経費を 計上したもので、総事業費は9億2,320万円であります。

新規及び主要事業として、自主運行バス運行事業、地方公会計整備事業、公共施設等管理計画策定事業、第5次総合計画における中・後期計画の見直し、岐阜県議会議員・町長・町議会議員選挙実施事業等を計上しております。

自主運行バス運行事業については、本年1月より、平日の朝夕の時間帯は定時路線、 昼間の時間帯を利用される方については、要求があったときに運行するデマンド方式で 運行をしております。これにつきましては、今後も適時・的確に不断の見直しをし、利 用される方々の利便性向上に努めてまいります。

地方公会計整備事業は、総務省が提示する基準に統一した財務書類を作成いたします。 また、この財務書類を作成に必要なデータの一つとして、全ての町有資産を管理する台 帳を統一基準にして整備する必要があり、時間を要することから、2カ年間で事業を実 施するものであります。

公共施設等管理計画策定事業は、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って施設の更新や統廃合、長寿命化するための計画を策定し、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の適正な配置を実現するために実施するものであります。この事業につきましても時間を要することから、2カ年で事業実施をするものであります。

第5次総合計画推進事業は、第5次総合計画の見直し時期が到来したため、24年度か

ら27年度までの前期計画の評価、さらには28年度から33年度までの中・後期計画の見直 しを行います。

岐阜県議会議員・町長・町議会議員選挙実施事業は、27年4月執行予定の岐阜県議会 議員選挙、5月執行予定の町長・町議会議員選挙に係る事務経費を計上いたしたもので あります。

次に民生費では、障がい者や高齢者、児童福祉などの社会生活の安全や利便性の向上などに要する経費を計上したもので、総事業費は10億5,517万7,000円であります。

新規及び主要事業は、子育てガイドブック作成事業、臨時福祉給付金給付事業、子育 て世帯臨時特例給付金給付事業、福祉医療費助成事業でございます。

子育てハンドブック作成事業は、子育てに役立つ幅広い情報を集約したハンドブック を作成し、子育てを応援いたします。

臨時福祉給付金給付事業は、26年度に引き続き臨時的な措置として、町民税の均等割が非課税などの給付条件を満たす方に給付金を給付するものであります。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業につきましても、同様に臨時的な措置として、給付条件を満たす方に給付金を給付するものであります。

福祉医療費助成事業は、県補助金の対象は出生から小学校就学前までとなっておりますが、当町においては小学校就学から高校3年修了の医療機関に受診する費用を助成し、 経済的負担を軽減しつつ、住民の健康と良好な成長を願うものであります。

次に衛生費では、健康づくりや環境対策、ごみ処理などに要する経費を計上したもので、総事業費は2億9,615万円であります。

主要事業は、健康増進・食育推進計画推進事業、予防接種費助成事業、地域協働水質 改善事業でございます。

健康増進・食育推進計画推進事業は、22年度に住民の生活の質の向上と健康寿命の延伸を目指し、看護大学と連携して、23年度から向こう10年間の計画「第2次健康増進・食育推進計画」を策定いたしたところでありますが、中間年度に当たる27年度に計画の実施状況を評価し、取り組み方法等などについて検討をしてまいります。

予防接種助成事業は、住民の健康や伝染病の撲滅、感染予防、蔓延防止を願い、水痘や成人風疹、ロタウイルス、B型肝炎ウイルスなど、8種類の予防接種に係る費用の一部を引き続き助成をしてまいります。

なお、平成26年度の岐阜県内の予防接種事業の取り組み状況といたしましては、ロタウイルスの助成は当町のみで、B型肝炎ワクチンについては海津市と当町のみとなっております。

地域協働水質改善事業は、地域の小河川が抱えている濁りなど河川環境保全上の課題に対して、地域住民・事業者・町が一体となって行う水質改善に取り組む活動で、24年度からの5カ年事業として、県と共同で水質改善のソフト事業に取り組むものでありま

す。この活動の最終目標は、河川からの導水、地下水のくみ上げ等により、河川の上流 から環境用水を放流し、水質の透明度を向上させるところにあります。

次に農林水産業費では、農業者などの育成・支援などに要する経費を計上したもので、 総事業費は2億1,629万7,000円であります。

主要事業は、ハツシモ販路拡大事業、多面的機能支払交付金事業、農地基盤整備事業でございます。

ハツシモ販路拡大事業では、町内の営農組合が作付をした「徳川将軍家御膳米」を広く PR するため、各種イベントに参加し、消費の拡大や新たな販売ルートの開拓を目的として実施してまいります。

多面的機能支払交付金事業は、24年度からの5カ年事業として農地や水路などの施設の基礎的な保全管理と長寿命化、農村環境を保全するため、町内の22資源保全会が活動する経費を助成してまいります。

農地基盤整備事業では、担い手組織への農地の集積を図ることを目的に、ほ場の畦畔除去、均平工事を施工し、ほ場を大区画化して農地の利用集積を促進してまいります。 この事業は、現在、県営農業基盤整備促進事業として県が施行しております。

次に商工費では、商工業の育成、観光の振興などに要する経費を計上したもので、総 事業費は3,578万8,000円であります。

新規及び主要事業は、移住・定住促進対策、輪之内町のお酒販売事業であります。

移住・定住促進対策事業は、空き家を有効活用するため、空き家情報の調査や情報発信、空き家バンクの立ち上げなどを行い、輪之内町への移住・定住の促進を図るものであります。

輪之内町のお酒販売事業は、輪之内町で生まれたお酒「大輪」「徳川将軍家御膳酒」 を広くPRしていくものであります。

次に土木費では、道路や橋梁、水路の整備などに要する経費を計上したもので、総事業費は3億2,027万2,000円であります。

新規及び主要事業は、橋梁補修事業、道路ストック点検事業、都市計画基礎調査事業、 公共下水道事業への繰出金でございます。

橋梁補修事業は、25年度に策定した橋梁補修計画に基づき、3橋を修繕し、橋梁の安全性の確保、長寿命化を図ります。

道路ストック点検事業は、道路や橋梁の安全性を確保するために舗装のひび割れや橋梁の部材の劣化状況などを確認し、今後の補修等の候補箇所を調査・抽出するものであります。

5年ごとに実施される都市計画基礎調査事業は、就業人口規模や市街地面積、土地利用、交通量などの現況を調査し、将来の見通しを把握するものであります。

公共下水道事業への繰出金は、下水道事業の円滑な推進及び下水道会計の安定運営と

健全化を図るため、特定環境保全公共下水道事業特別会計への財政支援を行うものであります。公共下水道事業は、輪之内町の自然環境を保全し、人と自然に優しいまちづくりに資するものと考えております。

次に消防費では、消防や防災、水防などに要する経費を計上したもので、総事業費は 1億7,462万4,000円であります。

新規及び主要事業は、輪之内町消防団機能別消防団設置事業、防災士による自主防災 組織育成事業、防災備蓄品及び災害時非常食購入事業でございます。

輪之内町消防団機能別消防団設置事業は、近年の就業形態に変化により、当町の消防団でも約9割が町外の企業などに勤務しており、平日昼間の火災発生時においては現場に参集できる団員が10名程度で、なかなか対応が困難な状況となっております。昼間の消防力の確保が重要な課題になっておるところであります。そこで、消防団OBや消防職員OBなどから結成した機能別消防団を設置し、平日昼間の火災及び大規模災害時に対応するなど、消防防災力の向上に努めようとするものであります。

防災士による自主防災組織育成事業は、自主防災組織の強化を図ることを目的に、地域の防災リーダーである防災士が自助・共助をコンセプトにし、各地区で講習会、研修会等を開催する際の支援をしていくものであります。

防災備蓄品及び災害時非常食購入事業は、毛布やおむつ、簡易トイレなどの防災備蓄品やアルファ米や乾パンなどの災害時に備える非常食を購入し、地域住民の安全・安心の確保と一層の防災体制の充実を図ろうとするものであります。

次に教育費では、学校教育や社会教育の振興や教育環境の整備などに要する経費を計上したもので、総事業費は6億1,140万5,000円であります。

新規及び主要事業は、仁木小学校大規模改修事業、輪之内中学校北舎改修事業、留守 家庭児童教室開設事業、情報教育推進事業でございます。

仁木小学校大規模改修事業は、校舎が築30年を経過し、老朽化が進んでいるため、全面改修するものであります。 2 カ年で工事を施工いたします。

輪之内中学校校舎改修事業は、28年度に入学予定の特別な支援が必要な生徒の安全性の確保及び利便性の向上を図るべく、北舎にエレベーターの設置、トイレの多目的トイレ化、廊下等の段差を解消してバリアフリー化するなどの改修を実施するものであります。

留守家庭児童教室開設事業は、対象児童を6年生まで拡充し、開設するものであります。

情報教育推進事業は、児童・生徒が情報化社会に対応できるよう、かねてより推進を しておりますが、今年度は小学校のデジタル教科書購入や輪之内中学校のLAN、普通 教室の映像システムを更新するなど、教育環境を向上させていくものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

歳入予算額の中で一番大きい町税につきましては、総額13億9,380万円を見込んでおります。

税目別では、町民税のうち個人町民税について、個人所得が増加していることから対前年3,410万円、固定資産税については、課税対象となる宅地や償却資産の増加により653万円の増収を見込みましたが、一方で法人税につきましては、税率が12.3%から9.7%に引き下げられる影響により796万円の減収を見込み、税収全体では3,380万円の増収を見込んだところであります。

歳入予算の中で2番目に規模が大きい地方交付税の普通交付税につきましては、平成23年度から平成26年度の4年間の実績と平成27年2月に公表された「平成27年度地方財政の概要」における増減率を勘案し、8億円としております。

国庫支出金の主なものは、仁木小学校大規模改修事業や輪之内中学校北舎改修事業に係る公立学校学校施設整備費補助金などで、全体では対前年889万6,000円の増額を見込んだところであります。

県支出金について増加した主なものは、町内22資源保全会の活動の財源となる多面的機能支払交付金や、農地中間管理機構を活用した営農組合など担い手組織への農地集積や集約化の促進に係る機構集積協力金補助金などで、全体では対前年9,079万8,000円の増額を見込んだところであります。

最後に、その他の交付金や諸収入等を勘案した結果、財源不足額は5億3,464万7,000 円でありますが、基金からの繰り入れと町債の発行で対応してまいります。

町債の発行につきましては、臨時財政対策債及び仁木小学校大規模改修事業に係る学校教育施設等整備事業債を発行する予定であります。町債全体としては、適債性を吟味し、適正な財政計画のもとで発行してまいります。

以上で、平成27年度の一般会計予算の概要説明を終わります。

続きまして、特別会計予算について御説明を申し上げます。

議第9号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算について御説明をいた します。

国民健康保険制度は、被用者保険の加入者等を除く全ての方を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険制度において重要な役割を果たしております。しかしながら、市町村の国民健康保険は、被用者保険の加入者も退職後は市町村国保に加入するため、必然的に加入者の年齢構成が高くなり、疾病リスクが高いものとなってまいります。こうした構造的な問題を抱える中、国は、市町村国保の財政運営の主体を平成30年度から都道府県を運営主体とする改革についての法案を今国会に提出する予定になっております。

平成27年度予算総額は11億3,100万円で、前年度と比較して26.2%の増となりました。 増加の主な要因は、保険財政共同安定化事業制度の改革により対象医療費の拡大及び医 療費が大きく増加したことによるものであります。

議第10号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上 げます。

後期高齢者医療制度は岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営しているところでありますが、市町村の役割となっている保険料徴収及び市町村受託事業であるぎふ・すこやか 健診に係る経費を中心として編成をいたしました。

27年度予算総額は7,000万円で、前年度同額を計上しております。

議第11号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算について御説明いたします。

平成21年4月から輪之内町児童デイサービスセンターを開設したことにより、心身の 発達に支援が必要な就学前の児童に対する早期療育が実現し、児童の持てる力を伸ばす 効果があらわれていると考えております。

開設7年目となる平成27年度予算の総額は1,400万円で、前年同額を計上したところであります。今後も、母子保健から就学までの切れ目のない支援に努めてまいります。

議第12号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御 説明を申し上げます。

生活環境の改善に必要な下水道事業は、平成9年から長期計画をもとに実施いたしております。引き続き、下水道管渠整備を進め、将来に向けて水域環境の保全と快適な暮らしを支えるべく取り組んでまいります。また、加入促進も積極的に行ってまいります。この予算総額は7億3,800万円で、前年度と同額を計上したところであります。

議第13号 平成27年度輪之内町水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

水は、言うまでもなく大切な資源で、国民生活や社会経済活動に欠くことのできないものであり、安全でおいしい水を安定的に供給できるよう整備推進に努めてまいります。 平成27年度につきましても、前年度に引き続き、水道事業及び下水道事業に伴う石綿管の布設がえ工事などを計画的に実施してまいります。

予算は、収益的収支及び資本的収支と合わせまして2億1,400万円で、前年度対比16.9%の減となっております。これからも安心して飲める低廉な水の安定供給に努めてまいります。

以上、私の所信の一端を申し上げるとともに、平成27年度一般会計予算及び特別会計 予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、補正予算関係を御説明申し上げます。

議第2号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,839万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,786万3,000円とするものであります。

まず初めに、歳出予算の補正につきましては、年度末を迎え、各課それぞれ事業の進

捗状況と予算の執行状況との精査を行い、不用額を計上したものであります。

それでは、予算の増額をお願いするものについて、その概要を御説明申し上げます。 総務費の総務管理費のうち、文書費の消耗品費は、加除式書籍に係る追録単価の値上 げ等により追録代がかさんだため、その不足見込み額を計上するものであります。

基金費の財政調整基金積立金については、歳入補正予算額と歳出補正予算額のバランスをとるため1,115万4,000円を増額するものであります。また、土地基盤整備基金積立金の50万円は、歳入の財産収入のうち土地基盤整備基金利子の増に伴い、当該積立金を増額するものであります。

生活安全対策費の市町村自主運行バス運行費補助金は、名阪近鉄バスに運行を委託している運行経費が確定いたしましたので、その運行費補助金の不足額を計上するものであります。

続いて、民生費の社会福祉費のうち、社会福祉総務費のコピー機借り上げ料は、臨時福祉給付金給付事業と子育て世帯臨時特例給付金給付事業とで共用したコピー機借り上げ料の不足額を計上しております。

障がい者福祉費の地域生活支援事業費、身体障がい者福祉対策事業費及び補装具費は、いずれもサービスの利用状況や給付実績に基づき、不足見込み額を計上するものであります。

国民健康保険費の保険基盤安定繰出金と財政安定化支援事業繰出金は、いずれも繰り出し金額の確定によるものであります。

次に高齢者福祉費のうち、高齢者福祉総務費の後期高齢者医療特別会計への保険基盤 安定繰出金は、先ほどの国民健康保険税と同様、低所得者に対する保険料軽減額の確定 により、その不足額を計上するものであります。

次に児童福祉費のうち、児童福祉総務費の子ども・子育て会議委員報酬は、開催回数を2回分追加するものであります。同じくコピー機借り上げ料の増額は、先ほど社会福祉総務費で説明いたしましたコピー機の借り上げ料不足額の計上であります。

手当事務取扱費の消耗品費は、特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付が確定したので事務費を追加計上するものであります。

続いて、衛生費の清掃費のうち、美化推進費の光熱水費は、電気料金の改定による不 足見込み額を計上するものであります。

次に、農林水産業費の農業費のうち、耕種農業費の集落営農組合組織化・法人化支援補助金は、今年度、新中郷営農組合が農業生産法人となり、このたび、さらに認定農業者になりましたので定額補助金を追加交付するものであります。

農地総務費のふるさと農村活性化対策事業委託料は、当該基金の運用益の増加に伴い、 委託料を増額するものであります。

消防費の消防費のうち、非常備消防費の公務災害補償費は、消防団員2名の治療費を

補償するものであります。同じく県協会団長研修会負担金は、負担金の確定により不足額を計上するものであります。

続いて、教育費の奨学金のうち、修学助成事業奨学金支給基金積立金は、平成26年度 に国際クラブから採納しました寄附金を支給し、その残額を当該基金に積み立てるもの であります。

次に社会教育費のうち、社会教育総務費の管理用備品購入費と加納良造学術文化振興 基金積立金は、基金運用益の増に伴い、増額をするものであります。

次に保健体育費のうち、学校給食費の下水道使用料は、不足見込み額を計上したものであります。

公債費のうち、元金の長期債元金は、平成15年度臨時財政対策債の返済が平成25年度 末に前10年を終了し、平成26年度の年度当初に後10年についての元利償還金の再計算が ありましたので、その結果、1回当たりの元金返済額がふえたので、この不足額を計上 するものであります。

続いて、歳入の補正については、町税の税収見込みのほか、県税等を原資とする交付金の確定、算定基礎となる歳出事業費の確定等により、関連する補助金や交付金等の補正が主なものであります。

歳入において増額補正の主なものは、町税においては、納税義務者の増、修正申告、 企業業績の向上、償却資産等の増による増額であります。

地方交付税の普通交付税は、交付額の確定により増額をするものであります。

財産収入の財産売払収入のうち、土地売払代金は、南波地内の町有地14筆、里地内の町有1筆をそれぞれ輪之内町土地開発公社と株式会社エヌビーシーに払い下げた土地代金であります。

続いて繰越金については、補正の都度、その財源として充当してまいりましたが、今回は収入済額に合わせるため、残りの剰余金を計上するものであります。

次に、諸収入の雑入のうち、経営戦略雑入のその他は、東大藪工業用地と第2期南波 工場用地の取得、開発に要した経費等の5%を支弁手数料として輪之内町土地開発公社 から支払いを受けたものであります。

続いて、歳入のうち減額補正をお願いする主なものは、国庫支出金の国庫補助金のうち、土木国庫補助金の道路整備事業交付金の減額は、事業費の確定に伴うものであります。

繰入金の財政調整基金繰入金、土地基盤整備基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金 の減額は、いずれも当初財源として計上していたものでありますが、財源全体を見直し た結果、繰り入れを取りやめたものであります。

町債については、予算書の第2表でもお示ししておりますが、庁舎バリアフリー・省 エネ改修事業債の一部、防災対策室・非常用電源設備整備事業債の減額であります。 以上で、平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)の説明を終わります。

続きまして、議第3号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について御説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,454万8,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、年度末を控え決算見込み額を算出し、一般被保険者の療養給付費、高額療養費を増額し、出産育児一時金及び保険財政共同安定化事業拠出金を減額することが主な内容であります。

また、歳入につきましては、退職被保険者の医療費を見込み、療養給付費等交付金を 増額し、一般会計からの繰入金として保険基盤安定繰入金を増額、出産育児一時金繰入 金を減額することが主な内容であります。

議第4号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6,969万3,000円とするものであります。

主なものは、歳入の保険料の収入見込み額と保険基盤安定繰入金の確定に伴うものと、あわせて歳出の後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

また、歳入の保健事業費委託金及び歳出の健診費用委託料につきましても、受診者の確定により減額をするものであります。

議第5号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出それぞれ1,612万3,000円とするものであります。

今回、輪之内町公共施設等整備基金条例に基づき、200万円を基金に積み立てるものであります。なお、財源として繰越金を充てるものであります。

議第6号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,766万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億5,100万円とするものであります。

歳出においては、事業内容の精査により減額し、整備基金への積み立てにより増額を するものであります。

歳入においては、下水道費国庫補助金、下水道事業債を減額し、受益者負担金、下水 道費県補助金、下水道使用料、繰越金などを増額するものであります。

議第7号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入につきましては、給水収益を189万3,000円減額し、収益的支出では、原水及び 浄水費181万5,000円と消費税96万3,000円を減額するものであります。

また、資本的収入は、工事負担金を177万5,000円減額し、資本的支出では、配水施設拡張費956万3,000円を減額するものであります。

以上で、平成26年度輪之内町一般会計補正予算及び特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、条例関係、その他について御説明を申し上げます。

議第14号 輪之内町情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、独立行政法 人通則法の一部改正に伴い、条例の関係部分の改正を行うものであります。

議第15号 輪之内町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきましては、 特別職報酬等審議会の所掌事項に教育長の報酬額を追加するものであります。

議第16号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業の対象が小学校に就学している児童となったことから、留守家庭児童教室の入室資格の学年を第6学年まで引き上げるとともに、輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。

議第17号 輪之内町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の改正により、私的契約児に係る保育料、延長保育料、一時預かり保育料について必要な事項を改正するものであります。

議第18号 輪之内町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、下水道法施行令の一部改正により、下水道の排水基準が強化されたことに伴い、改正をするものであります。

議第19号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例につきましては、昼間の火災や 大規模災害に対応する機能別消防団の創設に伴い、改正をするものであります。

議第20号 輪之内町保育の必要性の認定に関する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の制定により、保育の必要性を認定する基準を定めるとともに、児童福祉法の改正により、輪之内町保育の実施に関する条例を廃止するものであります。

議第21号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設等の利用者負担額は 市町村が定めるとされたため、必要な事項を定めるものであります。

議第22号 大垣輪中水防事務組合規約の変更に関する協議につきましては、当該事務組合議員の定数を改正するものであります。

議第23号 輪之内町指定金融機関の指定につきましては、平成21年8月1日から平成27年7月31日までの期間について指定金融機関を定めておりましたが、指定期間が満了しますので、改めて地方自治法施行令第168条の規定により輪之内町指定金融機関を定めるものであります。

議第24号 町道路線の廃止について及び議第25号 町道路線の認定の議案につきましては、道路法の規定により、その手続を行うものであります。

以上をもちまして提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を

# 〇議長(小寺 強君)

日程第6、議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを 議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

# 〇調整監兼住民課長(岩津英雄君)

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を求める。平成27年3月5日提出、輪之内町長。

3名の方を推薦したいと思います。

まず、1人目です。輪之内町大藪1028番地の11、髙木清江様、昭和27年12月10日生まれ、この方は4期目でございます。

2番目、輪之内町四郷1802番地、山田實順様、昭和26年6月16日生まれ、この方は2期目でございます。

3人目、輪之内町中郷新田2067番地、加藤京子様、昭和25年8月20日生まれ、この方は元教員の方で、初めてでございます。

なお、3名の方の任期につきましては、平成27年7月1日から3年間の予定となって おります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 〇議長(小寺 強君)

お諮りします。

ただいま議題となっております議第1号については人事に関するものでありますので、 質疑・討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありません か。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて は、直ちに採決することに決定しました。

これから議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任者と認めることに決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

# 〇議長(小寺 強君)

日程第7、議第2号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

# 〇経営戦略課長(荒川 浩君)

それでは、議第2号、一般会計補正予算について説明を申し上げます。お手元に配付 の議案2ページをお開きください。

議第2号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)。平成26年度輪之内町の 一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億 1,839万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,786万3,000円 と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年 3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

3ページから6ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

7ページの第2表 地方債補正につきましては、庁舎バリアフリー・省エネ改修事業債の一部8,650万円、防災対策室・非常用電源設備整備事業債の全額5,400万円の減額でございます。これらについては、当初、平成26年度の財源として合計で2億3,520万円の起債を発行する予算でございましたが、年度末を迎え、財源全体を見直した結果、2億3,520万円の起債をしなくても財源が確保できる見込みが立ったこと、また起債発行による後年度の負担を勘案した結果、その一部、または全額を取りやめようとするものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明をいたします。

まず初めに、歳出予算の補正について、平成26年度の事業がほぼ完了に近づいてまい

りましたので、各課それぞれ事業の進捗状況と予算の執行状況との精査を行い、不用額 を計上したものでございます。

それでは、予算の増額をお願いしたいものについて、その概要を説明いたします。

23ページをお開きください。款2.項1.目4の文書費のうち、需用費の消耗品費8万7,000円は、加除式書籍に係る追録単価の値上げ、さらには加除式書籍の追録件数の増により追録代がかさんだため、その不足見込み額を計上したものでございます。

次に、24ページの目8. 基金費の財政調整基金積立金につきましては、歳入歳出予算額と歳出補正予算額のバランスをとるため、1,115万4,000円を増額するものでございます。また、土地基盤整備基金積立金の50万円は、歳入の財産収入のうち、土地基盤整備基金利子の増に伴い、当該積立金を増額するもので、その金額については、基金管理上50万円単位といたしております。

続いて、25ページをお開きください。目10.生活安全対策費の補助金の市町村自主運行バス運行費補助金27万8,000円は、名阪近鉄バスに運行を委託している輪之内・羽島線、南北線、町内線の3系統に要する運行費が確定いたしましたので、その運行費補助金の不足額を計上したものでございます。

続きまして、29ページをごらんください。款3.項1.目1の社会福祉総務費の借り上げ料のうち、コピー機借り上げ料1万8,000円は、臨時福祉給付金給付事業と子育て世帯臨時特例給付金給付事業とで共用したコピー機の借り上げ料不足額を計上したものでございます。

次に、目2の障がい者福祉費の扶助費のうち、地域生活支援事業費49万3,000円、身体障がい者福祉対策事業費24万円、補装具費60万円は、いずれもサービスの利用状況や給付実績に基づく推計から不足見込み額を計上したものでございます。

次に、30ページの目5の国民健康保険費の保険基盤安定繰出金845万8,000円と財政安定化支援事業繰出金20万1,000円は、いずれも繰り出し金額の確定によるものでございます。保険基盤安定繰出金は、国民健康保険税納付者の負担軽減を図るもので、低所得者等に対する保険税の軽減額が確定したことによりまして、その不足額を計上いたしております。この繰出金につきましては、国と県からそれぞれ財源の一部を受け入れております。財政安定化支援事業繰出金は、低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど、保険者の責めに帰さない財政事情に着目した補填的な繰出金でございます。この繰出金については、その一部について普通交付税措置がなされております。

続いて、31ページをお開きください。項2.目1の高齢者福祉総務費のうち、繰出金の 後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定繰出金11万8,000円は、先ほどの国民健康保 険税と同様、後期高齢者医療保険料の納付者の負担軽減を図るものでございます。低所 得者等に対して保険料の軽減が確定したことによりまして、その不足額を計上いたして おります。この繰出金についても、県から財源の一部を受け入れております。 続いて、33ページをお開きください。項3.目1の児童福祉総務費の報酬の子ども・子育て会議委員報酬5万5,000円は、当会議の開催回数を2回分追加するものでございます。同じく借り上げ料のコピー機借り上げ料2万1,000円は、先ほど29ページの社会福祉総務費でも御説明をしたコピー機の借り上げ料不足額を計上したものでございます。

次に、目2の手当事務取扱費の消耗品費9,000円は、特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付額が確定してきましたので、これを消化すべく事務費を消耗品費として追加計上するものでございます。なお、当該事務の対象者は23名でございます。

続いて、36ページをお開きください。款4.項2.目2の美化推進費の需用費のうち、光熱水費10万円は、円安などの燃料費の高騰に伴う電気料金の高騰、加えて再生可能エネルギー発電促進賦課金及び太陽光発電促進賦課金の上乗せを要因とする不足見込み額を計上したものでございます。

続いて、38ページをお開きください。款5.項1.目4の耕種農業費の集落営農組合組織化・法人化支援補助金10万円は、今年度、新中郷営農組合が農業生産法人として設立されたことから、去る12月の議会において、その設立に伴う諸経費の負担軽減のため、40万円の定額補助金を御承認いただいたところでございます。そして、このたび同営農組合がさらに認定農業者になられましたので、定額10万円を追加交付するものでございます。なお、本補助金につきましては、前回同様に全額県から財源を受け入れております。次に、目8の農地総務費の委託料、ふるさと農村活性化対策事業委託料の1万7,000円は、当基金の運用益の増加に伴いまして委託料を増額するものでございます。本委託では、本戸土地改良組合がアジサイの下草刈りをするなど輪中堤防の修景美化を行っております。

少し飛んで44ページをお開きください。款8. 項1. 目 1 の非常備消防費のうち、災害補償費の公務災害補償費16万3,000円は、消防団員2名が訓練中に負傷したため、その治療費を補助するものでございます。なお、本補償費については、全額消防団員等公務災害補償等共済基金から受け入れております。同じく負担金のうち、県協会団長研修会負担金1,000円は、負担金の確定により、その不足額を計上するものでございます。

少し飛んで50ページをお開きください。款9. 項4. 目1の奨学金のうち、積立金、修学助成事業奨学金支給基金積立金90万円は、平成26年度に国際クラブから採納しました寄附金240万円を原資として、公募方式により修学資金を必要としている者に1人当たり15万円を10名に支給したところでございますが、その際の残金を当該基金に積み立てるものでございます。

次に、51ページをお開きください。項5.目1の社会教育総務費の備品購入費の管理用備品購入費12万3,000円と積立金の加納良造学術文化振興基金積立金11万円は、基金運用益の増額に伴いまして増額をするものでございます。なお、当該積立金の金額につきましては、当基金条例の第3条の運用により生じた益金のうち、2分の1に相当する金

額は基金に繰り入れるものとするという規定によるものでございます。

次に、52ページの項6.目3の学校給食費の使用料の下水道使用料16万円は、今年度、 第1期から第3期までの使用実績と前年度第4期の使用実績を勘案いたしまして、不足 見込み額を計上したものでございます。

次に、53ページの款10.項1.目1の元金の長期債元金80万6,000円は、借入期間20年、10年利率見直し方式で発行した平成15年度の臨時財政対策債の返済が平成25年度末に前10年を終了しまして、平成26年度の年度当初にあと後半の10年について元利償還金の再計算がありました。その結果、現況の貸付利率の運用によりまして返済する利子総額は減りましたが、元利均等償還の再計算、すなわち元金と利子の割り振りの再計算によりまして元金の中で1回当たりの元金返済額はふえましたので、この不足額を計上するものでございます。

戻りまして、歳入の補正について、町税の税収見込みのほか、県税等を原資として交付金の確定や、算定基礎となる歳出事業費の確定により、連動する補助金や交付金等を補正するものが主でございます。

歳入のうち、増額補正をお願いする、主な1,000万円以上のものを順次説明いたします。

3ページをお開きください。

款1. 項1. 町民税、目1の個人の現年課税分3,490万円は、納税義務者数の増や修正申告等による増収。

目2の法人の現年課税分2,284万円は、企業業績の上昇による増収。

項2.目1の固定資産税の現年課税分1,090万円は、償却資産の増による増収でございます。

続いて、5ページをお開きください。款9.項1.目 1 の地方交付税の普通交付税7,290万6,000円は、7 月の本算定により交付基準額を算定し、その後の交付決定額に合わせて増額するものでございます。

少し飛んで14ページをお開きください。款15.項2.目1の不動産売払収入のうち、土地売払代金1,299万7,000円は、南波地内の町有地14筆、921.46平米と里地内の町有地1筆、284平米を、それぞれ輪之内町土地開発公社と株式会社エヌビーシーに払い下げた土地代金でございます。なお、輪之内町土地開発公社に払い下げた土地につきましては、第2期南波工場用地の開発区域にあった赤道、青道で、昨年10月に株式会社エフピコへ売却していることを申し添えます。

次に、17ページをお開きください。款18.項1.目1の繰越金の1億6,891万1,000円については、補正予算の都度、その財源として充当してきましたが、今回は収入済額に合わせるため、留保してきた残りの剰余金を計上したものでございます。

次に、19ページをお開きください。款19.項5.目5の雑入のうち、経営戦略雑入のそ

の他の4,222万7,000円は、東大藪工業用地と第2期南波工場用地の取得、開発に要した 全経費の5%相当額として輪之内町土地開発公社から支弁手数料の支払いを受けたもの でございます。

続いて、先ほどとは逆に、歳入のうち減額補正をお願いする、主な1,000万円以上の ものを御説明いたします。

戻って恐縮でございますが、9ページをお開きください。

款13. 項2. 目 3 の土木費国庫補助金の道路整備事業交付金2,015万8,000円の減額は、 道路ストック点検業務等、町道23218号線、揖斐川の左岸堤堤防道路でございますが、 それの事業費の確定に伴うものでございます。

次に、少し飛んで16ページをお開きください。款17.項1.目1の財政調整基金繰入金2億5,780万円、目2のその他特定目的基金繰入金の土地基盤整備基金繰入金4,500万円、公共施設等整備基金繰入金1億円の減額は、いずれも26年度の財源として計上していた予算でございますが、今回の補正予算で歳入予算の増額や歳出の不用額の計上等により財源全体を見直した結果、基金繰り入れをしなくても財源のめどが立ったことから、繰り入れの全額を中止したものでございます。

最後に、21ページをお開きください。款20. 項1. 町債については、議案書の第2表でもお示しをしておりますが、庁舎バリアフリー・省エネ改修事業債の一部8,650万円、防災対策室・非常用電源設備整備事業債の全額5,400万円の減額でございます。これらについても、先ほどの繰入金と同様、26年度の財源としていた予算でございますが、財源全体の見直しと後年度の負担を勘案した結果、その一部、また全額を中止しようとするものでございます。

以上で、平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)の説明を終わります。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「議長」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

#### 〇9番(森島正司君)

今、いろいろと概略説明をいただきましたけれども、この一般会計において2億1,800万円の減額になるということですけれども、当初予算において40億2,500万の事業を計画しておったのが38億6,000万で終わったというふうになるわけですけれども、この差額というのはどうなのか。当初の予算で予定していた輪之内町がやっていかなければならない事業、町民が要望しておる事業を反映した予算であったと思うんですけれど

も、それが2億1,800万もの多額の金額が不用になってしまったと。十分な事業効果が あったというふうに考えておられるのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思い ます。

# 〇議長(小寺 強君)

経営戦略課長 荒川浩君。

# 〇経営戦略課長(荒川 浩君)

御質問いただいたことにつきましては、十分な事業効果があったかというお尋ねでございますが、確かに当初は40億2,500万の予算で、この1年間執行してまいりました。端的に言いますと、必要な事業ばかりを上げてございましたが、やっていない事業もあるんではないかというようなお尋ねかと思いますが、確認いたしましたところ、事業につきましては、何らかの理由があるものを除いて不執行事業はないというふうに認識をいたしております。

その何らかの理由があるものというのは、主なものを上げますと、事項別明細書の25ページにございますが、上のほうの企業立地促進奨励金交付事業交付金、当初500万円計上しておりましたが、全額不用額といたしております。これにつきましては、当該交付金の申請を受けましたが、事業の操業に当たり土地建物取得者と実質事業者が違っていたため、交付基準に適さなかったということで、申請を取り下げられたことにより交付額がゼロになりましたので、今回、不用額ということで全額減額というようなことがあります。これ以外に、確認いたしましたところ、一応当初に上げさせていただいておる事業は不執行ということはございません。

したがいまして、これらは常に予算編成においては、歳入においては確実に見込める額、歳出については事業が確実に執行できる適正な額の確保を念頭に26年度も予算編成を行ったわけでございます。その中で、事業執行の際には、入札執行など適正な競争、少しでも経費削減に努めるように私どもも周知しているところでありますし、歳入においては少しでも外部資金を獲得できるように、国・県を初めとする関係機関の補助金メニューを調査、また町が一般財源として自由に使えるお金をふやす工夫をしてもらえるように周知しているところでございます。

いずれにしましても、そういったことで当初予算より歳出全体として約4%減額をしたことになっておりますが、これも事業執行段階における事業精査等の結果かというふうに認識いたしております。以上です。

(挙手する者あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

#### ○9番(森島正司君)

当初見積もりが過大であった可能性も指摘されているんではないかと思うんですけれ

ども

それにしても、途中において予算にゆとりが出てくるということが今やっとわかったんじゃなくて、地方交付税は7月に確定しておる、それから税収なんかにおきましても、もっと早い段階で確定しておるはずですけれども、そういったときに、予算の関係で翌年度送りにしておるという町民の要望、さまざまあると思うんですけれども、そういうものを補正で上げることはなぜできなかったのかということを思うわけですが、その町民の要望に対してどのように考えておられるのか。

まだまだ町民の要望に十分予算の関係で応え切れていない部分がたくさんあると思うんですけれども、例えば建設課のほうで要望事項というのはどのくらい残っておるのかということをお伺いしたいと思います。

# 〇議長(小寺 強君)

建設課長高橋博美君。

# 〇建設課長(高橋博美君)

現時点での数字は詳細には把握しておりませんけれども、昨年の段階では150件ほど ございました。それから、新たに要望をいただいたものと既に要望に対して工事等を行 ったものがございますので、その150件前後、数字的には大差はないと思います。以上 です。

# 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

# 〇議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第2号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、 それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)については、 それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

# 〇議長(小寺 強君)

日程第8、議第3号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

# 〇調整監兼住民課長(岩津英雄君)

議案書8ページをお開きください。

議第3号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。平成26年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,454万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長ということでございます。

9ページ、10ページにつきましては、款項別にその予算額、補正額を示したものでございますので、詳細について事項別明細書にて御説明申し上げます。

歳出のほうから御説明申し上げます。明細書の6ページをお開きください。

款2. 項1. 目1. 一般被保険者療養給付費915万円の追加補正をさせていただきたいと思っております。当初予算より13. 1%の増を見込んでおります。

目2. 退職被保険者等療養給付費95万9,000円を増額いたします。当初予算より2.1%ふえる見込みをいたしております。

7ページに移ります。款2. 項2. 目1. 一般被保険者高額療養費689万6,000円を増額する ものでございます。医療費の増嵩に伴いまして、高額療養費もふえてまいりました。当 初より12.5%ふえる見込みをいたしております。

8ページに移ります。款2. 項4. 目1. 出産育児一時金252万円を減額するものでございますが、当初20名の給付を考えておりましたんですけれども、14名の見込みを立てまして、よって6人分を減額するものでございます。

9ページに移ります。款5.項1.目1.老人保健医療費拠出金でございますけれども、拠出金の確定によりまして5万円の減額でございます。

款7.項1.目2.保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、拠出金の額の確定により649万9,000円を減額するものでございます。

11ページに移ります。款10.項2.目1.財政調整基金費1万7,000円でございますが、基金の預金利息の見込み額を計上するものでございます。

歳入に移ります。3ページをお開きください。

款4. 項1. 目1. 療養給付費等交付金は95万9,000円を増額するものでございますが、これは歳出で説明させていただきました退職被保険者等療養給付費の補正額と同額でございます。

4ページをお開きください。款8.項1.目1.利子及び配当金でございますが、1万

6,000円を増額するものでございます。利子の見込み額を増額するものであります。

5ページ、款9.項1.目1.一般会計繰入金697万8,000円を増額するものでございまして、一般会計のほうと同額を上げてございます。一般会計から繰り出して、それを特別会計で受けるというものでございます。保険基盤安定繰入金845万7,000円増額、助産費等繰入金では168万円の減額、財政安定化支援事業繰入金は20万1,000円の増額ということでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

# 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

# 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

# 〇9番(森島正司君)

今、医療費の増嵩などで増額されたということですけれども、この医療費というのは 済んでおる分でしょうか、それとも今後、これ以降の見込みを含んでやっておられるの か、どっちなんでしょうか。

# 〇議長(小寺 強君)

住民課長 岩津英雄君。

### 〇調整監兼住民課長(岩津英雄君)

医療費は現時点で確定しておるかということでございますけれども、医療費の請求は診療した月の2カ月後に来るということでございますので、これはあくまでも見込みでございます。現在、3月に入りまして、3月には1月分の支払いが今後ありますということで、あと1カ月分、2月分の支払いを見込んで補正させていただいておるところでございます。

#### 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第3号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、 文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

# 〇議長(小寺 強君)

日程第9、議第4号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)及び日程第10、議第5号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)を一括議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

# 〇福祉課長 (田中久晴君)

それでは、説明をさせていただきます。議案書の11ページをお開きください。

議第4号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。平成26年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万7,000円を減額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,969万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月5日提出、輪之内町長。

12ページ、13ページが第1表 歳入歳出予算補正でありまして、款項別の補正予算が示されております。

詳細につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。事項別明細書 3ページをお開きください。

歳入から説明をさせていただきます。

款1.項1.目1.特別徴収保険料で299万3,000円の追加と、同じく目2.普通徴収保険料で275万7,000円を減額するものでございます。平成26年度の保険料の見込みによりまして、その見込み額を計上しております。

4ページ、款2.項1.目2.督促手数料で6,000円の減額でございます。これも収入見込み額により金額を計上しております。

5ページ、款3.項1.目1.保健事業費委託金で73万2,000円の減額です。すこやか健診の実績見込みにより、こちらも収入見込み額を計上しております。

6ページ、款4.項1.目1.一般会計繰入金で4万3,000円の増額でございます。後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の見込みによりまして、事務費繰入金の不用額及び後期高齢者医療広域連合へ納付する保険基盤安定拠出金の確定によりまして、それぞれの繰入

金を計上しております。

7ページ、款5.項1.目1.繰越金でございますが、保留しておりました前年度の決算によりまして繰越金より12万9,000円を計上しております。

8ページ、款6. 項2. 目2. 還付加算金でございますが、後期高齢者医療広域連合からの収入見込み額を計上しております。

次に、歳出を説明させていただきます。10ページをお開きください。

款2. 項1. 目1. 後期高齢者医療広域連合納付金で、歳入にありました収入見込み額と保険基盤安定繰入金の増額分、それぞれを合計しました46万7,000円を計上しております。

11ページ、款3. 項1. 目1. 保健事業費でございますが、こちらもぎふ・すこやか健診の 実績見込みにより、国保連合会へのデータ処理、また管理手数料と健診費用委託料とい うことで、この不用額79万7,000円を計上しております。

12ページ、款4.項1.目2.還付加算金でございます。過年度還付金に係る加算金の見込み額として、歳入の款6の諸収入で補填をさせていただきました同額を計上しております。

以上で、後期高齢者医療につきましての説明を終わらせていただきます。

続きまして、児童発達支援のほうへ移らせていただきます。議案書の14ページとなります。

議第5号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)。平成26年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,612万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年3月5日提出、輪之内町長。

同じように、15ページ、16ページは歳入歳出予算の補正の款項別になりますので、詳細につきましては、事項別明細書のほうで説明をさせていただきます。事項別明細書3ページになります。

こちらも歳入のほうから説明をさせていただきます。

款4. 項1. 目1. 繰越金でございます。保留しておりました前年度の決算による繰越金 199万8,000円を計上しております。

それから4ページ、款5. 諸収入、項2. 目1. 雑入になりますが、歳末たすけあい募金でいただいたお金、2,000円を計上しております。

次に、歳出を説明させていただきます。5ページになります。

款2. 項1. 目1. 児童発達支援事業費で200万円を計上させていただいております。この

200万円は、輪之内町公共施設等整備基金条例に基づきまして、施設の整備に必要な経費に充てるべく基金に編入するものでございます。

以上で、児童発達支援事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

2つの議案を御審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇議長(小寺 強君)

これから一括質疑を行います。 質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

# 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

# 〇9番(森島正司君)

まず、後期高齢者医療保険料のほうで見込み額によって特別徴収保険料がふえて、普通徴収保険料が減額になるというような話でしたが、この見込み額というのは一体どういうものなのか、ちょっとよくわからないんですけれども、調定額を見込んでこういうふうにされたのか。

普通徴収のマイナス275万7,000円というのは、これは調定した結果、調定額が少なくなっているというふうに理解してもいいのかどうか。特別徴収についてはふえるけれども、普通徴収は減った。要するに、所得が見込みの所得と違ってきたということなのかどうか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。なぜこのような変化が出てきたのかということをお伺いしたいと思います。

それから、児童発達支援のほうで今回積立金200万円積み立てると。結局、補正で余裕が出てきたお金を全て積立金に回すと。要するに、事業に必要なお金というのはそんなに要らないということになるんじゃないかと思うわけですけれども。余ったからということですと、こんなに使用料を取らなくてもいいということにもつながっていくんではないかと思うんですけれども、この公共施設等整備基金というのは余ったから積み立てるんだと思うんですが、その辺の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

#### 〇議長(小寺 強君)

福祉課長 田中久晴君。

# 〇福祉課長(田中久晴君)

まず、後期高齢者医療のほうの保険料の見込み額がどういうものかという御質問ですが、今回、特別徴収の増額、それと普通徴収のほうの減額でございます。合計で34万ほど増額になりますが、特別徴収と普通徴収の増減が大きかったのは、まず保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合のほうでその見込み額を算出していただいて、それをもって普通徴収と特別徴収の割合で予算を計上させていただいております。当初予算は65・35の割合で算出していただきましたが、その実績が72の特別徴収の割合という実

績があったので、その調整で今回の補正金額を計上させていただいております。普通徴収と特別徴収の割合が当初予算より大きく変わったということでございます。

それから、児童発達支援のほうの積立金のお話ですが、こちらの特別会計の中身につきましては、収入の主なものは、サービス提供によります給付が主なものでございます。また、歳出につきましての主なものは、人件費が主なものでございます。ですので、利用が多くなりまして、そのサービス給付がふえまして、人件費についてはそんなに変わりませんので多く利用していただいたということで、今回、繰越金が発生したということで、これを今後有効に使わせていただくための積立金というふうでございますので、事業が要らなくなったからということの積立金という意味ではありませんので、その点を会計としての特徴を御説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

# 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

# 〇9番(森島正司君)

今の後期高齢者医療のほうですけれども、特別徴収と普通徴収の割合が65対35が75対 25になったというふうなことなんでしょうか。

これは、なぜそういうふうに変わったのかということも、もしわかったらお願いしたいと思いますけれども。

それから発達支援のほうですけれども、結局、ほとんど人件費であって、人件費が変化がないから、利用者がふえて補助金がふえると、その分だけ基金に積み立てるということになるというふうに理解してもよろしいですか。

#### ○議長(小寺 強君)

福祉課長 田中久晴君。

# 〇福祉課長(田中久晴君)

まず、後期高齢の特別徴収と普通徴収の割合の比率でございますが、先ほど七十幾つと言いましたが、今年度の見込みでは72と28でございます。

その比率が変わった理由としましては、これは計画ではありませんが、特別徴収というのは前年度の2月の仮算定がそのまま移行します。それが高いときに移行したものがそのまま行くと、その翌年の収入が減りますと、それがまた普通徴収に切りかわっても、普通徴収では金額が特別徴収で取られておるので普通徴収では少なくなるといった繰り返しがありますので、そういった特別徴収と普通徴収の切りかえという中でこういった比率の違いが出てくるものだと思っております。

それから児童発達支援につきましては、これは補助金ということではなくて、あくまで児童教室を利用していただいた方に対するサービスとして給付をいただくものでございますので、本年度はこのサービスを受けるべく提供が多く利用していただいたという

ことで、今回はそういった状態になったということでございます。ですので、その分につきましては積み立てをさせていただいた、その目的にさせていただくということでございます。

# 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第4号及び議第5号は、お手元に配りました議案付託 表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第5号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)は、 文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時55分 再開)

# 〇議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

# 〇議長(小寺 強君)

日程第11、議第6号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正 予算(第3号)及び日程12、議第7号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算(第 2号)を一括議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

# 〇建設課長(高橋博美君)

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議第6号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,766万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,100万円と定

めるものでございます。

第2条の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

21ページをお開きください。第2表の地方債補正につきましては、事業費の確定により特定環境保全公共下水道事業債5,680万円の減額でございます。起債の方法、利率、 償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

それでは、詳細につきまして、お手元に配付してございます事項別明細書により説明 を申し上げます。

今回の補正は、補助金等の決定並びに事業内容の変更及び精査による不用額を見込み、 補正を行いましたので、よろしくお願いいたします。

歳出の12ページから説明いたします。

款1.公共下水道費、目1.特定環境保全公共下水道建設費でございますが、報酬につきましては、下水道推進協議会での欠席等による不用額を減額しております。節8.報償費につきましては、受益者負担金の前納者が多かったことによる増額でございます。節11.需用費につきましては、精査による減額でございます。節13.委託料につきましては、請負差金と精査による減額でございます。節15の工事請負費につきましては、国庫補助決定額の減額によるものでございます。節22の補償、補填及び賠償金につきましては、不用額による減額でございます。

目2. 浄化センター管理費では238万9,000円の減額でございます。節11. 需用費につきましては92万5,000円で、消耗品費ほか精査による減額でございます。節12の役務費につきましては、不用額による減額でございます。節13. 委託料119万円の減額は、請負差金と不用額によるものでございます。節18. 備品購入費につきましては、精査による減額をいたしました。

目3. 特定環境保全公共下水道事業整備基金費は45万円の増額でございます。

13ページでございますが、款2.公債費、目1.元金につきましては財源内訳の変更、目 2.利子101万7,000円の減額につきましては、平成25年度の借入額の減と平成26年度中の 一時借入金利子の減によるもの及び財源内訳の変更でございます。

続きまして、歳入でございます。3ページをお開きいただきたいと思います。

款1. 分担金及び負担金、目1. 下水道事業受益者負担金でございますが、653万2,000円の増額でございます。

4ページをごらんください。款2.使用料及び手数料、目1.下水道手数料につきましては、排水設備指定業者手数料を当初10件見込んでおりましたけれども、13件で3件の増でございます。督促手数料については1万1,000円の追加でございます。

目1. 下水道使用料につきましては488万7,000円の増額でございます。

款3. 国庫支出金、目1. 特定環境保全公共下水道費国庫補助金につきましては、国庫補助の金額の確定により減額するものでございます。

続きまして、6ページをお願いします。款4. 県支出金、目1. 特定環境保全公共下水道 費県補助金につきましては、特定基盤整備推進交付金228万6,000円の追加でございます。 款5. 財産収入、目1. 利子及び配当金につきましては、基金利子で9万5,000円の追加 でございます。

8ページをお願いいたします。款6. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. その他特定目的基金繰入金につきましては、1,000万円の減額でございます。

款7の繰越金は600万6,000円の追加でございます。

続きまして、10ページでございますが、款8. 諸収入、項1. 預金利子、目1. 預金利子については4,000円の追加でございます。

同じく項2. 雑入、目1. 雑入は、消費税還付金等128万4,000円の増額でございます。 款9. 町債、目1. 特定環境保全公共下水道事業債につきましては、事業費の確定により 5,680万円の減額でございます。

続きまして、水道のほうでございますが、議案書の22ページをお願いいたします。 議第7号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算(第2号)でございますが、第 1条、平成26年度輪之内町の水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところ による。

第2条、収益的収入及び支出の補正の収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益 189万3,000円の減は、水道使用料を減額するものでございます。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用は、電気代でございます動力費181万5,000 円を減額し、第2項営業外費用は、仮決算によります消費税額がほぼ確定したことによります減額でございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正の収入、第1款第1項の工事負担金177万5,000円 の減額は、水道の加入負担金と消火栓設置工事負担金の減額でございます。

支出、第1款資本的支出の第1項建設改良費956万3,000円の減額は、下水道工事の事業量変更によりまして工事請負費と設計委託料を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(小寺 強君)

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

# 〇9番(森島正司君)

今、長々と朗読していただきましたけれども、その内容がなぜこうなるかという説明 が一言もなかったと思います。 この一番関心があるのは、やはり4,200万円の国庫補助の減額、確定による減だと言われますけれども、どういう要素でこの減額になったのか。その減額になる理由をちょっと教えていただきたいと思います。

## 〇議長(小寺 強君)

建設課長高橋博美君。

## 〇建設課長(高橋博美君)

これは、ここ3年、4年ほど続いておるわけでございますけれども、国のほうから県に対しまして、要望額に対して下水道の管渠布設、新設については何%ですよと全体額が提示されます。その他、耐震補強とか、いろんな項目がございますけれども、未施行の輪之内町につきましては、輪之内町だけではございませんけれども、岐阜県下全体に対しまして要望額のこれだけが補助額だという決定が参りますので、それにあわせて岐阜県のほうから輪之内町の要望額に対してこれだけだという決定通知書が参りまして、その結果、これだけの減額になるものでございます。国のほうの決定でございますので、なぜこういうふうにしたかというのは国のほうの予算配分等が関係してまいりますので、なぜこういうふうにしたかというのは国のほうの予算配分等が関係してまいりますので、ただ、うちのほうとしては要望額に対してこれだけの減額をされた決定通知がなされたということでございます。以上です。

### 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

## 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

#### 〇9番(森島正司君)

ちょっとよくわかりませんけれども、また委員会のほうでお聞きしますけれども、毎年最終補正で減額になるわけですけれども、いつごろこれはわかっているんですか。この減額になるということがいつごろわかるのかということ。

それに対して町としてどういうふうな対策をするかということを、対応策を考えなく ちゃいけないと思うんですけれども、その辺はどのように考えておられるのか、お伺い します。

## 〇議長(小寺 強君)

建設課長高橋博美君。

### 〇建設課長(高橋博美君)

まず、この補正がいつごろわかるのかということでございますけれども、これにつきましては、例年7月ぐらいに内示といいますか、決定になります。通知はもっと後に来ますけれども、内示というような形で7月ぐらいにわかります。

ただ、その時点での補正につきましては、これが10月、11月ぐらいに岐阜県下の自治

体で不用額とか、もっと必要な額という、もう一度県下の中での補助金のやりとりというものが県から連絡が参りますので、その時点でうちが不足の分、手を上げても、その分全部が配分されるか、配分されないか、岐阜県全体で要望額が多いか少ないかによってもまた違います。それで、そういう機会がまた秋にございますので、その時点ではまだ確定というようなことにはなりませんので、補正としてはこの時期になります。以上です。

## 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第6号及び議第7号は、お手元に配りました議案付託 表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補 正予算(第3号)及び議第7号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算(第2号) は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

# 〇議長(小寺 強君)

日程第13、議第8号 平成27年度輪之内町一般会計予算を議題とします。 参事から議案説明を求めます。

加藤智治君。

#### 〇参事兼会計管理者 (加藤智治君)

それでは、別冊予算書のほうをごらんください。 1ページです。

議第8号 平成27年度輪之内町一般会計予算。平成27年度輪之内町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億9,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出 予算」による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定より起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

めくってください。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足額を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

15ページをごらんください。歳入から説明申し上げます。

款1. 町税、項1. 町民税、目1. 個人であります。これにつきましては4億916万円を計上しております。対前年で9%の増となっております。目2の法人につきましては1億2,195万円を計上し、対前年で6.1%の減となっております。合計しまして、町民税としましては5億3,111万円でございます。5.1%の増となっております。

次に町税でありますが、固定資産税 7 億8,900万円を組んでおります。0.8%の増加となっております。

次のページをごらんください。軽自動車税で2,520万円を計上しております。対前年で6.2%の増となっております。

次の町たばこ税で4,849万円を見ております。0.7%の減で見ております。

次のページをごらんください。地方譲与税の地方揮発油譲与税で1,800万円を見ておりまして、100万円の減となっておりますが、地方財政計画の算定率の見込みによりまして計上しております。

その下の自動車重量譲与税につきましても100万円の減となっておりますが、これに つきましても地方財政計画の算定率の見込みによるものでございます。

次のページの利子割交付金でございます。これにつきましては200万円を計上しております。

次のページ、配当割交付金につきましても、地方財政計画の算定率により計上しておるものでございます。

次のページの株式等譲渡所得割交付金につきましても同様でございます。

次に、地方消費税交付金につきましては1億3,900万円を組んでおります。これは対前年で67.4%の増でございます。昨年4月の消費税率の引き上げに伴い、算定率の引き上げによるものでございます。

ちょっと飛びまして、24ページをごらんください。地方交付税で8億4,000万円、前 年並みを計上しております。

26ページをごらんください。款11. 分担金及び負担金、項1. 負担金、目1. 民生費負担

金につきましては、本年度は7,268万3,000円を計上しておりまして、おおむね前年並みを計上しております。

教育費負担金につきましても、おおむね前年並みを計上しております。

次のページをごらんください。使用料及び手数料でございます。目2の民生使用料をごらんください。90万2,000円を組んでおりますが、前年に比べまして782万9,000円を減額しておりますが、これにつきましては制度改正による減でありまして、私的契約児の使用料が大幅に減っております。

29ページをごらんください。款13. 国庫支出金、項1. 国庫負担金の目1. 民生費国庫負担金で2億1,521万5,000円を計上しておりますが、0.9%増となっております。節3の児童手当費負担金につきましては280万円ほど減額しておりますが、これにつきましては対象人数の減であります。

次の30ページをごらんください。国庫支出金、民生費国庫補助金でございます。本年度は2,799万円を計上しております。臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給金額の減によるものでございます。

目3の土木費国庫補助金につきましては4,426万2,000円減額になっておりますが、これにつきましては、揖斐川堤防舗装の工事が終了したことに伴います補助金の減でございます。

次の教育費国庫補助金につきましては6,114万3,000円で、対前年で5,680万円増額しております。小学校費補助金の説明の一番下の3.公立学校施設整備費補助金4,707万1,000円が計上してありますが、これが新規でございます。

32ページをごらんください。県支出金の県負担金、目2の民生費県負担金で9,638万2,000円を組んでおり、増額300万円ほどとしておりますが、社会福祉費負担金と国民健康保険費負担金の増が主なものでございます。

次に、項2. 県補助金でございます。次のページへ参りまして、目4の農林水産業費県補助金1億1,856万9,000円、1億94万円の増となっておりますが、これにつきましては説明の中の4番で多面的機能支払交付金というところですが、農地・水対策の支払交付金が多面的機能支払交付金という名称に変わっております。それから、一番下の10番の機構集積協力金補助金、それからその上の40万円もそうですが、この2つ、9番、10番が新規ということになっております。

次の目5. 土木費県補助金につきましては1,344万7,000円の減になっておりますけれども、道路橋りょう費補助金で減になっております。

次の34ページをお願いします。県支出金、一番上の総務費委託金2,018万3,000円、317万3,000円増となっておりますけれども、統計調査費委託金の説明の6で国勢調査委託金、本年10月1日を基準日としまして国勢調査を行います。5年に1度行われるものでありますが、この部分の増が主なものでございます。

38ページをごらんください。繰入金、基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金、その他特定目的基金繰入金、2つありますけれども、総額で1億1,785万3,000円の減で計上しております。

44ページをごらんください。町債では総務費債としまして2億1,320万円の減で組んでおりますけれども、庁舎改修工事の終了に伴います減であります。

教育債のほうでは7,060万円組んでおりますが、これは仁木小学校の大規模改修工事のための起債でございます。

歳出に入ります。

議会費で4,621万円を計上しております。節4の共済費で議員共済会事務費負担金が ふえておるのが主な要因でございます。

次に、総務費の総務管理費、一般管理費で3,661万5,000円を計上しております。これにつきましては、対前年で342万4,000円の減でありますが、大きなものでは、節7の賃金で120万円ほど減額になっております。それから、次のページの一番上の備品購入費で20万円計上しておりますが、ここで230万円ほどの減額をしております。

目2の人事管理費6億481万6,000円でございます。

48ページをごらんください。目4の文書費をお願いします。1,050万円でございますが、これにつきましては、節13の委託料、社会保障・税番号制度対応業務委託料としまして195万6,000円が増の主な原因となっております。

次のページ、目7. 財産管理費5,674万3,000円でございますが、これも大幅な減となっております。庁舎改修工事の請負費の減でございます。

50ページをごらんください。下のほうですが、目9. 企画費3,958万4,000円で、861万1,000円の増になっております。これにつきましては、次のページの委託料で説明の103と104、公共施設等総合管理計画策定委託料、それから総合計画策定業務委託料の2つが新規で増の原因となっております。それから、負担金、補助及び交付金でございますけれども、一番下の3の交付金です。企業立地促進奨励金交付事業の交付金を去年は500万円組んでおりましたが、ここは科目存置というふうにしております。そこで減になっております。

次のページをごらんください。生活安全対策費で4,156万8,000円を計上しております。 節13の委託料で1,100万円ほど減になっております。これは自主運行の委託料の減でご ざいます。

次のページをごらんください。電子計算費で5,567万8,000円につきましては、委託料のシステム保守修正委託料で500万円ほど増額になっております。社会保障・税番号制度に係りますシステム改修でございます。それから、その下の借り上げ料のコンピューター機器借り上げ料では290万円ほど減額になっております。

次の54ページをごらんください。徴税費でございます。税務総務費につきましては、

前年並みを計上しております。

賦課徴収費についても同様でございます。

56ページをごらんください。戸籍住民基本台帳費で1,588万2,000円を計上しております。負担金、補助及び交付金で、交付金の説明の101.個人番号カード関連事務交付金で300万円ほどふやしております。

次のページの選挙費では、目3の岐阜県議会議員選挙費をふやしております。

めくっていただきまして、町長・町議会議員選挙費の費用もふやしております。

次のページ、統計調査費でございますが、目3の臨時指定統計費につきましては、先ほど申しましたように10月1日の国勢調査がございますので、それに関する経費を計上しておるものでございます。

61ページをごらんください。民生費に入ります。社会福祉費で目1の社会福祉総務費2,919万9,000円で800万円ほど減しておりますが、ここの中で右の節13の委託料の105番になりますけれども、婚活サポート事業委託料は新規でございます。それから、負担金、補助及び交付金の中で700万円ほど減しておりますが、次のページをごらんください。補助金の102の町社会福祉協議会事業補助金、ここでは300万円ほど増しておりますが、1,251万1,000円を計上しております。それから一番下の臨時福祉給付金につきましては、1,000万円ほど減になっております。

次に、目2の障がい者福祉費で1億3,377万円を計上しておりますが、これにつきましては、次のページの下のほうの節20. 扶助費の101. 障害者自立支援給付費で600万円ほどふえております。それから、103の地域生活支援事業費も130万円ほどふえております。この増が主なものでございます。

次のページをごらんください。目4の福祉医療費につきましては200万円ほどふえて おりますが、これは扶助費の増によるものでございます。

それから、国民健康保険費6,547万9,000円でございますが、これにつきましては繰出金としまして、説明の中にあります101と102の保険基盤安定繰出金と職員給与費等繰出金、両方足しまして560万円ほどふえておるのが要因でございます。

次のページをごらんください。高齢者福祉費でございます。高齢者福祉総務費では1億5,205万8,000円を計上しております。500万円ほど減しておるわけでございますが、次のページの19番負担金、補助及び交付金の説明の107.あすわ苑老人福祉施設事務組合負担金で520万円ほど減になっております。

69ページをごらんください。目4の介護保険費1億2,962万2,000円でございますが、これにつきましては負担金、補助及び交付金の中で安八郡広域連合負担金が450万円ほどふえておるのが要因でございます。

70ページをごらんください。児童福祉費であります。目1.児童福祉総務費では715万5,000円減しておりますが、節19.負担金、補助及び交付金の中で子育て世帯臨時特例給

付金は、額の変更に伴いまして820万円ほど減額になっておるのが大きな要因でございます。

次のページの目3. 児童手当費 2億614万7,000円でございます。これにつきまして400万円ほど減しておりますけれども、これは扶助費の中の該当人数の減が主なものでございます。

次に、児童福祉施設費 1 億6,396万9,000円で1,400万円ほどふえておるわけでございますが、これは臨時保育士の増による賃金の増が主なものでございます。次のページをごらんください。節13の委託料です。ここでは広域入所児童委託料としまして、これが300万円ほどふえております。

75ページをごらんください。衛生費で保健衛生費、保健衛生総務費では5,151万7,000 円を組んでおります。ここでは賃金の中で、栄養士、保健師が産休、育休に入ります関係で臨時で職員を雇うもので、人件費がここで240万円ほどふえております。それから一番下の委託料につきましては、次のページをごらんください。説明の中で115、116の2つが新規になっております。ここで1,100万円ほど新規でふやしておりますのが増の原因であります。

78ページをごらんください。予防費の委託料で説明の108、109、健康管理システム検診結果等入力委託料、それから健康管理システム検診票等出力委託料、この2つについて新規で計上しております。

目3の環境衛生費5,220万3,000円につきましては、おおむね前年並みを計上しておる ところでございます。

80ページをごらんください。衛生費で清掃費、清掃総務費でございます。ここでは、 負担金、補助及び交付金で説明の101の西濃環境整備組合負担金が280万円ほど減額になっております。それから、103の大垣衛生施設組合負担金が780万円ほど減になっております。

目2の美化推進費では4,516万7,000円を組んでおりますが、800万円ほど減になっております。エコドームの生ごみ処理機を昨年購入しまして、今年は購入しませんのでその分の減が要因であります。

82ページをごらんください。農林水産業費、農業費の目1. 農業委員会費475万5,000円、116万6,000円の増になっています。これにつきまして大きなものは、旅費の中の費用弁償をふやしております。

目2の農業総務費5,041万8,000円、4,879万5,000円増と大きく伸びておりますが、これにつきましては負担金、補助及び交付金の中で一番下の101.機構集積協力金補助金が4,900万円、これが新規で上がっております。これが増の原因でございます。

85ページをごらんください。目8の農地総務費1億1,164万7,000円でございます。こちらのほうも8,400万円ほど増になっております。負担金、補助及び交付金の中で説明

の負担金、102. 多面的機能支払交付金7,066万円が新規であります。それから、下の104の土地改良事業負担金3,474万5,000円も新規であります。新規といいましても、下の土地改良事業負担金につきましては、今まで建設課で計上しておりましたが、これを産業課のほうに移しかえたものでございます。

86ページをごらんください。商工費、商工総務費では884万8,000円を計上しておりますが、これにつきましては街路灯事業委託料としまして360万円ほど前年よりふやしております。

目3の観光推進費では1,204万円を計上しております。これにつきましては、節13の 委託料で地域コミュニティー活性化事業運営委託料が新規でございます。これは社協に 委託するものでございます。それから、その下の使用料及び賃借料では住宅使用料とし まして、先ほどの社協に委託した事業をやっていただく場所を借りるための使用料でご ざいます。

88ページをごらんください。土木費に入ります。土木総務費で1,163万3,000円でございますが、100万円ほどふえております。委託料で101の道路台帳修正委託料で140万円ほどふえております。

90ページをごらんください。道路橋りょう費でございます。目2の道路維持費で5,300万円ほど減っておりますが、これにつきましては、27年度の工事計画に基づきまして予算立てをしたところ、これだけ減ったということでございます。

次の道路新設改良費の中では475万8,000円ということで1億6,700万円ほど減っておりますが、これは南波堤防道路の工事が完了しましたので設計費や工事費等の減が主なものでございます。

目4の橋りょう維持費につきましては1,100万円ほどふえておりますが、橋の長寿命 化を図るべく、橋梁の工事を組んでおります。

次の用悪水路費では2,400万円ほどの減となっておりますが、今年の工事計画による ものでございます。

92ページをごらんください。河川費につきましては、河川総務費2,059万9,000円で1,100万円ほどの減となっておりますが、これは委託料と工事請負費の減が主なものでございまして、去年、PCBの入っておりますコンデンサ処分に600万円ほどありましたが、これが終了しておりますことと、工事請負費等の減ということが主な要因でございます。

次に、都市計画費の都市計画総務費では1,460万円計上しておりまして、大幅にふえております。これにつきましては、節13の委託料で都市計画基礎調査委託料、これは5年ごとに行われるものでございますが、27年度はこれをやることになっておりまして、この部分の費用がふえたものでございます。

その下の公共下水道費では1億8,000万円を計上しておりまして、これは前年同額と

なっております。

94ページをごらんください。消防費の非常備消防費では534万円ふえておりますけれども、節19. 負担金、補助及び交付金の中で負担金、説明104の大垣消防組合負担金が440万円ほどふえておるのが大きな要因でございます。19の下のほうへ行っていただきまして、補助金、説明の104と105の2つ、消防団幹部研修事業補助金と女性防火クラブ幹部研修事業補助金、この2つは新規に計上しております。

目2の消防施設費で718万円、昨年より890万円ほど減しておりますが、これにつきましては、ポンプ積載車の更新が終了したことによります予算の減でございます。

防災費につきましては250万円ほどの減になっておりますが、需用費の減が主なものでございます。

次の97ページの一番下のほうの防災センター管理費380万6,000円でございますが、工 事請負費では防災センターの工事をするための工事費をふやしております。

99ページをごらんください。教育費に入ります。教育総務費では、目1.教育委員会費につきましては、前年並みを計上しております。

事務局費としましては1,300万円ほどふやしておりますが、大きなもので賃金、それから報償費のところで上がっております。次のページの節13.委託料につきましては、去年補正で組みました、説明の104.アレルギーチェックシステム保守委託料を当初からこうやって組ませていただいております。次のページの一番上、工事請負費では、情報教育工事請負費で356万4,000円を組んでおります。それから、その下の備品購入費でも情報教育備品購入費が新規で上がっております。

一番下の目3. プラネットプラザ管理費では4,121万3,000円を計上し、2,000万円ほどの減になっておりますが、需用費の修繕料の減及び図書館外壁修理工事が完了したことによります工事費の減が主なものでございます。

104ページをごらんください。小学校費でございます。小学校管理費の2億9,629万6,000円は、2億3,000万円ほど大きくふえておりますが、仁木小学校の大規模改造工事に係ります増でございます。委託料の中の説明の一番下、115の仁木小学校大規模改修工事監理業務委託料で605万9,000円組んでおります。それから、その下へ行きまして工事請負費のほうで小学校の工事費としまして2億4,200万円ほど組んでおります。

目2の教育振興費で3,065万円、380万円ほどの増につきましては、教科書改訂によりまして新しい教科書を購入するための費用の増が主なものでございます。

107ページをごらんください。中学校費です。中学校管理費では9,652万5,000円を計上しております。7,234万2,000円の増となっておりますけれども、これにつきましては節13の委託料、説明の中の次のページの一番下になりますが、115.中学校エレベーター等整備工事設計監理業務委託料が新規になっております。それから、工事請負費の中で中学校修繕工事費となっておりまして、これは北舎のエレベーター工事とかバリアフリ

一に係る工事費の金額をここに計上しております。

以後のページにつきましては、おおむね前年並みを計上しております。

114ページまで飛びます。目2. 体育施設費で410万9,000円を組んでおります。ここでは564万5,000円の減でございますが、これはテニスコートのフェンス取りかえ工事を26年度に行いましたけれども、これが終了しましたことによります減でございます。

目3の学校給食費3,009万円で739万9,000円の減でございますが、これにつきまして も給食センターの外壁等の工事が完了したことに伴います減が主な要因でございます。

以上で、一般会計の予算説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

## 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

# 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

## 〇9番(森島正司君)

27年度の予算は骨格予算ということで絞ってあるというような説明でしたけれども、 その中で土木費のほうで7,000万円ほど、道路も含めるとかなり大幅な減額になってお るということですけれども、先ほどの最終の補正予算でも町民の要望が幾つかあるとい うようなときに、骨格予算だからということで減額されている。

4年前といいますか、前回も骨格予算ということで絞られていたわけですけれども、 結局、追加というのはごく限られたものでしかなかったというふうに思うわけですけれ ども。

今回、町長も立候補を予定されていると聞いておりますけれども、こういった町民の要望を確実に実現していくためには的確な予算計上というのは必要だと思いますが、その辺をどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

#### 〇議長(小寺 強君)

参事 加藤智治君。

### 〇参事兼会計管理者 (加藤智治君)

一応骨格ということで組んでおりますが、どうしてもやらなければいけない小学校の 工事とか、それから中学校の工事とか、それから建設土木の中でも最小必要、当初の予 定どおりの工事費は最初から組むということで組んでおります。

それで、そこの中でまた新体制が固まりましてから、次の新たな要望とか、それから 新規事業については、そこに補正をしていくという計画になっております。以上です。

(挙手する者あり)

## 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

## 〇9番(森島正司君)

新しい体制になれば、確実に増額はあり得るというふうに解釈してもよろしいですか。

## 〇議長(小寺 強君)

参事 加藤智治君。

# 〇参事兼会計管理者 (加藤智治君)

はい、増額する予定であります。

## 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第8号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、 それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 平成27年度輪之内町一般会計予算については、それぞれ所管 の常任委員会に付託することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

#### 〇議長(小寺 強君)

日程第14、議第9号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、日程第15、 議第10号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算、日程第16、議第11号 平 成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を一括議題とします。

参事から議案説明を求めます。

加藤智治君。

# 〇参事兼会計管理者 (加藤智治君)

それでは、予算書の133ページをごらんください。

議第9号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算。平成27年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出 予算」による。 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、6,000万円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月5日提出、輪之内町長。

141ページをごらんください。

歳入から御説明申し上げます。国民健康保険税としましては、目1で一般被保険者国民健康保険税につきましては2億2,856万2,000円を計上しております。一般被保険者数2,350人、介護につきましては800人ということで計算し、計上しております。

目 2 の退職被保険者等国民健康保険税2,091万5,000円を計上しております。これにつきましては、退職者150人、介護125人、後期高齢者150人で計算をしております。

143ページをごらんください。国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金で1億7,256万4,000円を計上しております。これは、一般被保険者の医療費の増が主な要因でございます。

高額医療費共同事業負担金、それから特定健康診査等負担金につきましては、おおむ ね前年並みを計上しております。

次に、項2. 国庫補助金、目1の財政調整交付金でありますが、これにつきましても一般被保険者の医療費の増に伴う増額が主な要因でございます。

次のページをごらんください。療養給付費等交付金で5,482万1,000円を計上しておりますが、退職被保険者に係る経費に対して収入で賄うことができない部分を基金より交付されるので、その金額を計上しているものでございます。

次のページの前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満までの方を対象に しておりますが、支払基金からの数値をもとに計上しているところでございます。

次のページをごらんください。県支出金の県負担金、高額医療費共同事業負担金につきましては、おおむね前年並みでございます。

特定健康診査等負担金につきましてもおおむね前年並みで、こちらにつきましては国 庫負担金と同額を計上しておるものでございます。

次の項2. 県補助金、目1の財政調整交付金につきましても、一般被保険者の医療費の 増に伴いまして県の補助金もふえるものでございます。

共同事業交付金につきましては高額医療費共同事業交付金でございまして、これは過去の実績によりまして計上しておるものでございます。

保険財政共同安定化事業交付金につきましては1億6,000万円ほどの大幅な増になっておりますけれども、これは制度改正によりまして大幅な増となっているところでございます。

149ページをごらんください。繰入金でございます。他会計繰入金で一般会計繰入金につきましては、過去の実績により計上しておるものでございます。

153ページをごらんください。

歳出のほうに入ります。款1.総務費、項1.総務管理費、目1の一般管理費につきましては400万円ほどふえておるわけでございますが、人件費の増によるものが主なものでございます。

めくっていただきまして、155ページをごらんください。保険給付費の療養諸費でございます。目1の一般被保険者療養給付費でございますが、これにつきましては対象者2,350人で、1人当たり20万6,554円で計算しております。

退職被保険者等療養給付費につきましては、対象者150人で、1人当たり32万8,280円で計算しております。

次のページをごらんください。高額療養費です。目1の一般被保険者高額療養費につきましては、対象者2,350人で、1人当たり2万9,093円で計算しております。

退職被保険者等高額療養費につきましては、対象者150人で、1人当たりは5万1,583円で計算しております。

160ページをごらんください。後期高齢者支援金につきましては、支払基金から通知された金額を計上しているものでございます。

163ページをごらんください。介護納付金につきましても、支払基金から通知されております額を計上しているものでございます。

次のページをごらんください。共同事業拠出金であります。共同事業拠出金の中で2番目、保険財政共同安定化事業拠出金が1億5,000万円増と大幅な増になっておるわけでございますが、これは制度改正による増でございます。この3つの目に対する金額も国保連合会から通知されております金額を計上しておるものでございます。

次のページの特定健康診査等事業費につきましては、特定健診に係る経費を計上しているものでございます。

これで国保の説明を終わらせていただきます。

次に、177ページをごらんください。

議第10号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算。平成27年度輪之内町の 後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出 予算」による。平成27年3月5日提出、輪之内町長。

183ページをごらんください。

歳入から御説明申し上げます。後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収保険料と普通徴収保険料というのがありますが、これにつきましては、予算的には特別徴収

75%、普通徴収25%という割合で計算しております。総人数としましては982人でございます。広域連合の予想保険料により算出して計上しております。合計ではおおむね前年並みとなっております。

185ページをごらんください。後期高齢者医療広域連合支出金の委託金でございます。 保健事業費委託金につきましてはすこやか健診に係るもので、対象者を520人としております。

191ページをごらんください。

歳出に入ります。総務費の総務管理費、目1の一般管理費につきましては、おおむね 前年並みを計上しております。

193ページの保健事業費につきましては、これもおおむね前年並みでございますが、健診費用の委託料が主な項目になっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、児童発達支援の説明に入ります。

197ページをお開きください。

議第11号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算。平成27年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出 予算」による。平成27年3月5日提出、輪之内町長。

203ページをごらんください。

歳入から説明申し上げます。障害児給付費でございます。児童発達支援費としまして 1,291万4,000円を組んでおります。これは利用者を17人として算定しております。

次のページをごらんください。児童発達支援使用料につきましては前年同額を計上しておりますが、これは利用者からいただく負担額でございます。

209ページをごらんください。

歳出の説明をいたします。総務費の一般管理費につきましては、前年並みを計上して おります。

次のページをごらんください。児童発達支援事業費につきましても、前年並みを計上 しております。

以上で、児童発達支援事業特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### 〇議長(小寺 強君)

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

## 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

## 〇9番(森島正司君)

国保事業の制度改正という言葉がありましたけれども、その内容については、これは 委員会のほうで詳しく説明してもらえるんでしょうか。ぜひ、どういうことなのか、そ の必要性とか、そういうことも含めて、今、概略がわかれば教えていただきたいと思い ます。

## 〇議長(小寺 強君)

岩津英雄君。

## 〇調整監兼住民課長(岩津英雄君)

その制度の改正について御説明させていただきます。

この保険基盤安定の共同事業につきましては、平成26年度までは1つのレセプト当たり30万円を超える部分についてその対象としておりましたが、それが要するに1円から80万円、80万円を超えると高額共同事業になりますので、その制度拡充といいますか、そういったことによりまして、みんなの保険者でその是正をしていく、保険を掛けていくといったようなものでございます。

また、詳しくは委員会で御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

# 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第9号から議第11号は、お手元に配りました議案付託 表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、議第10号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び議第11号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後0時00分 休憩)

## 〇議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

\_\_\_\_\_\_

## 〇議長(小寺 強君)

日程第17、議第12号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 及び日程第18、議第13号 平成27年度輪之内町水道事業会計予算を一括議題とします。 参事から議案説明を求めます。

加藤智治君。

# 〇参事兼会計管理者 (加藤智治君)

それでは、議案書の217ページをお開きください。

議第12号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。平成27年 度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出 予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。平成27年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

225ページをごらんください。

歳入から御説明申し上げます。分担金及び負担金の下水道事業受益者負担金につきましては、311万5,000円のマイナスになっておりますけれども、新規で103件を見込んで計上しております。

次のページをごらんください。下の使用料及び手数料、使用料、下水道使用料ですが、6,372万8,000円を見込んでおります。これにつきましては、818件を見込んでおります。 次のページ、国庫支出金の国庫補助金につきましては、前年同額を計上しております。 230ページをごらんください。繰入金、基金繰入金、その他特定目的基金繰入金につきましては、前年同額であります。

一般会計繰入金につきましても、前年同額を組んでおります。

232ページをごらんください。雑入で160万7,000円を計上しておりますが、これにつきましては消費税の還付金を見込んでおります。

次のページの町債につきましては、特定環境保全公共下水道事業債としまして前年同額を計上しております。

次に、歳出に入ります。公共下水道費の特定環境保全公共下水道費、特定環境保全公

共下水道建設費で4億7,192万4,000円を計上しております。8,339万円の減になっております。これにつきましては、委託料で1,100万円ほどふやしておりますけれども、工事請負費のほうで2,000万円ほど減額しておるのが要因でございます。

次のページをごらんください。浄化センター管理費で5,809万4,000円を計上しております。300万円弱ふえておりますが、これにつきましては接続者の増によりまして処理 委託料の増加が主な原因でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。 次に、水道事業会計予算の説明をさせていただきます。

245ページをお願いいたします。

議第13号 平成27年度輪之内町水道事業会計予算。

第1条、平成27年度輪之内町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水戸数は2,960戸であります。(4)の イ.配水管改良事業につきましては8,313万3,000円で、前年より1,393万円の減額であ ります。

第3条では収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるということで、収入1億2,571万3,000円、支出1億1,123万3,000円としております。

次のページをごらんください。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと 定めるということで、収入を2,338万7,000円、支出を1億276万7,000円と定め、不足す る額7,938万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございま す。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと 定める。(1)第3条予算内での各項間での流用、(2)第4条予算内での各項間での流用。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、 またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければな らない。これにつきましては、職員給与費の流用について制限しているものでございま す。

第7条、棚卸資産の購入限度額は、30万円と定めるものであります。平成27年3月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

266ページをごらんください。輪之内町水道事業会計収支予算明細書のほうで説明させていただきます。

款1. 水道事業収益、項1の営業収益で給水収益でございますが、1億749万9,000円を 計上しておりまして、おおむね前年並みで計上しております。

その他営業収益でございますが、大きなものでは消火栓の維持管理費100万円を見ております。

次のページ、営業外収益でございます。一番上では預金利息としまして50万5,000円

を計上しております。

目3の長期前受金戻入では1,654万3,000円を計上しておりますけれども、前年度並みで計上しております。

次のページをごらんください。水道事業費の営業費用でございます。原水及び浄水費でございますが、委託料で第1水源地の点検と耐震診断等の調査委託ということで、下2項目が新規でございます。これが増の主な要因でございます。

次に、目2.配水及び給水費、これは前年並みを計上しております。

次に、目3. 総係費につきましては、人件費、事務費等に関する費用でございます。節の中ほどですが、貸倒引当金繰入額で300万円ほどの減になっておるのが大きな要因でございます。

次にめくってください。270ページの目4. 減価償却費は5,727万5,000円で、おおむね前年並みを計上しております。

それから、これら本年度の営業費用の総額は9,885万3,000円であります。

次のページ、営業外費用に移ります。支払利息につきましては815万円を計上しております。

3の公課費につきましては、消費税及び地方消費税ということで273万9,000円を見込んでおります。

それから特別損失としましては、今年に関してはゼロです。26年度に計上したことによって一気に処理しましたので、今年度はゼロということになります。

次のページをごらんください。272ページです。資本的収入でございます。工事負担金といたしましては、本年度は338万7,000円を計上しております。加入負担金としましては25件を見込んでおります。それから消火栓設置につきましては、6基を予定しております。

次の補償金につきましては2,000万円を計上しておりまして、これにつきましては下 水道事業会計のほうから水道事業会計への補償金でございます。

次のページ、資本的支出では、配水施設拡張費としまして8,313万3,000円を計上して おります。設計及び工事費ということで、今年は8,300万円ほどの設計及び工事を計画 しているものでございます。

次の最後の企業債償還金につきましては、本年度は1,937万円を償還する予定で計上しております。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(小寺 強君)

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第12号及び議第13号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び議第13号 平成27年度輪之内町水道事業会計予算については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

## 〇議長(小寺 強君)

日程第19、議第14号 輪之内町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題と します。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

# 〇総務課長(兒玉 隆君)

それでは、御説明をいたします。議案書のほうは26ページでございます。新旧対照表につきましては、1ページでございます。あわせて御参照いただきたいと思います。

議第14号 輪之内町情報公開条例の一部を改正する条例について。輪之内町情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年3月5日提出、輪之内町長でございます。

27ページに改正条例が載せてございます。

今回、改正を行う理由でございますけれども、平成26年6月13日に独立行政法人通則 法の一部を改正する法律が施行されまして、27年4月1日から施行されるということに なりました。現行の制度におきましては、全独立行政法人について一律に捉えられてき たわけですけれども、そのことを見直しまして、業務の特性に応じて独立行政法人のマ ネジメントを行うために、中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人に分 類するということにされました。

これまでの独立行政法人のうち、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要なものについては特定独立行政法人として区分されておりました。それで、輪之内町の情報公開条例におきましても、第7条第2号のウのところに特定独立行政法人という名称が出てきておるわけでございますけれども、この独立行政法人通則法の一部を

改正する法律によりまして独立行政法人の定義が変わりまして、これまでの特定独立行 政法人に相当するものが先ほど3つ述べました中の行政執行法人に変わるということに なります。

したがいまして、条例中にございます「特定独立行政法人」という言葉を「行政執行 法人」に改めるものでございます。

その前の「第2条第2項」にアンダーラインがございますけれども、こちらのほうは 法律の改正によりまして相当する部分が「第2条第4項」に変更になるということから、 条例につきましても法律改正にあわせて改正をするというものでございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するということにしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

# 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

# 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第14号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 輪之内町情報公開条例の一部を改正する条例については、原 案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

### 〇議長(小寺 強君)

日程第20、議第15号 輪之内町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

## 〇総務課長(兒玉 隆君)

それでは、御説明をいたします。議案書は28ページをお願いいたします。新旧対照表につきましては、3ページをお願いいたします。

議第15号 輪之内町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。輪之内町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年3月5日提出、輪之内町長でございます。

改正条例につきましては、29ページに掲載をしております。

平成26年6月20日に公布をされました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されまして、教育長が一般職から特別職に変更になるということでございます。

なお、当町の教育長につきましては経過措置がございますので、4月1日から変わる ということではございません。

それで、教育長が特別職になるということから、教育長の給料の額につきましても特別職報酬等審議会で審議するということにしたいために輪之内町特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものでございます。

改正箇所につきましては、第2条のところでございますけれども、「副町長」の後に「及び教育長」を追加いたしまして、教育長の給料の額を審議することができるようにするということでございます。

それから字句の訂正でございますけれども、これまで「聞く」という表現をしておりましたけれども、こちらを「聴く」に改めるというものでございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するということにしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

### 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

### 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

#### 〇9番(森島正司君)

今、説明の中で教育長、輪之内町については特例措置でということでしたけれども、 それはどこに記載があるわけですか。

### 〇議長(小寺 強君)

総務課長 兒玉隆君。

## 〇総務課長(兒玉 隆君)

特例措置につきましては、先ほど申し上げました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、そちらのほうに特例というか、経過措置が定められております。以上です。

(挙手する者あり)

# 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

# 〇9番(森島正司君)

今、そのことについては、この条例に掲載することは必要ないわけですか。

## 〇議長(小寺 強君)

総務課長 兒玉隆君。

# 〇総務課長(兒玉 隆君)

必要ございません。以上です。

# 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

# 〇議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

これから議第15号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第15号 輪之内町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

### 〇議長(小寺 強君)

日程第21、議第16号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

松井均君。

# 〇教育課長(松井 均君)

それでは、お手元のほうの議案書、続いて30ページ、それから新旧対照表のほうは4 ページをごらんいただきたいと思います。

議第16号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年3月5日提出、輪之内町長。

31ページのほうに条例の改正文がございまして、新旧対照表の4ページに改正案と現 行をお示しさせていただいています。

まず、第1条と第7条につきましては、平成26年9月の定例議会においても可決され、 その後、公布されました輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の中で指導という言葉でなく、支援という言葉を使用しております。それ に合わせて、「指導」を「支援」に改めるというものでございます。

次に第4条につきましては、児童福祉法の一部改正がございました。この児童福祉法も施行は27年4月1日になるわけですけれども、その中で小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童という、「おおむね10歳未満の」という部分が削られます。小学校に就学している児童というふうになりますので、私どもは第4条中では「第3学年」までというふうになっておりますけれども、それを「第6学年」に改めるという措置をしていきたいということで条例改正を行うものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

#### 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

#### 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第16号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、 文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改

### 〇議長(小寺 強君)

日程第22、議第17号 輪之内町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

# 〇福祉課長 (田中久晴君)

それでは、説明をさせていただきます。議案書は、次の32ページでございます。また、 新旧対照表につきましては5ページでございますので、よろしくお願いいたします。

議第17号 輪之内町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年3月5日提出、輪之内町長でございます。

33ページ、34ページが一部改正する条例でございます。

今回の一部改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴いまして、私的契約児に 係る保育料、また延長保育料、そして一時預かり保育料につきまして、その徴収に関す る根拠を定めるものということで、その必要な事項を定めるものでございます。

新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

第4条でこれまで私的契約児の保育料のことについて定めてございましたが、これを こちらでその徴収根拠を定めます。

また、同様に5条で延長保育料、また6条において一時預かり保育料についての徴収 根拠を定めるものでございます。

それから、7条においては3つの保育料の減免について、また8条においては、同じく3つの保育料等の納期についてを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

#### 〇9番(森島正司君)

この条例改正は、私的契約に係る保育料に関する部分ですね。この私的契約というのは、設置条例の第3条に第1項、第2項があって、第1項が保育の実施児童、それから第2項が私的契約児のことが書いてあるわけですね。そのうちの私的契約児の保育料が

変わるということなんですね。その辺のところ、保育の実施児童に対する保育料というのは変更ないのかどうかということ。

それから、今度延長保育料、あるいは一時預かり保育料で別に定めるところによるとなっているわけですけれども、これは委員会で提示されるわけですか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

## 〇議長(小寺 強君)

福祉課長 田中久晴君。

## 〇福祉課長(田中久晴君)

ただいま御質問がありました、今までの保育所に通う園児につきましては、また後ほど出てまいります特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例のほうで、今回、改めて制定をするものでございます。

それから、別に定めるということで、延長保育料等の金額につきましては、今回の条例改正につきましては、その法的根拠を定めるものを主としておりまして、その金額についてまでは委員会のほうで提示するという予定はございません。以上です。

(挙手する者あり)

## 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

## 〇9番(森島正司君)

延長保育は現在もやられておると思いますけれども、あるいは一時預かり保育についても現在行われているのではないかと思うわけですけれども、これが変更になるのかどうか。その保育料が変更になるかどうかというところがちょっとわからないので、延長保育及び一時預かり保育の保育料は変わるのか、変わらないのかというところを教えてもらいたいと思います。

### 〇議長(小寺 強君)

福祉課長 田中久晴君。

#### 〇福祉課長(田中久晴君)

料金の変更についてでございますが、まだ決定ではございませんが、基本的にその料金水準は維持するというふうに考えております。以上です。

## 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第17号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、 文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

## 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第17号 輪之内町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

\_\_\_\_\_

## 〇議長(小寺 強君)

日程第23、議第18号 輪之内町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

## 〇建設課長(高橋博美君)

それでは、議案書の35ページをお開きいただきたいと思います。

議第18号 輪之内町下水道条例の一部を改正する条例について。輪之内町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年3月5日提出、輪之内町長。

今回の条例の一部を改正する条例につきましては、水質汚濁防止法の超過基準の変更 が公布されまして、この基準との調整を図るべく下水道を使用する排水基準の変更が昨 年11月に公布されたことによりまして当町の条例を改正するものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げたいと思います。新旧対 照表の7ページをお願いいたします。

輪之内町下水道条例の第11条に除害施設の排水基準につきまして掲載しておりますけれども、この(1)カドミウム及びその化合物について1リットルにつきカドミウム「0.1ミリグラム以下」となっておりますけれども、これを「0.03ミリグラム以下」と排水基準値を改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

### 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

#### ○9番(森島正司君)

これは輪之内町の下水処理場に接続される排水の水質ということだと思いますけれど

も、これのチェック方法というのはどういうふうになっているわけですか。0.1が0.03 に厳しくなるということですけれども、それをどのようにして監視されているんですか、 お伺いします。

## 〇議長(小寺 強君)

建設課長高橋博美君。

## 〇建設課長(高橋博美君)

排水されてくる下水処理場についても検査項目としてチェックしておりますけれども、 それ以外に除害施設を設けておる企業で下水道に排出している企業が2社ございますの で、そこにも毎日のチェックをお願いしております。そこで異常等があれば、当然その 場で対応していただきますけれども、あくまでそれは報告ということになっております ので、町としてのチェック自体は排水処理場でのチェックになります。以上です。

(挙手する者あり)

## 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

## 〇9番(森島正司君)

これは定期的にやっているわけですか。どのくらいの頻度で計測されているんですか。

# 〇議長(小寺 強君)

建設課長 高橋博美君。

## 〇建設課長(高橋博美君)

浄化センターにつきましては、年2回実施しております。以上です。

### 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

これから議第18号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第18号 輪之内町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

## 〇議長(小寺 強君)

日程第24、議第19号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

森島秀彦君。

# 〇危機管理課長 (森島秀彦君)

議案書37ページ、新旧対照表8ページをお開きください。

議第19号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例について。輪之内町消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年3月5日提出、輪之内町長。

38ページは一部を改正する条例でございます。

町長の提案説明にもございましたが、消防団員のうち約9割が町外の企業に勤務しているということで、人手不足となる平日の昼間の火災や大規模災害時における消防防災力の向上を狙うため、消防団OB、消防職員OBなどで構成する機能別消防団を新設するための条例の一部改正でございます。

新旧対照表の8ページでございますが、消防団員の種類ということで1条を加えるため、従前の第3条から第16条までを1条ずつ繰り下げております。

主な改正内容は、3条で、団員は、従前の消防団員を基本消防団員、平日の昼間の火 災や大規模災害に対応する機能別消防団員の2種類に定めております。

第4条では、機能別消防団員の定数を10名とし、第5条では機能別消防団員の任用基準について定めております。

9ページ、10ページになりますが、第14条で機能別消防団員の報酬を年額1万円と定める改正でございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行するということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

### 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第19号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、 総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第19号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例については、総務 産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_\_

## 〇議長(小寺 強君)

日程第25、議第20号 輪之内町保育の必要性の認定に関する条例の制定について及び 日程第26、議第21号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制定 についてを一括議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

## 〇福祉課長(田中久晴君)

それでは、説明をさせていただきます。議案書、続きます39ページでございます。

議第20号 輪之内町保育の必要性の認定に関する条例の制定について。輪之内町保育の必要性の認定に関する条例を次のように定めるものとする。平成27年3月5日提出、輪之内町長でございます。

本条例の制定は、子ども・子育て支援法第20条に規定します保育の必要性の認定について必要な事項を定めるものでございます。また、あわせて輪之内町保育の実施に関する条例を廃止するものでございます。

本条例の内容について、少し説明をさせていただきます。

第1条では条文の趣旨、第2条ではその用語の定義を定めております。

第3条で保育の必要性に関する基準について12項目を定めるものでございます。

第4条で保育の必要量について2つの区分を定めております。

また、附則において、児童福祉法の改正により、これまで保育に欠けるということで保育の実施基準を規定しておりました、保育の実施に関する条例を廃止することを定めております。

続きまして、議第21号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制定について。輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例を次のように定めるものとする。平成27年3月5日提出、輪之内町長でございます。

44、45ページは条例、条文でございます。

本条例の制定につきましても、子ども・子育て支援法の制定、また児童福祉法の一部改正に伴いまして、特定教育・保育施設等の利用者負担について必要な事項を定めるものでございます。

条文の内容につきまして、順次説明をさせていただきます。

第1条では条文の趣旨、第2条では用語の定義でございます。

第3条で特定教育・保育施設等の利用者負担額を政令で定める額を限度として定めるとしております。

第4条では利用者負担額の減免について、第5条では第3条で定めます利用者負担額の徴収についてを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇議長(小寺 強君)

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

# 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第20号及び議第21号は、お手元に配りました議案付託 表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 輪之内町保育の必要性の認定に関する条例の制定について及び議第21号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

### 〇議長(小寺 強君)

日程第27、議第22号 大垣輪中水防事務組合規約の変更に関する協議についてを議題 とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

森島秀彦君。

#### 〇危機管理課長 (森島秀彦君)

それでは、説明させていただきます。議案書46ページと新旧対照表11ページをごらんください。

議第22号 大垣輪中水防事務組合規約の変更に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、大垣輪中水防事務組合規約の一部を次のとおり変更する。 平成27年3月5日提出、輪之内町長でございます。

今回の組合の規約の改正でございますが、大垣市の議会改革の一環として議員定数が24名から22名に変更されました。26年第3回議会だと思いましたが、それに伴いまして、大垣市が加入している大垣輪中水防事務組合においても行財政改革の一環として議員定数を削減するということで、この規約の変更となっております。

新旧対照表で説明させていただきます。

第5条、議員の定数でございますが、「22人」から「20人」に、2名の減員でございます。

別表第2、各市町の議員の定数でございますが、大垣市の議員の定数を「21人」から「19人」に改正するものでございます。

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行し、同日以降に初めて執行される 選挙から適用するということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうか御審議のほど、よろしくお願い申し上 げます。

# 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者なし)

### 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第22号の討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

#### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第22号 大垣輪中水防事務組合規約の変更に関する協議については、 原案のとおり可決されました。

### ○議長(小寺 強君)

日程第28、議第23号 輪之内町指定金融機関の指定についてを議題とします。 会計室長から議案説明を求めます。

田中実君。

# 〇税務課長兼会計室長(田中 実君)

それでは、御説明申し上げます。議案書の48ページのほうをよろしくお願いしたいと 思います。

議第23号 輪之内町指定金融機関の指定について。地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第2項の規定により、次の金融機関を輪之内町指定金融機関に指定するものとする。平成27年3月5日提出、輪之内町長。

記1.指定金融機関、株式会社大垣共立銀行(平成27年8月1日から平成29年7月31日)、大垣信用金庫(平成29年8月1日から平成31年7月31日)、西美濃農業協同組合(平成31年8月1日から平成33年7月31日)。

2. 1の例により、以後2カ年間の交代とする。

それでは、本議案を御説明させていただきます。

今回、輪之内町の指定金融機関の指定につきましては、平成21年8月1日から2年ずつの交代制で、大垣共立銀行から始まり、大垣信用金庫を経て、現在の西美濃農業協同組合となり、現在に至っております。その指定金融機関も本年の7月31日に指定期間満了となります。これによりまして、地方自治法の規定によりまして次なる指定金融機関を定めていきたいというものでございます。

また、指定の金融機関は、おのおの2年間で交代制であり、6年間が終了しましたら、前の例により、それ以後は同じ順番で繰り返し、指定金融機関を引き続き指定していくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いします。

# 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

#### ○9番(森島正司君)

別に何の問題もないわけですけれども、この2項ですけれども、1の例により、以後

2カ年の交代とするというのは、今まではこれはなかったということですか。今回、これをつけたということでしょうか。

## 〇議長(小寺 強君)

田中実君。

# 〇税務課長兼会計室長(田中 実君)

今までは6年間で終わりでしたが、今回から事務の効率化等を図りまして、繰り返し その順番で指定金融機関を置くということでございます。

## 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

これから議第23号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第23号 輪之内町指定金融機関の指定については、原案のとおり可決 されました。

# 〇議長(小寺 強君)

日程第29、議第24号 町道路線の廃止についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

### 〇建設課長(高橋博美君)

それでは、議案書の49ページをお開きいただきたいと思います。

議第24号 町道路線の廃止についてにつきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を次のように廃止するということでございます。

お手元に配付させていただきました平成26年度道路台帳内訳により説明させていただきます。

まず、町道路線の廃止でございますけれども、南波の企業誘致区域の造成に伴い、この敷地内を通ります町道1路線を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

## 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第24号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第24号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

#### 〇議長(小寺 強君)

日程第30、議第25号 町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

### 〇建設課長(高橋博美君)

続きまして、議案書の52ページをお願いいたします。

議第25号 町道路線の認定についてにつきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道路線を次のように認定するということでございます。

これにつきましても、道路台帳内訳により御説明させていただきたいと思います。

先ほど申しました南波の企業誘致区域の造成に伴いまして、この敷地内を通る1路線を廃止したわけでございますが、造成後の敷地の西側に設けました道路2路線を町道として認定するものでございます。

また、ほかの認定路線でございますけれども、福東地内に新設しました道路と大藪地 内で宅地開発により新たに造成された道路を町道認定するものでございます。

認定路線については4路線でございます。

平成26年度の認定・廃止路線の延長と面積、また町全体の延長と面積並びに廃止路線の図面、認定路線の図面を掲載させていただきましたので、よろしくお願いいたします。なお、廃止・認定の延長と面積の合計が町全体の昨年と比較した差の値と異なりますのは、この廃止・認定した5つの路線以外にも道路拡幅とか面積がふえたものもございまして、その拡幅等により路線の延長等も短くなったものがございますので、この差が発生するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

## 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第25号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

### 〇議長(小寺 強君)

日程第31、発議第1号 輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

森島光明君。

# 〇8番(森島光明君)

発案書。

発議第1号 輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを次のとおり発案する。平成27年3月5日提出。提出者、輪之内町議会議員 森島光明、賛成者、輪之内町議会議員 森島正司、同じく北島登、同じく田中政治。輪之内町議会議長 小寺強様。

輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例。

輪之内町議会委員会条例の一部を次のとおり改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則、1.この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第18条の規定は適用せず、この条例による改正前の第18条の規定は、なおその効力を有するというものでございます。

以上でございます。

# 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例については、 原案のとおり可決されました。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表、請願書の写しの とおりです。

#### 〇議長(小寺 強君)

日程第32、請願第1号 「米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書」の 提出に係る請願についてを議題とします。

紹介議員の森島光明議員より説明があれば許可します。

森島光明君。

## 〇8番(森島光明君)

それでは、説明をいたします。

請願第1号。

平成27年2月13日、輪之内町議会議長 小寺強様。

「米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書」の提出に係る請願。請願者、 西美濃農業協同組合、代表理事組合長 坂英臣、住所、岐阜県大垣市東前町955-1。 紹介議員 森島光明。

「米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書」の提出に係る請願。

請願の趣旨でございますが、米政策などの見直しによる農政の転換を迎える中、平成26年産米を取り巻く環境は、25年度産米の持ち越し在庫の発生や、米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和により、26年産米の概算金は各銘柄とも大幅に引き下げられており、今後も需給が改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念され、輪之内町の農業経営者への影響は避けられません。

よって、担い手の経営安定や国民への食料の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や地域活性化を図る観点から、平成26年及び平成27年産米以降の需給と価格の安定及び需要拡大に取り組まれるよう強く求める、意見書を国及び関係行政府への提出を願いたく請願いたします。

請願事項。1. 収入減少影響緩和対策及びナラシ移行のための円滑化対策については、26年産の発動に備え27年産移行も十分な予算を確保するとともに、交付金を早期に支払うよう措置すること。

2. 需要に応じた生産に取り組む稲作農家が、将来にわたって持続的かつ安定的な経営ができるよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の充実など、万全なセーフティーネットを構築すること。

- 3. 飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また、「水田活用の直接支払交付金」などの必要な予算を確保すること。
- 4. 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、国に対し別紙(案)のとおり意見書の提出を求めます。

以上でございます。

#### 〇議長(小寺 強君)

ただいま議題となっています請願第1号については、会議規則第92条第1項の規定に 基づき、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにします。

## 〇議長(小寺 強君)

日程第33、請願第2号 米価対策の意見書を求める請願を議題とします。 紹介議員の森島正司議員より説明があれば許可します。 森島正司君。

#### 〇9番(森島正司君)

米価対策の意見書を求める請願が岐阜県農民連の小寺徹氏より出されておりましたので、私が紹介議員になりまして、請願を採択していただきたいという思いで提案させていただきます。よろしくお願いします。

米価対策の意見書を求める請願。

輪之内町議会議長 小寺強殿。請願団体、農民運動岐阜県連合会、略して岐阜農民連、 代表者 小寺徹、岐阜市徹明通7-13、教育会館301号室。紹介議員 森島正司。

請願の趣旨としまして、2014年産米価格は、JA概算金が最低水準になったのに加え、2014年11月の相対価格が1万1,261円と、前月をさらに下回る異常な価格で推移しています。

労賃はもとより、物財費さえ確保できない価格では、どんな経営努力を講じても経営 は維持できず、そのしわ寄せが、大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営に集中 します。

しかも、政府が米直接支払交付金を半減し、「米価変動補填交付金」を廃止したために、生産者に二重、三重に困難をもたらしています。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押されて融資やコスト削減への助成などを打ち出していますが、米価本体に影響を与える対策を打ち出さず、需給にかかわる対策については専ら民間任せに終始しています。

今回の米価暴落は、このまま何も手を打たなければ、最も影響を受ける大規模農家を 含め離農が雪崩を打つように進み、地域農業の維持や農村集落にも深刻な影響をもたら しかねません。それは、また、日本の食料自給率の一層の低下を招くことになることは 明らかです。

政府がさらなる緊急対策を打ち出すとともに、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、 需給と価格の安定に責任を持つ米政策を確立することが、強く求められています。つい ては、下記の事項の実現を求める意見書を政府・関係機関に提出することを求めます。

請願事項。1. 価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることは明らかであり、 過剰米の市場隔離を官民挙げて実施するなど、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、米価 の回復を図ること。

2. 米直接支払交付金の半減措置と米価変動補填交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策をとること。

以上でございます。よろしくお願いします。

#### 〇議長(小寺 強君)

ただいま議題となっています請願第2号については、会議規則第92条第1項の規定に 基づき、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにします。

#### 〇議長(小寺 強君)

日程第34、請願第3号 TPP交渉に関する請願についてを議題とします。 紹介議員の森島正司議員より説明があれば許可します。 森島正司君。

# 〇9番(森島正司君)

同じくTPP交渉に関する請願も、同時に紹介議員とならせていただきました。読ませていただきます。

TPP交渉に関する請願。

輪之内町議会議長 小寺強殿。請願団体、岐阜農民連の小寺徹です。紹介議員 森島 正司。

請願趣旨。昨年末に合意を目指したTPP交渉は、日米間はもとより、交渉参加国間の深刻な利害対立から、合意を断念せざるを得ませんでした。TPPは農林漁業への甚大な影響のみならず、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項によって国家主権が脅かされるなど、TPPに対する国民の懸念が広がっているもとで、合意を断念したことは当然のことでした。

しかし、春の段階でのTPP合意を目指すオバマ政権は、年明けから日米事務レベル協議を重ね、安倍内閣も日米が連携して交渉を促進する立場を繰り返し表明しています。 政府はこの間、交渉に当たっては農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱すること等を明記した衆参両院の農林水産委員会決議を遵守することを約束し、 与党も一連の選挙公約で繰り返し同様のことを国民に約束してきました。 ところが現実は、日本政府が国益を明け渡す譲歩を繰り返し、アメリカはさらなる譲歩を要求しています。こうした交渉を続ければ日本がより譲歩し、国益を全面的に投げ捨てることにつながりかねません。また、その交渉内容が国会や国民に公開されていないことは認めることができません。もはや国益を守るためには交渉から撤退する以外にありません。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

請願項目。1. TPP交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は交渉から撤退すること。

以上でございます。

# 〇議長(小寺 強君)

ただいま議題となっています請願第3号については、会議規則第92条第1項の規定に 基づき、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにします。

#### 〇議長(小寺 強君)

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第2号から議第13号まで及び議第16号、議第17号、議第19号から議第21号まで、請願第1号、請願第3号、請願第3号については、3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、3月17日に委員長報告をお願いいたします。

\_\_\_\_\_\_

# 〇議長(小寺 強君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦労さまでございました。

(午後2時12分 散会)

# 平成27年3月5日開会 第1回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第13日目 平成27年 3 月17日

- ○議事日程(第2号)
  - 日程第1 諸般の報告
  - 日程第2 一般質問
  - 日程第3 議案上程
  - 日程第4 町長提案説明
  - 日程第5 議第2号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)
    - 議第3号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4 号)
    - 議第4号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)
    - 議 第 5 号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第 2 号)
    - 議 第 6 号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正 予算(第 3 号)
    - 議第7号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算(第2号)
    - 議第8号 平成27年度輪之内町一般会計予算
    - 議第9号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
    - 議 第10号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
    - 議 第 11号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算
    - 議 第12号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
    - 議 第 13号 平成27年度輪之内町水道事業会計予算
    - 議第16号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正 する条例について
    - 議第17号 輪之内町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について
    - 議第19号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例について
    - 議第20号 輪之内町保育の必要性の認定に関する条例の制定について
    - 議第21号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制 定について
    - 請願第1号 「米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書」の提出に係る請願
    - 請願第2号 米価対策の意見書を求める請願
    - 請願第3号 TPP交渉に関する請願

## ◎各常任委員会委員長報告(総務産業建設・文教厚生)

(平成27年第1回定例町議会付託事件)

日程第6 選第1号 輪之内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第7 議第26号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)

日程第8 発議第2号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書について

日程第9 発議第3号 TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は交渉か

ら撤退することを求める意見書について

# ○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9までの各事件

## ○出席議員(9名)

1番	上	野	賢	<u></u>	2番	浅	野	常	夫
3番	髙	橋	愛	子	4番	小	寺		強
5番	浅	野	利	通	6番	田	中	政	治
7番	北	島		登	8番	森	島	光	明
9番	森	島	正	司					

## ○欠席議員(なし)

## ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 野	隆	之	教	育	長	西	松	敏	夫
参 事 兼 会計管理者	加藤	智	治	調	整	監	加	納	孝	和
調整監兼住民課長	岩 津	英	雄	総矛	务 課	長	兒	玉		隆
経営戦略課長	荒川		浩		課長 計室		田	中		実
福祉課長	田中	久	晴	産業	業 課	長	中	島		智
建設課長	高 橋	博	美	教育	育 課	長	松	井		均
危機管理課長	森 島	秀	彦							

## ○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 足利恵信 議会事務局 西脇愛美

#### 〇議長(小寺 強君)

おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、議員定足数に達していますので、平成27年第1回定例 輪之内町議会第13日目は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 〇議長(小寺 強君)

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第2号、議第6号から議第8号、議第12号、議第13号、議第19号、請願第1号から請願第3号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第2号から議第5号、議第8号から議第11号、議第16号、議第17号、議第20号、議第21号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

\_\_\_\_\_\_

# 〇議長(小寺 強君)

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までとします。

8番 森島光明君。

# 〇8番(森島光明君)

おはようございます。

安心して暮らせるまちづくりについて質問いたします。

先月、川崎市で起きた悲惨な中学生殺害事件に心が痛むばかりであります。心から御 冥福をお祈りいたします。

少年が1カ月以上も学校を休んでいる中、けがをしているなどさまざまな情報があったのに、なぜ友達やクラスメイトに話を聞けなかったのか、少年が発していた危険信号を周囲には察知できなかったのか、残念でなりません。

このような事件を未然に防ぐためにも、日ごろの家庭、地域、学校、教育委員会、警察の一層の連携をお願いするとともに、人の気持ちを思いやる心を醸成するために道徳教育の充実を望むところですが、いかがでしょうか。

次に、大垣消防組合の分署を輪之内町内に設置してほしいという声は以前からあり、 ほかの議員からも何度も質問もあり、執行部も機会があるごとにいろいろと努力をされ ているところであります。しかし、その実現は、七、八年か、もっと先になろうかと思 われます。

最近の南分署の救急出動の状況を見ますと、別紙のとおりでございます。輪之内町では、大垣市より二、三十%も多い要請があります。また、消防本部から南分署までは10分ほどの場所にあり、本部には2台の救急車があります。ですから、南分署は本部の出動範囲に入るのではないかと思われます。安心・安全のまちづくりのためにも、こうした状況を踏まえ、早く実現できるよう、なお一層の要望活動をしていただきたいと思います。

以上、見解をお伺いいたします。

#### 〇議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

#### 〇町長 (木野隆之君)

おはようございます。

それでは、森島光明議員の安心して暮らせるまちづくりについての御質問にお答えいたします。

最近、特に子供を取り巻く痛ましい事件・事故が続いています。先ほど議員もおっしゃられたとおり、和歌山県での小学校5年生の殺害事件、可児市での小学校2年生の水難事故、川崎の中学校1年生殺害事件と、子供たちのとうとい命が奪われていることは御承知のとおりであります。また、淡路島では5人を殺害するという事件が静かな山合いの、ふだんはのどかな小さな集落で起きております。犠牲となられた方々に、心から御冥福をお祈りするものであります。

おっしゃられたとおり、未然に防ぐ手だてがなかったのか、改めて深く考えさせられる事件、事故ばかりでありました。

やはり、今こそ家庭・地域・学校と連携した地域力の強化と地域の目が重要であると思います。少しでも変わったことがあれば、それを声に出していける、そんな雰囲気づくりが肝要ではないかと考えております。

犯罪や事故を防ぐには、常に地域の方々の目があるということ、そして何か変わったことがあれば、危険であると思った場合はそれを声に出していくこと、そしてその声をしっかり受けとめ行動していくことが大きな犯罪抑止力になるのではないかと、そんなふうに考えております。

特に川崎での中学生殺害事件は、被害者及び加害者(容疑者)が互いに未成年者でありまして、事件の詳細が報道で明らかになるにつれて本当に痛ましい様相を呈しております。そして、その時々の子供たちの心の動静について、今後、さらに解明されていくことだと思っております。改めて、子供たちに命の大切さを教育していくことが大事であると深く思うところであります。

最近、よく「キレる」とか、「キレやすい」という言葉を耳にします。何かそれが言

葉として定着し、ある意味どこかで容認されて、美化されているような気がして仕方がありません。「忍耐」と「寛容」という言葉がよく耳にするようになってほしいと願っております。

輪之内町内の全ての小・中学校では、道徳教育を進めるに当たって、生命の尊重を重 点項目に位置づけて、命の大切さを指導しているところであります。その一環として、 具体的には、道徳の時間の中で文部科学省の「私たちの道徳」という副読本を使用し、 中学校では「生命を輝かせて」「社会に生きる一員として」という内容項目の中で命の 大切さと社会のルールについて学習をしております。また、小学校においては「命を感 じて」「命をいとおしんで」という内容項目の中で命の大切さを学んでいます。

中央教育審議会においては道徳教育の教科化が答申され、文部科学省は、学習指導要領を改訂し、平成30年度からの教科化を目指すとしています。

いずれにいたしましても、家庭、学校、そして地域で、子供たちの心に熱く訴えていく努力を積み重ねていくことが重要であろうと考えております。

続きまして、分署の設置についてお答えをいたします。この件については、過去に何 回か質問をいただいております。改めてお答えをさせていただきます。

南分署管内で受け持つ人口の割合、これは輪之内町が68.2%(平成24年1月1日現在)、大垣市より多く、福東大橋は、朝夕は激しい渋滞を引き起こしており、このことが南分署からの緊急車両の到着時間がおくれることにつながっております。

平成26年の緊急車両の現場到着所要時間は平均10.2分、大垣市と比較しますと3.2分 遅い状態で、大変懸念をしているところでございます。

現在の南分署が設置されて以降の社会情勢の変化を考慮して、輪之内町民の安全・安心の確保のために町内に分署を設置していただきたいと再三お願いしているところであり、その現状についての御報告をさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、大垣消防組合は1市4町で構成されている一部事務組合でありますから、輪之内町に分署を設置することは関係市町の理解を得なければなりません。また、輪之内に分署を設置するということは、大垣消防組合の組織変更、定員管理等の諸問題も当然のことながら生ずるものであります。そういう意味では、要望の実現に至る道のりというのは、私どもがよほど強い意思を持って、実情を知っていただいて、我々の強い意思をどう理解していただくかに尽きるだろうと思っております。

輪之内町を直轄している中消防署南分署は、昭和47年3月に完成しており、現在、既に43年経過しております。今現在の消防庁舎建設事業計画案では、建設費や公債費の増加による構成市町の組合負担金の急激な増嵩を避けるため、複数の庁舎の同時建設を極力避け、平成41年度までの15カ年事業としており、6庁舎中一番新しい南分署建設の時期は、平成39年度から41年度とされているところでございます。輪之内町に大垣消防組合の分署を設置する機会というのは南分署の改築の時期だろうと、そんなふうに思って

おります。

私自身も含めて、機会あるごとに管理者、それから組合議員等に、川を越えて輪之内 町に消防庁舎の分署をぜひとも設置してほしいと常々申し上げております。担当課長会 議等においても、その都度、その庁舎の建設においては現位置の建てかえではなく、そ の場所の選定も含めて検討してほしい、輪之内町内に分署を設置してほしいということ を常に要望しているところでございます。

公式の場では、平成25年3月26日、定例組合議会がございました。その中で、消防施設整備基金をつくって現消防庁舎の建てかえをしていくという報告がございました。そのときにも、これは現位置での建てかえを前提とするものではないことについて念を押した上で了承しておりますので、私ども輪之内町が何を考えているかについて組合構成市町は御承知のことだと思っております。

ちなみに、消防施設整備基金は、平成26年から積み立てを開始し、現在、6,000万円 ほどであります。

現在のところは他の消防庁舎の建設位置も確定しないという状況であり、計画上は15年先の話ということですが、早期完成も含め、今後とも熱意を持って粘り強く要望を続け、早く実現できるように努めてまいりたいと思っております。

これは私どもが取り組むのは当然のことでありますけれども、議員各位におかれましても、いろんな機会もあろうかと思いますので、それぞれのお立場でこの分署設置に向けた輪之内の思いを一緒になって伝えていただけたら幸いでございます。どうかよろしくお願いいたします。

以上で、森島光明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(8番議員挙手)

#### 〇議長(小寺 強君)

8番 森島光明君。

#### 〇8番(森島光明君)

南分署を輪之内に欲しいということ、私もずうっと以前から望んでいました。

それで、20年ほど前、福東橋の東で輪之内のお客さんが乗ったマイクロバスと大型トラックが事故を起こしました。救急車がなかなか来てくれない。で、そこのおうちの方に電話して病院へ送ってもらったということもあります。30分ほどたって救急車が来ました。それは東分署から来たわけでございます。

そんなことがありまして、10年ほど前ですか、合併協議だったか、本部が今の大垣の外野へ来たときか、ちょっと記憶がございませんが、輪之内で建物をつくるから、機材と人を持ってきて分署をつくっていただけんかとお願いしたことがございますが、横曽根の南分署がある中で輪之内に分署をつくるということは、これは不可能だろうと思っております。輪之内にはどこでも場所がございます。そんな強い意思を持って、これか

らも要望活動をしていただきたいなと思うわけでございます。

それから、子供の安心・安全、最近いろんな恐ろしい事件が起きております。川崎市の事件が起きてから、文科省がきちんと調べました。全国にそういった不登校や危険に陥っているような子供がいないか、13日に発表しましたね。全国で400人、そういう対象者がおるということで、急遽、警察とか、児童相談所とか、そんなところと連携をとるように文科省が通知をいたしました。

この事件の後、いつも思うんですが、こんなことを聞いておったとか、こんなことが メールにあったとか、よく聞くんですが、後になって、ああ、あのときに手を打ってお けば済んだんじゃないかなあ、守れたんじゃないかなと、よく思うわけでございます。

いかに情報を早く集めて対応するかが求められるわけでございます。そういった連携 体制が今できているのかどうか、お尋ねいたします。

それと、13日に文科省が学習指導要領の中で道徳を特別の教科にするということを発表しました。これをどのように受け入れられるのか。例えば、土曜日の授業をもって、そういった中で子供たちに教えていくのか、その取り組み方、あるいはどうして道徳教育を教えていくのか、お尋ねいたします。

## 〇議長(小寺 強君)

教育長 西松敏夫君。

## 〇教育長 (西松敏夫君)

連携の仕方についてのお尋ねがございましたが、輪之内町の中においても気になる家庭のお子さんがお見えになります。学校と、それから常に地域の方、民生委員の方、場所によっては区長さんも入っていただいたり、教育委員会からも入って、なおかつ行政といいますか、子ども相談センター、そうしたところからも入っていただいて、どうあったらよいのかということをお互いに相談し合いながら、よい方向を模索しているというような状況でございまして、何かがあった、今お話がございましたように、情報を早くキャッチして、そうした連携をとっていくという体制はできております。中学校のほうには主幹教諭が置かれていまして、主幹教諭を中心にしながら、特に生徒指導上の問題については素早く連携をとっていくというような体制がとれるようになっていますので、そうした連携の中でよりよい方向を求めていきたい、進めていきたいというふうに考えています。

また、道徳の教科化について御質問がございましたけれども、道徳の時間は、既に小・中学校の全ての学年で35時間実施するように学習指導要領で定められておりまして、現在のところ、その35時間が行われているところでございますので、授業時間の中に位置づいていますので、改めて土曜日に実施するという必要はないわけでございますが、教科化ということで大きくかかわってくることが評価の問題であります。今まで道徳の時間については、評価を特には、表立った評価というものはしてこなかったんですけれ

ども、これからは道徳の時間について評価をするということになっています。

現在のところ、例えば中学校でいいますと、5段階の1、2、3、4、5という数字による教科の評価がございますけれども、道徳の時間については、文章による評価をしていくというような方向で話が進められていると聞いています。以上でございます。

(8番議員挙手)

## 〇議長(小寺 強君)

8番 森島光明君。

## 〇8番(森島光明君)

ちょっと簡単でございますが、今、そういった子供の見守りということで、PTAとか、青パト、あるいは老人クラブが見守りをやっておりますが、親さん方は朝送り出すということはいつもやってみえると思いますが、老人クラブがないところもございます。そして、見守りをしていかなければならんような方が見守りをしておってはあかんわけです、お年寄りで。そんなことで、区とか地域を挙げて、下へおろしていただいて。

これから暖かくなりますと、外に大人の人も見えますので、そういった方にも子供たちが危険だというときに声をかけられるような体制、そんなことで老人クラブ、私たちはやっておりますけど、見ておりますと年寄りの人も見えますので、地域とか区からおろしていただいて、全体で見守りをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

## 〇議長(小寺 強君)

教育課長 松井均君。

#### 〇教育課長(松井 均君)

ただいまの見守りについてのお話ですけれども、先日、老人クラブの方のほうからも 少しお話がございまして、実際にどの区について老人クラブがないかとか、いろんな今 ちょっと調査もしているところですが、たしか二、三の区でないところもあるようでご ざいました。ということは、やはりそういうところでは少し見守りが手薄になっている かなあというふうにも考えますので、おっしゃられるように、いろいろ地域の方、区等 にお願いをしながら、少し検討していきたいというふうに思っておりますので、どうか よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

#### 〇9番(森島正司君)

続いて、お尋ねいたします。

私は、消火栓の設置、維持管理は町の責任で行ってほしい、こういったことでまずお 伺いしたいと思います。

消火栓というのは一般の人にも比較的簡単に操作ができ、多くの人が初期消火に参加

できます。火災発生時の初期消火にとって最も効果的な施設だと思っております。安 心・安全なまちづくりのためにも、町内のどこへ行っても消火栓の空白地域がないよう に整備していただきたいと思います。

輪之内町の地域防災計画におきましては、火災予防について消防力の整備強化を掲げ、 消防水利施設等の整備充実について、年次計画を立ててその推進を図るとしております。 また、消防水利の現況は、平成26年4月1日現在で、消火栓105、防火水槽53、井戸103、 耐震貯水槽3、その他18となっております。

この消防水利施設等の整備年次計画は、策定されているのでしょうか。また、この年次計画から見て消防水利の現況はどういう状況か。今後、どのように消防水利の整備充実を図っていこうとしているのか。年次計画の内容を明らかにしていただきたいと思います。

また、この消防水利施設は、民間の施設も含まれているのかどうか、官民の内訳も教 えていただきたい。

各地区から消防水利に関するさまざまな要望も出ていると思いますが、その状況とそれに対する対応をお聞かせください。

言うまでもなく、消火栓は町の上水道に接続されるものであり、町で設置されるものであります。したがって、消火栓本体については、当然町で管理されているものと認識しております。しかし、その消火栓に必要不可欠な消火ホースや管鎗は、地元で整備、管理することになっています。なぜ町の設備である消火栓の附属部品を地元で負担しなければならないのでしょうか。その法的根拠はどこにあるのか、説明していただきたいと思います。

続きまして、介護保険料の値上げ抑制についてお尋ねします。

去る2月17日に安八郡広域連合議会が開かれ、介護保険条例の改正で介護保険料は、 基準額でこれまでの4,800円から5,400円へと12.5%もの引き上げとなりました。私はこ のような介護保険条例の改正には反対しましたが、審議時間が少なく、十分な質疑がで きなかったので、改めて副連合長である木野町長にお尋ねいたします。

今回の条例改正では、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かい保険料の多段階化の設定と言いながら、今度の改定では実質10段階から9段階に集約され、その上、基準額割合は、最低段階の第1段階では0.4から0.5に引き上げられています。そして、最高段階の第9段階では1.75から1.70に引き下げました。そのため、生活保護受給者並みの所得の人などは月額1,900円から2,700円へと、42.1%もの大幅な値上げになったのであります。それに対し、所得金額500万円以上の人は、従来の8,400円から9,200円へと、値上げ率は9.5%にすぎません。なぜ所得階層を実質10段階から9段階に変えたのか、なぜ低所得者に負担が大きくなるように基準額割合を変えたのか、その理由と根拠をお聞かせください。

また、安八郡広域連合平成27年度予算では、介護保険条例の改正を受けた保険料徴収で保険料収入8億1,500万円を計上しておりますが、同時に歳出で4,468万円を基金に積み立てることにしています。介護給付費準備基金残高は、現段階で2,439万円になっているはずであります。ここにさらに4,468万円を積み立てると、6,479万円にもなるのであります。なぜこのように膨大な基金の積み増しが必要なのか、その理由と根拠をお聞かせください。

当広域連合の1号被保険者数は1万1,753人ということですが、そのうち6,794人が住 民税本人非課税、さらにそのうち2,128人が非課税世帯ということであります。このよ うな人たちの負担軽減をさらに進めていくことが求められていると思います。

私は別紙2のように試算してみましたが、その気になれば多くの町民の気持ちに沿った保険料の設定ができるのではないかと思います。町長の見解をお聞かせください。

#### 〇議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

#### 〇町長 (木野降之君)

森島正司議員から2項目の御質問をいただきました。順次、お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の消火栓の設置、維持管理の関連についてお答えをします。

消火栓を初めとする消防水利は、火災を消火し、延焼を防ぎ、町民の生命・身体・財産を保護するために必要不可欠な設備でございます。

消防水利には給水能力に基準がありまして、常時40立方メートル以上、または取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ40分以上給水能力を有するものでなければならないと定めております。輪之内町地域防災計画における消防水利は、この基準を満たしている消防水利の数を記載しておるものでございます。基準未満のものを含めますと、実は大変数が多くて、消火栓は508基、防火水槽は54基ございます。

民間で設置されております施設数については、消火栓が1基、防火水槽が15基、井戸が2カ所であります。

また、消防水利のその他の18カ所の内訳は、河川が8カ所、池が6カ所、プールが4カ所であります。

総務省消防庁が定めた消防水利の基準では、住宅等の防火対象物から一つの消防水利に至る距離を140メートル以内とするように定められております。

大垣消防組合の消防施設整備計画実態調査によりますと、輪之内町は、消防水利の基準数が86に対し、現有数が84となっております。充足率は97.7%ということでございます。

消防水利のうち、とりわけ消火栓については、火災の際に消防署、消防団が使用するだけでなく、地区消防防災の方の初期消火を担う大変重要なものであります。

輪之内町地域防災計画では、消防水利施設等の整備充実については、年次計画を立てて、その推進を図るとなっております。この年次計画については、ほぼ消防水利の設置基準を満たしていることから策定はしておりませんけれども、消防庁が定めた消防水利の設置基準の140メーター以内に対して、当町では設置基準を80メーター以内と定め、よりきめ細やかに設置をしております。

この10年間の各地区からの消防水利に関する要望でありますが、消火栓では新設が19基、移設16基、入れかえが3基、防火水槽では、修繕15基、防火井戸では新設1基の要望がありましたが、全て実施をしております。

消火栓の附属部品を地元に負担いただいているのは、先ほど議員がおっしゃられたんですが、法的根拠云々というものではありません。従前から、消火栓の設置は町で、消火栓のホースや管鎗等の備品購入及び維持管理は地元でということで御理解をいただいておるところでございます。

次に、介護保険料の値上げ抑制についてお答えをいたします。

まず初めに、今回の介護保険料の改正は、過日開催された平成27年第1回安八郡広域 連合議会に上程され、審議を経た上で議決済みであることを御承知ください。

御質問の第6期計画期間(平成27年度から29年度)、3年間における所得段階と基準額割合の変更、積立金の必要性については、それぞれ所管の広域連合議会において説明をし、議論された内容そのものであります。それ以上申し上げることはございません。

また、議員が示されました試算の御提案については、いろんな視点で物事に向き合うという意味では今後の参考とさせていただきますが、試算の内容が積立金を保険料に充てる等々、介護保険制度の中期的な運営である3年を1期とする保険給付の円滑な実施や、同様に、3年間を通じた財政の均衡を保つために必要である積立金の存在意味というものをどうお考えになられているのか、ちょっとわからないというのが素直な感想であります。

副連合長としては輪之内町議会でお答えする立場にないわけでありますけれども、少しお話を前へ進めさせていただきますが、御質問の所得段階と基準額割合の変更についてでありますけれども、介護保険の費用は、その50%を国・県・市町村の公費で負担し、残りの50%を保険料として、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上64歳未満の第2号被保険者が負担するものであります。

今回の改正で保険給付の増加見込みに伴いまして、所得段階それぞれでの増加幅は異なりますが、おのおので負担増となっております。広域連合としては高所得者への保険給付に際しての自己負担増等、国の示す基準に基づくサービスの提供をすることとしておりますので、国の基準に基づく基準額割合並びに9段階にて設定されたものと考えております。

介護保険制度では老後の最大の不安である介護を社会全体で支える制度であり、社会

保険方式により給付と負担の関係を明確にした仕組みであることをもう一度御理解をいただけたらと思っております。

次に、基金の積み立てについての御質問ですが、介護保険制度は、平成12年の制度発足から3年を1期とし、3年ごとに見直しが義務づけられております。3年間の計画期間ごとに、その期間を通じて同一の保険料を介護サービスの見込み量に見合って設定するという、いわゆる中期財政運営方式というものを採用しております。つまり、介護給付費が見込みを下回る等の場合は、剰余金を準備基金に積み立て、また介護給付費が見込みを上回る等の場合には、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩して給付費の支払いに充てるというのが基本的な考えであります。要は、3年間同一の保険料で、3年間の総給付費を賄うということでありますから、過不足が生じないように基金も必要ということになります。

平成26年度の1カ月当たりの平均介護給付費の支払い額は、広域連合によりますと約2億4,000万円ほどであります。約6,500万円ほどの積立金では1カ月分の支払い額の27%ほどにすぎませんが、毎月の給付費の支払いに支障を来すことのないよう運用しなければならないことを考えれば、おのずと約6,500万円の積立額が妥当であると判断できるものと認識をしております。

いずれにいたしましても、安八郡広域連合の連合長である安八町長とは今後も連携を密にしてまいります。

以上で、森島正司議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

#### 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

#### 〇9番(森島正司君)

まず、消火栓に関連しましてお尋ねしますけれども、地域防災計画において年次計画 をつくるようになっているわけですけれども、これが今の御答弁で年次計画は作成され ていないということでしたけれども、これは策定しなくてもいいというふうなのかどう か、ちょっと再確認させていただきたいと思います。

その上で、消火栓についての要望は19件あって、それは全て要望に応じたというふう な御答弁だったと思いますけれども、それをちょっと再確認しておきたいと思います。

それから消火栓の部品について、管鎗、ホース、こういったものが地元負担となっていることについて法的根拠はないけれども、従前から理解をいただいているという御答弁だったと思いますが、このことによって、やはり地域差が出てくるんじゃないかと。地元の負担能力のあるところでは整備されるけれども、そうでないところでは整備されない、そういうふうな結果になりかねないと思います。今、年次計画がないと言われたんですけれども、本来なら、町内あまねく同一基準で消火栓が設置されるべきではない

かというふうに思うわけですけれども、この地域差があってもよいという考えなのかど うか、その辺を確認したいと思います。

そして、よいというはずがないと私は思いますので、これはやっぱり改めるべきではないかというふうに思いますが、その辺の見解を改めてお伺いしたいと思います。

それから介護保険のほうですけれども、試算の根拠が明快でないというようなことを町長が言われましたけれども、まず別紙1は、現行保険料と平成27年に改正された改正後の介護保険料との比較であって、これを見ればわかるように、低所得者ほど上昇率が大きい。高額所得者500万円以上の人は、わずか9.5%の上昇にしかすぎない、そういう不公平な状況になっておると、これが現実であります。これを所得段階と、それから基準額割合を現行と同じにした場合どうなるか、それを比較したのが別紙2の試算1であります。これを見ますと、段階を現在と同じにして、そして基準額割合も同じにした場合、総額で徴収額は、広域連合で決めた新しい介護保険料では8億1,000万にしかならない。ところが、従来どおりの基準割合、あるいは階層段階にすれば8億1,250万というふうに230万以上収入が多くなる。しかも、低所得者の介護保険料のアップ率は13.7%に抑えられる。広域連合の新しい介護保険料では42%も上がるのに対して、13%で済むということであります。ここに今回の広域連合で決めた介護保険料の設定になっているということであります。そのために、介護保険料の徴収額が少なくなっている。なぜこのようなことをやったのかと、全く理解できないわけであります。

それから試算2のほうは、積立金を仮に2,000万円に減らした場合、そしてさらに低所得者に負担を余りかけない、高額所得者に応分の負担をしてもらう、そういうふうに基準割合額を変えた場合、そうすると基金の積み立てを2,000万円に減らすだけで必要徴収額は7億9,100万円でいいわけです。それに合うように各階層のアップ率を計算しますと、この表の試算2のようになるわけで、高額所得者については17.6%の値上げに対し、低所得者は値下げすることができる。

町長なんかは1,000万円以上の所得になるかもしれませんけれども、そういった人がなぜそんなに優遇されなきゃいけないのか。今までは500万以上が最高だったのが、今度290万になる、最高額をなぜそんなに下げなきゃいけないのか。こういったことにも、法律に従ってというふうに言われますけれども、今、アベノミクスに従った政治は、低所得者をいじめるものとなっている。だから、それを忠実に安八郡においても低所得者をいじめる、そういう政治をやっているということにほかなりません。もちろん、これは最近の2月17日の広域連合議会で議決済みでありますけれども、このような不当な介護保険料の設定の仕方、臨時議会を開いてでも改正してほしい、これが多くの町民の要望ではないかというふうに思うわけであります。法的には臨時議会を開いて改正するということも可能であります。副連合長としてそういうふうな働きかけをしていただきた

い、そういうふうに思うわけであります。町長の見解をお伺いいたします。

# 〇議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

#### 〇町長 (木野隆之君)

2つの御質問に対して再度御質問をいただきましたので、順次回答させていただきます。

まず、消防施設の策定計画でありますけれども、これは当然必要、策定計画そのものはこれからやるべきものだと思いますが、これはなぜ今できていないかというと、メッシュで区切った86地域のうち84、97.7%と申し上げましたが、わざわざ計画をつくらなくてもそこに問題点があることは承知しておりますので、それを忠実にこなしていく以外にないと、そういう意味で計画の策定はないと申し上げたわけであります。

それと、ちなみに申し上げますと、基準を満たしたものは、それぞれ議員がおっしゃられた数でありますけれども、基準外のものも含めますと、消火栓が508基、これは既に必要とされる消火栓の設備数を十分充足しておると私自身は考えております。

したがいまして、消防設備の調査自身は、大垣消防組合で3年ごとにやっております。 27年の調査の中でどういう数字が消防組合の考え方として示されるのかわかりませんけれども、多分改善の方向には向かっていると、そんなふうに考えております。

私どもとしては、今の消火栓をきちっと運用していくことが、十分私どもの町内における消防力の充実につながっていると、そんなふうに考えております。

それから消火栓については、要望のあるものについては基準以上に、半径80メーター 以内の設置要望につきましては全部対応しておりますので、手を抜いているというわけ ではないことを御理解いただきたいと思います。

それと、消火栓そのものは、当然町で整備するものでございます。管鎗等につきまして、地域に御負担をお願いして、今まで問題なく推移をしてきておりますけれども、それで地域差が生じてしまうのはいかがなものか。それは、当然その地域差が生じないように我々もお願いもしておきたいわけですし、最近、よく管鎗の盗難等までできまして、特にこういうことに対する関心が高いようでございますが、私どもとしては管鎗の盗難に関しましては、これは町のほうで買って、地元で再整備されるまでの間、貸し付けをするということにしておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

また、各消防団で使用済みのホースの中でなお利用可能なものにつきましては、当然 のことながら各地元へも適切に配分する等をして、各地域の消防対応に差異が出ないよ うに最大限の努力をしておるところでございます。これが第1点。

第2点、介護保険料の関係でございます。低所得者への対応につきまして幾つかの積 算をいただいて、介護保険の積立金も保険料の収入の中に入れ込んで再積算したらどう なるかというのをいただいております。これは、まず1つは、介護保険料の設定に当た って応能・応益ということ、当然これは保険でございますから、保険的な考え方が入り 込むことはやむを得ません。ただ、能力の実態に応じて御負担をいただくというもう一 方の側面から、これはもう既に半分公費が入っているよと、残りの半分を保険料で負担 していただく。当然、その中に応益的部分が出てくることは、これはそもそも事業の仕 組みからして当然そういう考え方が入ってくるだろうと、そんなふうに思っております。

それと、いろんな御意見がございますし、私どもはそういう御意見があるということを受けとめさせていただきます。ですが、先ほど申されました介護保険料では、3年間の総給付を賄えない可能性があるだろうと。というのは、最近、介護給付のサービス総量がだんだんとふえてきております。当初から積立金を当てにする介護保険料の設定をしておるということは、特にこの3年次でいいますと、最終年次に保険給付のサービス給付を賄えなくなる、ある意味では広域連合の財政上、非常に問題が出てくる可能性があるというふうに考えられます。

そういう意味では、なかなかこの介護保険の料金というのは難しい設定だと思いますけれども、今、2月17日の広域連合議会で決定された料金についてはやむを得ないものと、そんなふうに考えております。

そういう意味で、臨時議会云々という話がございましたが、これはちょっと私のみで 判断できる話ではございませんので、この場でどうこうということは差し控えをさせて いただきます。以上でございます。

(9番議員挙手)

# 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

#### 〇9番(森島正司君)

消火栓の地元負担における地域差というのは生じないと思うというようなことを言われましたけれども、地元負担がなかったら、これは設置してもらえないということになるわけですよね。だから、これは地元負担を強制するということになるのでしょうか。地元負担となれば、地元の能力に応じた負担しかできないはずであります。それが、町内全てが同一基準でなるのかどうかということであります。

今の実施計画がほぼ充足しているから、特に必要ないんだというようなことでしたけれども、やはりこういったことでもきちんとその基準を満たしたものがどうなっていくかと。

ちょっと戻りますけど、先ほど基準を満たしていないものを含めれば508あるというような御答弁でしたけれども、基準を満たしていないもの、それでいいのかどうか。基準というのはどういう趣旨で基準が決められているのか。その基準を満たしていない設備というのは改善する必要はないのかどうか。それを年次計画か何かできちんとしたものにしていく、そういった対応が求められるのではないかというふうに思うわけですけ

れども、その基準以下の設備というのはどういうものなのかということをお答え願いたいと思います。

それから介護保険料のほうですけれども、応能負担と言われましたけれども、従来の 応能負担の割合と改正後の応能負担の割合が高額所得者にとっては低くなっている、低 所得者にとっては重くなっている、これが今回の改正の実態です。もちろん、国、ある いは自己負担等を含めていろんな負担割合はありますけれども、その中の被保険者の保 険料は、その中での所得に応じた割合というのが決められている。その割合が高額所得 者は有利になって、低所得者に厳しくなっている、これを問題にしているわけでありま す。

この上昇率が先ほど言いましたように、生活保護世帯は42%の上昇、それから高額所得者がわずか9.5%ということであります。この低所得者と高額所得者の差というものを町長は何とも思われないのかどうか、そういうことをお伺いしたい。

それから基金の問題ですけれども、安八郡広域連合の26年度決算で基金を全部、当初 予算では基金はゼロになるよと。それが途中で補正を行って、基金は積まなくてもよい ということで二千数百万の基金残高が出てきてしまった。第5期の初年度においては基 金残高がゼロであったのが、2,300万ほどの基金の積み増しになってしまっている。第 5期はそれだけ使い切れなかった、そういう現実にある。それなのに、第6期において、 なぜ4,400万もの積み増しをして、6,500万円もためなきゃいけないのか。そういうこと をするから保険料が非常に高くなってしまう、ここにも計画のずさんさというのがあら われているということであります。

町長の言われる理屈は、制度の仕組みというものは理解しておるつもりですけれども、 その運用の仕方において、安八郡広域連合においては不必要な基金を積み立ててやって いる。余るような基金を積み立てて、そして保険料を引き上げているということを問題 にしているわけであります。

そういうつもりで町長の見解をお伺いしたわけですけれども、今後、これを参考にしていくというふうに言われるなら、今後にそれを生かしていただきたいというふうに思います。

#### 〇議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

#### 〇町長 (木野隆之君)

2点について再度御質問いただきました。

消防力の整備につきましては、いろんな意味で、計画があるなしにかかわらず、整備 強化に努めてまいりますことをお約束させていただきます。

それと、地元負担は強制かと、そういう問題の次元ではないと私は思っております。 一緒になって地域防災力を高めていくときに、地元の考え方が反映されることは当然あ り得るんだという意味で申し上げたわけでありますから、誤解のないようにお願いしま す。

それから介護保険料について、これは冒頭に申し上げましたとおり、本来これは安八郡広域連合の議会でやる話でありますので、私が今ここで具体について何をどうすべきかということを語る立場にはないということを再度申し上げておきますけれども、それでもなおかつ言うならば、先ほど応能負担・応益負担の再度御質問がございました。これは、確かにどんどん保険料が上がっております。1期に比べると、すごい上がり方です。確かに負担について、それからもう一つ、本来の制度のあり方について考える時期に来ているのかもしれません。ですが、第6期の事業計画を考えるときに、全体の負担を考えたときに、この0.5、それから1.5という国の定める標準的なものよりも、枠のはみ出しとしては、最高限度については1.7まで上げているわけです。これは、大方の介護保険の広域連合の中では比較的高所得者の部分に負担を求めている制度になっていると思っております。

ですが、再度申し上げますけれども、やっぱり保険が保険制度である限りにおいては 応益負担的考え方が一部に入り込んでくることは、これは制度上当然のことであります ので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

それと、負担の額について、今、保険料の部分だけで議論をされておりますけれども、 御承知の上で言われていると思いますのでこれ以上申し上げませんけれども、要は高所 得者のほうについては、サービス給付を受けるときに今度からは、今まで基本的に低所 得から高所得まで含めてすべからく自己負担額は1割で済んだわけでありますが、これ が高所得層については自己負担額2割になる制度改正とともに、これがなされておりま す。1割が2割になることの意味というものがどれだけ負担をお願いすることになるの かということも含めて、総合的な意味で全体の負担方法について考えないといけないの かなと、そんなふうに思っております。

もちろん、血のにじむような努力をしてお金を払っていただいておるわけでありますから、何とも思わないはずはないんですけれども、全体を賄うためにどうすればいいかと、衆知を結集した結果が広域連合においてこういう結論を得たということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

#### 〇議長(小寺 強君)

危機管理課長 森島秀彦君。

#### 〇危機管理課長(森島秀彦君)

消防水利に満足していないものがあるのではないか、基準以下の消火栓はどういうものかという御質問がありました。町長の答弁にもございましたが、総務省消防庁の消防水利の基準がございまして、その第3条に消防水利は、常時貯水量40立米以上、または取水可能水量が毎分1立米以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものであると

いうことで、地域防災計画では100を掛けております。その基準を満たさないものも含めて508ということで説明させていただいておりますが、消防法施行令のほうで屋外消火栓の設置に関する基準というのがございます。第19条の第3項第4号で屋外消火栓設備は、全ての屋外消火栓を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において放水圧力が0.25メガパスカル以上、かつ放水量が350リットル毎分以上の性能を有するものというのをうたっております。これは私たち町民が使う初期消火に関係する消火栓の基準であると思われますが、私も建設課に一時期いました。今回の委員会においても、担当が水源地の水道配水圧力は0.47メガパスカルだと言っておりました。水道の検査をしたときに私も確認しておりますが、0.38から0.4メガパスカルで消火栓を確認しております。ですから、消防法施行令による性能は十分あると考えております。

また、大垣消防の南分署にも確認しましたが、初期消火に十分活動ができる消火栓であるということを伺っております。以上でございます。

## 〇議長(小寺 強君)

3番 髙橋愛子君。

### 〇3番(髙橋愛子君)

議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

自転車事故の件数と対策について。

先日、テレビで自転車事故のことを放送しており、損害賠償の多額なことを知りました。小学生が幼い子をひいてけがを負わせ、3,000万ぐらいの損害賠償金を支払ったというものでした。自転車は自動車と同じ扱いで、保険に入っている人が少ないため、賠償金が実費になるため多くなるそうです。

最近、里地内の県道で歩道が延長して整備され始めましたが、歩く人より自転車通学 の人たちにとっては安全に通れるのでありがたいと思います。

輪之内町内では、最近どれくらいの自転車事故が発生しているか、また対策はどうなっているか、お聞かせください。

# 〇議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

#### 〇町長 (木野隆之君)

それでは、髙橋愛子議員の御質問にお答えいたします。

自転車事故の件数と対策についてでありますが、議員の御質問にございましたとおり、 自転車により人を死傷させた場合には高額な損害賠償を命じられる場合がございます。 議員の御質問に3,000万円程度の賠償事案が例示してございましたが、自転車同士の事 故で相手に重大な後遺症を残してしまった場合に9,000万円を超える賠償を命じられた 事案もあるようであります。

自動車事故については、一度事故を起こせば重大な事故になる可能性があることは、

これは皆さん認識しやすいところでありますが、まさか自転車でこのような損害賠償を しなくてはならなくなるということについては、一般的には非常に想像しにくいことだ ろうと思っております。

自転車は自動車のように免許も必要ありませんし、小さな子供から高齢者の方まで気軽に乗ることができるものであります。したがって、自転車事故に対する危機意識の薄さとともに、車の自賠責保険のような強制加入の保険制度がないことで被害者側が救済されないために、一たび加害者となれば多額の損害賠償を請求される事例が増加しているように思われます。

ちなみに、輪之内町内での自転車が関係する人身事故の件数でありますが、平成26年度中は、自転車対自動車の事故が2件、自転車同士の事故及び自転車対歩行者の事故はゼロ件でありました。27年に入ってからは、自転車が関係する人身事故は発生しておりません。

このように、町内での自転車が関係する事故はそれほど多くはないわけでありますが、 今後とも、交通安全教室や広報紙で、自転車安全利用五則といったものでありますとか、 道路交通法上は自転車も軽車両でありますので、交通ルールに違反すると自転車にも罰 金刑が課せられる部分がある等、そういうことが想定されますので、万が一に備えて損 害賠償保険に加入すること等の啓発を行ってまいりたいと、そんなふうに思っておりま す。

(3番議員挙手)

## 〇議長(小寺 強君)

髙橋愛子君。

#### 〇3番(髙橋愛子君)

それでは、県道安八・海津線の未整備区間の60%は、いつごろまでに整備される予定でしょうか、お尋ねします。

#### 〇議長(小寺 強君)

建設課長 高橋博美君。

#### 〇建設課長(高橋博美君)

大垣土木事務所に対して県道の歩道設置につきましては、毎年要望しているところでございます。大垣土木事務所から県庁のほうにも予算の要望ということで出していただいておるそうでございますけれども、何せ県下全体のことでございまして、予算は毎年つかないと。ついた際には、輪之内町にあっては県道安八・海津線を優先的に整備するということで、大垣土木事務所の道路維持課のほうではそういうつもりでございますけれども、予算がつくのがどれくらいかという将来計画とか毎年の予算の額については未定でございますので、これはいつまでにつくということは言えませんけれども、輪之内町にあっては、優先的に県道安八・海津線を片側車線でも整備を進めていくということ

#### (3番議員挙手)

## 〇議長(小寺 強君)

髙橋愛子君。

# 〇3番(髙橋愛子君)

それでは、わかりましたが、私も仕事柄、夜間に出かけることが多いです。高校生だけでなく、外国人の労働者もたくさん通っており、時々冷やっとすることもございます。 一日も早く、県道安八・海津線の主要地方道の早期完成をよろしくお願いしたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 〇議長(小寺 強君)

暫時休憩いたします。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時30分 再開)

# 〇議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 上野賢二君。

## 〇1番(上野賢二君)

引き続き質問させていただきます。

イオンビッグ空き店舗活用について。

国の平成26年度地方創生交付金を活用し、イオンビッグの空き店舗を利用した町と社会福祉協議会の共同活用プランとして、週5日(月曜日から金曜日)、「輪之内ホッとステーション」を開設し、福祉の拠点とする事業が進められております。事業内容は、高齢者の居場所づくりとしてのサロン活動、福祉相談を初め、各種相談窓口、地産野菜等の販売などが計画されております。

また、商工会の観光委員会がホッとステーションの休業日であります土曜日、日曜日 を利用し、観光常設窓口として、観光パンフレット、それから資料等の配布、観光案内 及び説明、イベント等の事業を検討されております。

地域振興、地域福祉活動として大変すばらしい事業であると思いますが、せっかくのよい機会でありますので、また近隣市町からの買い物客が多い場所であります。単体活動ではなく、輪之内の行政、福祉、教育、産業、観光の総合案内所、情報発信基地としての機能を持った輪之内PR館として広く事業展開してはいかがでしょうか。町長の御見解をお伺いいたします。

#### 〇議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

#### 〇町長 (木野降之君)

それでは、上野賢二議員のイオンビッグ空き店舗活用についての御質問にお答えいたします。

今回のイオンタウン輪之内での空き店舗活用につきましては、通常の商業利用を前提 としたテナント契約ではございません。地元公共団体である輪之内町との契約というこ とで、賃料、業務内容に特段の配慮をしていただいております。

また、賃借期間は、当面、平成27年4月から28年10月までの1年半の条件であります。 したがいまして、現時点では恒久的な活動拠点の設置はしにくいものと判断をしており ます。

しかしながら、イオンタウン輪之内は、近隣市町からも買い物客が多い施設であり、 単体の活動ではなくて、輪之内町の行政、福祉、教育、産業、観光の総合案内所、情報 発信基地としての機能を持った輪之内PR館として広く事業展開をしていくという議員 の御提案には方向を同じくする必要があるんだろうと、そんなふうに思っております。

そのために、どのような活用事例があるのか、各地の事例というものを収集しておりますが、中には投票率のアップを狙った期日前投票所の設置でありますとか、住民票の発行などを行うサービスセンターの設置でありますとか、図書館業務の端末の設置など、いろんなことに使用されている事例があります。

多目的な総合案内所や情報発信基地として、常時輪之内町をPRできる施設のあり方については、今回のイオンの空き店舗の活用というものを一つのきっかけにしまして、これから観光・産業の活性化策とあわせながら具体策を検討してまいりたいと、そんなふうに思っております。

最近、各地でこういった類いのいろんなPR施設等々があります。当町においてもその必要性は認識をしておりますので、今後、前向きな検討をしてまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上で、上野賢二議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

#### 〇議長(小寺 強君)

1番 上野賢二君。

## 〇1番(上野賢二君)

他市町のそんな事例があるか、いろいろ研究しながら前向きに進めていくというような御回答であったかと思いますが、全国的に少子・高齢化ということは避けて通れないことでございまして、先般、多分辛うじてだろうと思うんですが、予備軍であろうと思いますが、消滅市町に幸い輪之内は上がらなかったということでございますが、これもゆるキャラでありますとか、御膳米とか、御膳酒ですとか、いろんなPRをしてきた成果だろうと、私は大変評価をいたしております。

これからは、本当に他市町との地域間競争というようなことになってくるんだろうというふうに思います。これで、やっぱりいろんなPR活動等を緩めたり休んだりしますと、これは数年後に反動が来るということだろうと思いますので、絶えずそういった活動をし続けなければならぬのではないかなあというふうに考えております。という意味におきましては、来期4年間というのは本当の正念場になるんじゃないかというふうに私は考えております。そういった危機感を持って、絶えず輪之内を内外にPRしていくと。そういった今回は本当に大きな、駄じゃれを言うわけでございませんが、ビッグチャンスだと思いますので、これを生かして大いに輪之内町をPRして、今後とも続けていただきたいというふうに私は思います。

もう一度、大体方向性は一緒ということですが、町長から力強いといいますか、先の 活動目標をお願いしたいと思います。

#### 〇議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

## 〇町長 (木野隆之君)

上野議員からは激励の意味も含めて再質問をいただきました。先ほど例に引かれました消滅可能性都市は、いわゆる増田レポートと呼ばれるもののことだろうと思いますけれども、おかげさまで輪之内は消滅可能性都市の中に入っておりません。これは御案内のとおり、若い女性の減少率で、それが2040年、減少率が50%を超したところは将来的に消滅の可能性があるという、一つの切り口での議論ということであります。統計的なぶれがございますので、1万人程度のこの町ですと、決して今のように減少率30%未満という状況の中で安心していいとは私も思っておりません。そういう意味では、今後ともいろんな意味で輪之内というものを売り出していくことは必要なんだろうと、そんなふうに思っております。

その一つの方向づけとして、今までいろんな意味で売り出すための幾つかの施策を打ってまいりました。やはり知名度を上げるという意味においては、御膳酒、御膳米、果てはそれ以前のジェラートの作製から始まりまして、今回は御膳酒に加えて大輪という地元産のお酒の復刻も含めました。

今後は、なお一層、やはり住んでよかったという地域をつくっていくためには、やはい足腰の強い財政力を持つのは当然のことでございます。そのためには、周りから見て魅力のある都市づくりをしていくということは必要不可欠でございます。議員の御提案にもありましたように、いろんなことを前向きに捉えながら、今後とも輪之内が持続的発展ができますように一生懸命努力をしてまいりたいと思っております。

半分決意表明みたいになってしまいましたけれども、これからも志を同じくしてまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

(1番議員挙手)

## 〇議長(小寺 強君)

1番 上野賢二君。

#### 〇1番(上野賢二君)

ありがとうございました。

それで、1つ、人口1万人目標ということを、絶えず今後も目標として掲げて事業展開をしていただきたい。これは、やっぱり希薄になってきますと、どこかで緩んできますので、これは絶えず1万人というものを指標に置いて事業展開を考えていただきたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。質問を終わります。

### 〇議長(小寺 強君)

2番 浅野常夫君。

#### ○2番(浅野常夫君)

お許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

町民に優しい行政について。

私は、かねがね町民に優しい行政をと言ってきましたが、それはなかなか実行されません。今の行政は、企業誘致など大きなことに取り組んでみえます。確かに企業が来て税金が入れば、町には大変ありがたいことです。でも、町民は喜びません。住んでよかった、これからも住みたいまちを目指しているとのことですが、ここで要求されるのは町民の目線です。町民は、本当につらい中、税金を払っています。その使われ方が問題です。

今度の庁舎の改修においても、町民も職員も不便と苦情が出たわけでもありません。 補正予算も含めて3億3,000万以上のお金をかけ、一体誰が喜んだのでしょうか。町民 が喜ぶのは、町民一人一人に還元されれば喜びます。町民からおかしいと言われれば、 耳を傾けることが大切なことだと思います。町長が考えられること全てが正しいとは思 いません。耳を傾けることが町民目線と思います。この世の中で、自分の思うようにな ることなんか10個の中で幾つもありません。もう少し、いっぱいいっぱいの中で生活し ている弱者の立場を考えてほしいと思います。一生懸命に生きている弱い町民のことを 思い出しながら税金を使ってほしいと考えます。町長の考えをお聞きしたいと思います。 2つ目に空き家についてお尋ねをいたします。

このたび、空き家対策に予算がつけられましたが、具体的にどんなことを考えての予算計上でしょうか。当然、持ち主の了解を得てとのことと思います。予算計上されるぐらいですから、具体的な策があるものと考えます。お聞かせください。

3つ目に高齢者の生活について。

これは国の政策であることは私も十分承知しておりますが、現在、前期高齢者以上で 2人で見える方は、私は数えたわけではありませんが、右肩上がりと思っております。 夫婦で年金を足せばぎりぎりで食っていけますが、しかし、どちらかが亡くなったとき、 1人では食っていけません。亡くなったら線香代ぐらいになってしまうということをお 聞きしていますが、町単独で、どちらかが亡くなったときでも、残った方に対して半分 でももらえるような対策ができないでしょうか。国民年金は頭から離してください。よ ろしくお願いをします。

## 〇議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

#### 〇町長 (木野隆之君)

それでは、浅野常夫議員の御質問にお答えをいたします。

議員からは3点の御質問をいただきました。

まず、1点目の町民に優しい行政についてでございます。

御質問の内容を確認させていただきますと、町民の目線に立って、町民の声に耳を傾け、特に日々の生活をいっぱいいっぱいの中で暮らしてみえる弱者の立場を酌み取った優しい行政、すなわち弱者に寄り添うような税金の使い方に配慮が欲しいといった趣旨であると認識をいたしました。

私が町長に着任させていただきまして、もうすぐ8年が経過しようとしております。 その間、私自身は、町民の皆様の負託に少しでも多くお応えすべく、全ての町民の幸せ を願って各施策の推進に全身全霊を傾けてまいったところでございます。

当然のことながら、私の考え方が全て正しいとか、全て思いどおりにやるとか、町民の皆さんの考えに耳を傾ける必要がないなどと、そんなことを考えておることは全くないということだけははっきり申し上げておきます。

企業誘致も、つまるところは住みやすいまちづくりのため、福祉の向上のための原資、要するにそのための資金、そういったものの確保と雇用環境の整備による足腰の強い地域づくりを目指してやっていること、これを十分御理解いただきたいと思っております。そういう意味では、今後も方向性を見定めて、スピード感を失うことなく、着実に推進をしてまいります。

さて、弱者の立場を考えての税金の使い道をということでありますが、今までに子育ての世代を支援するため、高校生世代までの医療費の無料化や、留守家庭児童の受け入れを小学校6年生まで拡大したこと、ヒブワクチン等各種予防接種の助成制度について、町単独でその対象範囲を随時拡大させていただいたこと。また、交通弱者に配慮したデマンドバスの運行など、弱者に配慮した各種施策を推進してきたことをいま一度御理解いただけたらと、そんなふうに考えております。

議員の御指摘にありますように、日々の生活をいっぱいいっぱいの中で暮らしてみえる方々からいただいている税金が血税であることは十分に認識をしております。そういった血税を納めていただいた町民の皆様の負託に真摯に応える気持ちをこれからも常に

肝に銘じ、その行動の礎として見据えながら、全ては町民の幸せのために働かせていた だくことをお約束申し上げて、1点目の答弁とさせていただきます。

次に、2点目の空き家についての御質問でございます。

御案内のとおり、既に日本は人口減少社会に突入しており、輪之内町でも今後は人口が減少していくことが予想されております。私自身は、当分の間は1万人を目指してやっておりますので、それとの兼ね合いの中で、でもでも、それは日本全体が人口が減少していくという大きな枠組みの中を見失うことなく、これからの人口対策も進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

そういう意味でいいますと、輪之内町でも今後、今はさほど多くはないわけですけれども、町内でもちらほら見られます空き家というものも今後は増加の傾向になってくるんじゃないかと、そんなふうに思っています。

空き家は、防犯や防災、地域コミュニティーの維持、集落の活性化などの観点からも ふやさないようにすることが望まれておりますし、それらは御質問にもございましたよ うに、当然所有者の意思を確認した上で対策に取り組む必要があり、具体的には利活用 可能な空き家対策と老朽危険空き家対策が考えられるところでございます。

利活用可能な空き家対策は、町内の空き家調査を実施して、情報収集を行い、所有者の特定、意向の確認を行うこととしております。その上で空き家バンクを立ち上げ、賃貸、売却の希望がある場合は、宅建協会等、関係機関とも連携し、物件としての情報を公開してまいりたいと思います。

また、空き家バンクや移住定住対策事業を広く周知するために、チラシやパンフレットを作成したり、町ホームページや一般財団法人 移住・交流推進機構(JOIN)のサイトでも情報を提供するほか、東京で開催される「地域おこしフェア」などのイベントにも出展して、移住・定住先としての輪之内町のよさをPRしてまいることとしております。

老朽危険空き家対策では、所有者への指導・要請を行うなど、危険空き家を発生させないような取り組みを考えてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の生活についてお答えをいたします。

高齢者の方の生活維持、これは高齢者の福祉増進という観点からも重要なテーマであると私も考えています。

輪之内町における65歳以上の高齢者単独世帯は、平成25年度の153世帯から、平成26年度には175世帯に増加しておりますし、また70歳以上の高齢者2人世帯についても、平成25年度の83世帯から、平成26年度に86世帯となり、ともに増加の傾向にあります。

昨今の状況を見てみますと、年金の引き下げでありますとか、消費税、医療、介護等の費用負担がふえる中、悩みや不安を持っている方も多く、高齢者の生活を取り巻く環境が一層厳しくなっているのでないかと、そんなふうに思っております。

御質問の中であります年金制度では、御承知のとおり、生計を維持していた方が年金加入中に亡くなられた場合に遺族年金が支給されることがある制度でありますけれども、年金受給者が亡くなられた場合は、基本的にそのような支給制度というものが見当たらないということでございます。

御指摘のような方をどのように支援していくのか、大変重要な問題であります。また、 ある意味、非常に解決困難な問題ではありますけれども、経済的な支援としては、国が 最低生活を保障し、自分の力で生活できるように援助する生活保護の制度があります。

今後、ますます社会保障費が増大する中で、町が単独で直接的な意味での経済支援を 行うことについては慎重にならざるを得ません。これは、本来、国が社会保障全体の枠 組みの中で検討すべき課題であろうと考えております。

当町としては、地域包括支援センターによる高齢者等の実態把握に努め、生活機能の維持、向上を図るべく、高齢者介護支援事業として、ホームヘルパーによる見守り、生活援助を支援する軽度生活援助事業や配食サービス、理容サービス等、高齢者の方を地域社会において支援する福祉サービスに取り組んでいるところであります。

今後も、こうした高齢者の方が住みなれた地域で生きがいを持って生活できるために、 高齢者の生活を支援し、また安全・安心な暮らしを送っていただくため、あらゆる限り の施策を積極的に講じ、高齢者福祉の充実と進展に努めてまいりたいと思っております。 以上で、浅野議員に対する答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

# 〇議長(小寺 強君)

2番 浅野常夫君。

# 〇2番(浅野常夫君)

御答弁ありがとうございました。

まず、1回目の3つの質問もなんなんですが、私の昔からの知り合いの町民から、よく何で町長室にトイレというような話を実際に聞きました。あんまりその辺の話が出たときに、町長がそれもそうやなと、まあその辺もそのような部分もあった、そんなようなことを思いました。それはそのぐらいにして。

あと、この庁舎の中を耐震、改修されましたが、ちょっとあそこのクロスが破れておるとか、角がうまいこといっておらんとか、とても民間の仕事では通らんような格好の中で検査が通ったという話は、私ら端くれ屋としても、ちょっとあれはいかがなもんかなと感じる次第でございます。もう一回見直しをされて、町民が何じゃこれはと思われん先に整備されたほうがいいのかなと思います。

2つ目に空き家対策に対してですが、3月の予算議会に予算がのっている、今、町長の御答弁はありましたが、余り具体的な答えはいただけんような気がしました。できれば、こういうことをやりたいと。売却という言葉が出ましたが、売却で町が活性すると

も限りませんので、ただそれは始末をするだけみたいなふうにもとれますので、何かこういうことをやりたいとか、こういうことをやっていくんや、具体的な施策があったらお聞かせ願いたいと思います。

それから3番目、ここら辺のうちの凡例が聞きたいんですが、生活保護をもしも受けたときにはこういうことを規制されるということを私はちょっと存じませんが、その年金、今、1人六、七万のお金しかもらえないと、大概のうちならそうなんですが、六、七万で一軒をやっていくということは間違いない無理な話で、辛うじてやっておると、ぎりぎり。で、もしあかなんだら生活保護を受けたらという話も聞いたんですが、生活保護を受けたら、こういうことを規制されると、そういうことは勉強したいので、そういうことの説明を含めての答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

## 〇議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

#### 〇町長 (木野隆之君)

幾つかの御質問をいただきました。正直申し上げて、それぞれいろんな思いがあるんだなあと思いながら聞かせていただきました。

庁舎の改修につきましては、これは町制60周年を記念する事業の一つでもございます ので、今後、何十年かを見据えた中で必要な施設整備をしたということに尽きるわけで ございます。

検査の関係につきましては、もちろん議員は御専門でございますので、またいろいろとアドバイスをいただきながら、その実態が何なのかということをもう少し具体的にお聞かせいただければ、そんな中で対応できるものは対応できると思っております。

それから空き家対策についてでございますが、これは先ほども申し上げたとおりでございます。全国的に空き家対策というのはいろんな問題になっておるわけでございます。 先ほど再質問でおっしゃられたとおり、売ってしまって始末して、それで終わりかと言われますと、選択肢の一つとしてそれも登場はするけれども、地域コミュニティーを壊さないためにそういったものをどう活用するかという話は、当然おっしゃるとおり重要な視点だと思っております。

いずれにしても、実態をつまびらかにする中で次の施策を考えてまいりたいと思っております。

生活保護の関連につきましては、担当課長のほうからお答えさせていただきますので、 よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(小寺 強君)

福祉課長 田中久晴君。

#### 〇福祉課長(田中久晴君)

ただいま御質問がありました生活保護の制約ということでございますが、生活保護は、

基本的には最低限の生活の維持ということでございます。最低限の生活の維持に当たりましては、持っておる資産を活用する。活用するという言葉は、つまりその資産を処分するというような制約といいますか、そういう方法を必要とされます。

また、そういう意味におきまして具体的によく聞かれますのは、自動車ですとか、そういうものは持たないというのが条件になりますし、また生活保護を受けるに当たりましては、そういった最低限の生活をする上で指導ですとか、ある程度の制約といいますか、こういうことをやりなさいというようなことも発生しますので、そういった意味では制約ということになるのだと思っております。以上です。

(2番議員挙手)

### 〇議長(小寺 強君)

2番 浅野常夫君。

#### 〇2番(浅野常夫君)

再度の御答弁、ありがとうございました。

1つ目は、町長、大事に使っていただくより仕方がないと思いますが、これからもしいろいろさわるというんだったら、自分のうちなら、あんなお金の使い方は多分されんと思います。もっと吟味されながら、業者も選定されながら、これでいいのかということが多分、自分の家ならそうされるかと思います。その辺もちょっと残念かなと思ったのが今回の一件だと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

空き家に関しては、これからいろんな対策を考えながらということなので、もうこれでやめておきます。

3番目、自動車も持てんと、ただ、こういう金額はお幾らぐらいで、もしも生活保護を受けたら。ひとり住まいと仮に換算しますと、自動車はなし、あと何が、そういうもっと細かく、これもだめ、あれもだめとか、これはいいとかというようなことがもしもわかれば。

# 〇議長(小寺 強君)

福祉課長 田中久晴君。

#### 〇福祉課長(田中久晴君)

まず、何がだめかというようなことで、先ほど資産というようなお話をさせていただきましたが、資産ということは土地ですとか建物、そういったものも含まれますし、また預貯金ですとか保険、そういったものもその資産の中に含まれます。そういったものは最低生活を送るために活用しなくてはならないというのが生活保護の中での制約、その前提ということになると思っております。以上です。

(発言する者あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

田中久晴君。

## 〇福祉課長(田中久晴君)

正確な金額ではございませんが、おおむね8万円台の金額であるというふうに承知しております。ただ、それにつきましては、そのほかに収入があればそれを引いた金額になりますので、もし年金をもらってみえるということになりますと、それから年金を引いた金額が最低金額というようなことになります。以上です。

#### 〇2番(浅野常夫君)

ありがとうございました。

#### 〇議長(小寺 強君)

6番 田中政治君。

### 〇6番(田中政治君)

引き続き、質問させていただきます。

1. 情報インフラの拡充と教育支援について。

もうすぐ桜の花が咲き、小学校、中学校、高校、また大学等の入学の時期を迎えます。 輪之内コミュニティチャンネルも数多く放映されることと思います。学校生活は、楽し いことと同時に、勉強という大きな命題を背負うことになります。親が子に期待し、子 は将来を夢見る、その実現のための努力が始まるのです。

勉強に対する経済負担も重くのしかかってきます。12チャンネルによるテレビ学習等 も取り入れ、子育ての支援になるような企画はできないものか。

また、各課の情報、インタビュー等、また議会の様子を町民の方々に見てもらう。皆が張り切っている様子を放映すると、町民の方々も理解が深まり、加入率等向上にも役立つと思いますが、町長のお考えをお尋ねします。

県プロジェクトの一環でタブレット端末の貸与を受け、小学生、中学生全員に配備をし、端末や電子黒板を使ったICT(情報通信技術)を積極的に進めるという記事がありました。

輪之内の学校でも、電子黒板、パソコン等を数年前から活用されております。我が町の情報教育は、県下でも最新の町と思っておりますが、勉強の方法も多種多様になってきました。押しつけの教育はよくないと思いますが、関心を持たせ、成果の上がる勉強ができるのではないかと考えます。

以上のことにより、輪之内12チャンネルの活用、またICTに対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2番目、高規格の農地へ。

やわらかい風に触れ、春本番間近を感じ、梅の花も喜び咲き競っております。

今年も農作業が始まります。昨年は米価の大幅な下落に泣き、今年はどんな米政策が行われるのか、TPPの行方も重大な関心事であります。

中間管理機構による農地の集積、営農組合による生産性の向上等がありますが、大規

模化しても生き残れるのか。また、再ほ場整備地区では可能であると思いますが、他の地区では均平化による農地整備が行われており、最低限、水稲、麦作、大豆といった主作物の作付が可能なほ場にしなければ厳しい経営になってしまうと思われます。

一昨年から始まったブランド米の確立、御膳酒、大輪のブランド、スイーツ、軽トラ市等、多くの企画で輪之内の物産が広く知られ、拡大していくことが望まれます。これからが本番です。

以下、町長さんにお尋ねいたします。

- 1. 米・麦・大豆の3作をつくるには暗渠排水は非常に重要です。現在行われている均平化のところに暗渠排水が敷設できるのか。
  - 2. 新規に整備されているプレハブ水路は暗渠排水に対応できるのか。
  - 3. 均平化により既設の水路に支障が出た場合、改良できるのか。

4番目に、ほ場整備が終了しているほ場で未整備の場合の対応について、これは暗渠ですが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上についてお答えをいただきたいと思います。

#### 〇議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

# 〇町長 (木野隆之君)

それでは、田中政治議員の御質問にお答えいたします。

まず、情報インフラの拡充と教育支援についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の子育で支援の一方策として教育に係る経済的負担を考慮して、簡単に 学習機会が得られるように、ケーブルテレビの地域コミュニティチャンネルである「輪 之内スマイルチャンネル」において、テレビ学習番組の放映、また町民の皆さんに行政 活動の御理解を得るべく、各種行政情報、議会中継を導入してはどうかとの御提案をい ただきました。

御案内のとおり、ケーブルテレビの輪之内スマイルチャンネルは、平成25年10月から動画放送、データ放送の2本立てで放送をしてまいりました。その間、動画放送では、子供の活動の様子を放映する「わのうちキッズ」、町内イベント等を放映する「いいとこ!わのうち」を放映し、1年6カ月が経過しようとしております。

さて、御提案のテレビ学習番組の放映、また町民の皆様に行政活動の御理解を得るべく、各種行政情報の提供、議会中継の導入につきましては、予算の範囲内において順次導入するため、関係機関との協議に入りたいと考えております。

学習番組については、児童・生徒が興味を持って見てみたいと思ってもらえるように、 また議会中継については、見ている人がわかりやすいような番組編成内容を考える所存 であります。

次に、2点目の御質問にお答えいたします。

町内の小・中学校へのICTの導入状況につきましては、小学校では、パソコン教室にパソコン110台、通常学級及び特別支援学級でパソコン30台、特別教室には3校で計7台を設置し、合計でパソコン147台を設置しております。また、ボード型の電子黒板が各校1台で計3台設置し、電子黒板ユニットつきのプロジェクターが普通学級全てで26台設置をしております。

次に中学校では、パソコン教室にパソコン40台、通常学級及び特別支援学級にパソコン11台、特別教室にも8台を設置し、合計でパソコンは59台を備えております。また、ボード型の電子黒板が1台あり、来年度には各教室に小学校と同様のプロジェクターを配備していく予定であります。

また、各学校の情報主任と教育委員会事務局とでコンピューターの活用部会を設置し、町内での情報教育に係る情報交換や意見交換を行っているところであります。

各学校のICTの利用状況としましては、それぞれの学校において、おおむね利用回数が前年度よりも増加しているとのことであります。やはりそういう意味では、まずは現在配備してありますICT機器の有効活用を図ることが非常に大事なことであり、特に各小学校間でばらつきがあってはいけないと考えております。

今後も、さらなる有効活用を図るよう、コンピューター活用部会などを通じて各学校 へ働きかけを強めてまいりたいと考えております。

また、このICT機器、御案内のとおり、日進月歩の勢いでさま変わりをしております。情報教育関連機器として本当に必要なものであるかを精査しながら、輪之内の情報教育を推進してまいりたいと考えております。

次に、高規格農地へについて4点の御質問をいただきました。

1点目の現在行われている均平化のところに暗渠排水ができるのかとの質問でありますが、プレハブ水路の深さにより敷設できる場合もありますが、町内の多くのプレハブ水路は、深さ60センチに敷設をされております。現在の県の暗渠排水設計基準は、輪之内町では70センチとされており、敷設できない場合のほうが多いと考えます。

2点目の新規に整備されているプレハブ水路は暗渠排水に対応できるのかとの御質問でありますが、1番目の回答のとおり、深さ70センチ以上であれば対応可能であります。

3点目の均平化により既設の水路に支障が出た場合、対応してもらえるのかとの御質問でございます。そもそも均平化工事は、県営農業基盤整備促進事業の1反10万円の定額助成であり、区画拡大のため、畦畔の除去と均平作業、渡版橋の工事を行うもので、基本的に水路の変更は伴わない工事ということになっております。基本は、ほ場ごとに均平化できればいい工事でありますが、水管理が適切に行えるよう、地域の実情に応じて、できる限り柔軟に対応していただいておりますが、水路等の直接の改良は、この事業では行いません。

議員からの御指摘のとおり、営農には非常に有効な手段であり、町として今後も推進

していきたい事業でありますので、関係機関と協議を重ねながら、具体的にどうすべき かということを検討してまいりたいと、そのように考えております。

4点目の再ほ場整備が終了しているほ場で暗渠排水が未整備の場合の対応についてお答えをいたします。

県営ほ場整備事業を実施した地区は、暗渠排水の敷設は可能であると思いますので、 今後も地元の、当然これは地元の同意のもとでありますが、里地域と同様の定額助成の 工事を実施されるように働きかけを続けてまいりたいと、そのように考えております。

近年の高齢化、そして農業者人口の減少で、これまでの江ざらいでありますとか、農地周りの草刈りなど、地域の共同活動がやや困難になりつつある状況の中で集落営農や担い手の負担が増大し、規模拡大が阻害されることが懸念をされております。当町といたしましても、多面的機能支払制度を推進し、集落営農や担い手農家の下支えを行い、中間管理事業による農地の集積で規模拡大を行い、県営事業を有効に活用しながら農地の高規格化を進めてまいりたいと考えております。

以上で、田中政治議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

### 〇議長(小寺 強君)

6番 田中政治君。

### 〇6番(田中政治君)

非常に簡単にわかりやすい御答弁で、2回目の質問も大変しやすいということでございますが、本日も傍聴者の方がお見えになっておりますけれども、このあいた時間に、議会の様子とか、今、議会の中で何が話し合われて、どんなことが議決され、またどうなっていくのかということが、この12チャンネルを通じて住民の方に知らせる大きな有効手段の一つとして整備されている、その一翼を担っているのはそういう意味だと私は理解しております。

輪之内の「いいとこ!わのうち」を放映するのも一つの手ではございますが、やはりこの情報を大人の情報、要するに輪之内の未来に対する情報が町報のみの発信では非常に心細いので、やはり動画という形の中が一番有効なのではないかということで進められているものと、私はそういう解釈をしております。

ですが、この部分に、当然経費という問題は再三、わかっておりますし、何億円とかという数字も以前にお聞きしたような記憶もございます。そんな中で、なかなか遅々として、お考えにあるということは今御答弁いただきましたが、具体的に答えの中にそれが反映されないと、やる予定ということであれば、やる予定であるということはわかりますが、それはかなり具体性に欠ける話であって、今の情報化時代に、せっかくそういう施設を持ちながら、まだ活用が十分になされていないというところに、私は今回質問の意図としているところを言っておるわけでございます。

今、学校教育の関係でも、町長は人口1万人に対するいろんな支援をしていきたいとか、人口1万人ということを大きく掲げられておりますが、やはりなかなか1万人、9,950人とかというところまではいきますが、なかなか1万人というのは安定的に超えませんよね。それは、やはり出生と死亡のバランスがあるのかなあと、当然ですよね。

何が言いたいかといいますと、やはり若い人に輪之内町の魅力を感じていただける。若い人は子育て世代が一番多いわけなんですが、今、移住、アパートもたくさん建設されておりまして、一番関心事は、恐らく子供の教育環境とか、福祉環境とかというのが若い人には、その次に、これは企業が輪之内にもどんどんできればもっと幸いなんですが、それよりも輪之内がベットタウン化している一つの現状の中には大きな魅力を感じておみえになって、アパートもたくさんできてくる、そこに住まわれる方もふえてきているということであろうかと思います。

そんな中でさらに進めていただくのは、情報を使った教育で、親に対する経済支援を そういう形の中でもっと広く進められたら、もっと有効になるんではないかと。これは 私も素人でございますけれども、やはり世間でいろいろ聞いておりますと、そういった ものを活用されておると。

今のタブレットにしても、私はこういう文明の機械に対しては非常に音痴でございますので、パソコンができない人間でございますのでよくわかりませんが、聞いておると、どうも持ち運びが自由に、調べたいときにクイックに調べて、それを自分のものにできるという、デスク型とか、ノートパソコンでもいいでしょうが、子供に対しては大き過ぎるのではないかと、サイズ的にも。だから、タブレットでもっていろんな調べ物とか、それは各家庭でやりなさいということかもしれませんが、それを教育支援の一環として輪之内町は取り組んでいるよと。やっぱり子供に対していろんな形で側面からも支援しているよということが重要なことであって、よそがやっていないからとか、そういう言葉ではこれはよくない。やっぱりそれに先んじてやることに大きな意味があると私は思っております。

ですから、私ども議会のほうでもタブレットという話もございました。その中に、おまえら、年食ってからタブレットをさわれるかという御心配もいただきましたが、それすらわからないんです、はっきり言って。ですから、こういうことを論ずる資格はないかもしれませんが、そうじゃなくて、やはり今世代の若い人は全てそういうことを知っております。そんな中でそれを一つの武器にして、輪之内町の教育に大いに役立てたらどうかということでございます。

今、小学校から中学校まで義務教育の中で塾に通わなだめだと。中学校になったら、 当然塾には行くんだと。私の孫もこの春から中学校のお世話になりますが、家へ来ると 塾の話ばっかしております。そのぐらい、もう神経がとがっていますよね。

ですから、そんな中で、少しでもそういったいろんな形の中で役立つものが提案され

ながら、小学校の時分から学力を少しずつでも上げていくということが、やっぱり地味な努力が最後には花を結んで、輪之内町から総理大臣が生まれるかもしれませんが、そういった今やらなくてはならないという教育に対して教育長さんにも御答弁をちょっとお聞きしたいと思うんですが。

また、本日は、長年町長さんの片腕としていろんなことに御尽力いただいておりました加藤参事さんがこの3月で御退職されるということでありますので、参事さんにも今の教育問題と社会問題について総括的にお考えをお聞きしながら、やっぱり私たちの財産としてお聞きしたいと思いますので、あわせてそこら辺のところもよろしくお願いしたいと思います。

それから排水の関係、高規格農地の関係ですが、現在の水路で均平を行われておるところでも70センチ以上あればそれは可能ということでございまして、現に里のほうでは70センチ以上を満たしている、俗に言う柵板の3枚当てということでございまして、進められておるということで大変結構だと思うんですが、この里の地域においてはなぜ3枚当てがなされておったのか。

また、今の再三、70センチに満たないので1番、2番についてはだめやよと、もう規定から外れているよと一言でおっしゃっていただき、わかりやすいんですが、今、新規にプレハブを入れているところも、全く規格を満たしていない部分、要するに私の中の規格というのは、これから日本の農業がどう変わっていくか。先ほどの1回目の質問の中にありましたように、TPPとか、いろんな中で、米・麦・大豆、また飼料作物と、要するに家畜の飼料までを広く捉えた農政が農家には求められております。ということは、米をつくるだけなら60センチ規格で十分でしょう、要するに水を落とせばいいということですからね。ですが、その先にある麦・大豆、要するに畑物も水田、農地の中で対応しなさいよという施策が進められておりまして、米も転作割合とか云々は、もう廃止だと。いろんな農政転換がどんどん進んでおる中で、現在行われておる水路改良が昔の60センチの規格のままで進められておるということは、これは何を意味しているのか。要するに、そういうことをやっていただいておるところではそれ以上やりませんよというのはどういう意味か。

くどいようですけれども、要するに農地でこれだけのことをやりなさいという国の施 策に対する対応能力に非常に疎い。これをまだ今でも進めようとしているということは、 これは何を意味しているんかと。だから、それがわからんようなことでは、せっかく施 工してもらっても、やりかえということはなかなか大変ですね。それはわかっておりま す。ですから、わかっておる範疇のことは、先を見据えた農政が町の中でも行われない と、これはどうにもならんのじゃないですか。

規格規格という、その規格の改定はいつされるんですか。もっとそこら辺をシビアに 検証しながら次の仕事に入っていただかんと、輪之内の農業はどんどんおくれていって しまいますよ。

町長は、前から輪之内は農業を一つの重要な柱に掲げておるよと、力強い言葉をいただいておるんですが、そのとおり、額面どおり受けとめるようなことにはならないんではないかと。ちょっと言葉はきついですが、私はそこら辺のところで非常に疑問を感じております。

それからもう一つ、4番目の再ほ場整備されておる地域で可能な条件、要するに3枚当て以上の水路敷が低いところにおいては暗渠が可能です、御答弁をいただいておりますが、これは前々からお聞きしておるとおりです。ですが、この地域においては皆さん御承知のとおりの地域なんで、これは県のほうの多分理解も得られないので、地元としては多分、多分じゃなくて私は要望を数年前から聞いておりますけれども、何でやってもらえへんやろうかと。私、その地域へ大豆の刈り取りにも行きます、組合のほうでね。どぼどぼですわ、できません。できないのを、あえて今のこの農政の中で取り組んでおみえになります。難儀しておみえになります。生産性は上がりません。そういう現状を横目で見て通っておるだけでは、これはよくなりませんね。これは、やっぱりそれを真正面からもっと受けとめていただくわけにはいけませんかね。

ですから、このことについても、可能ですという言葉ではわかっております。でも、可能ですけれども、やれない理由はあると思いますよね。だから、今になっていると、だからそれも言いにくいと。方法はあったけど、年度で打ち切られてしまったので、今はその制度はございません、そういうことも聞いております。

ですから、私も素人ですけれども、素人は素人なりに、これでも日ごろ周りを見てそんなようなことを思ってやっておりますので、ましてや幹部の皆さんにはそんなことは言われるまでもないことだと思うんですが、それに対する、もっと切れのいいお答えをいただきたい。特に建設課長にも、現場としての問題点とか、そういうことも、やっぱり取り組みの中で困っていることも含めて御答弁をいただかないと、次のステップとしてはなかなか難しいと思っております。

また、先ほど言いましたように、長年町長の片腕としてこの行政にかかわられて、この3月に退職されます加納調整監に、農政、また土木に関してどうお考えか、どうだろうかということについても御意見をいただければ次に参考になるのかなというふうに思っておりますので、御意見をいただけたらと、あわせてよろしくお願いしたいと思います。

#### 〇議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

#### 〇町長 (木野隆之君)

再質問をいただきましたが、全般的な話をさせていただいております。特にICTに関しましては、もともと輪之内町の12チャンネルは、先ほど御質問にございました趣旨

を現実に生かすために、もう既に12チャンネルをやっているわけでありますので、方向性を異にはしていないと思います。

先ほど私にも、輪之内の未来のためにこれをどうするんだと、若い人にもっと魅力を与えたらどうだと、全く同じでございます。そういう意味では、せっかく多額のお金をつぎ込んでいることもございますので、これを有効に活用してまいりたいと思いますし、ベットタウン化というお話がございました。特に良好な居住環境を求めて若い人に来ていただくことが、やはり活力を維持する大前提だと思っておりますので、そちらのほうのニーズに的確に応えるということも必要かと思っております。

そういう意味では、12チャンネルを利用して、紙ベースの限界をひとつもう一歩前へ 進めるということも必要なんだろうと、そんなふうに思っております。

タブレットの話もございました。幾つかの新技術、それから新しい利用の方法というものは幾つかあると思いますので、そういったものを漏らすことなく検討のまないたに上げていきたいと思っておりますし、それを役立てていきたいと思っております。そういう意味では非常に力強い御支援をいただきましたので、今後、そのように取り組みをさせていただきます。

高規格農地のほうにつきましては、いろんな考え方がございまして、現状でなかなかいい御回答ができない部分もあることは確かのようでございます。最終的には、総合的な農地整備という意味ではほ場整備事業というものを再度考えることもあり得るのかなと、それも選択肢の一つに考えながらやる以外にないのかなということも思っております。ただ、非常にお金もかかりますし、どこにそのニーズがあるのかということを、もう少し現場の段階として具体的に取り組みをさせていただきます。

残余につきましては、各担当から答弁をさせていただきます。よろしくお願いします。

#### 〇議長(小寺 強君)

教育長 西松敏夫君。

#### 〇教育長 (西松敏夫君)

教育にかかわって一番重点に考えているのは、私は、やっぱり学校教育をどういうふうに充実していくかだというふうに考えています。子供たちにつける力で大切なことは、豊かな心を持っている、温かい心、心の教育、それから健康な体、そして確かな学力であるというふうに考えています。

その中でも確かな学力をつけていくためには、何といっても学校教育が大事でして、 授業をいかにして充実させていくかということが私は大事だというふうに思っています。 そのために、今年も1年間、学校を訪問しながら、充実した授業ができるように支援、 サジェスチョン等をしてまいりました。教師は、子供たちとは授業の中では真剣勝負で す。少なくとも私は、そういうつもりで教員生活を送ってまいりました。今の教員もそ のように努めていると思います。子供にとっても学校ほど学習がわかるところはないと いうふうに思っています。なぜなら、実際にさわれるものがあったり、見るものがあったり、それから周りの子供たちのさまざまな意見も聞ける、そういう場面というのはああいう集団でしかないというふうに思っています。そうした中で子供たちに確かな力をつけていくということが、私は重要であるというふうに考えています。

田中議員さんから御指摘があったICTをもっと活用したらどうかというようなこと、特に12チャンネルにかかわるようなことについては、以前の議会の中でもそうした御提言といったものがあったかというふうに思っています。それがなかなか進まないのには、それなりの理由があったのかなというふうに思っていますので、再度検証いたしまして、できるところから12チャンネルを使っていけたらなというふうに私は考えております。

それからICTにかかわることでは、今、町長からも話がございましたように、進めたらどうかということで、よい御提言をいただいて、私も大変感謝しております。

ただ、思うことは、情報機器を私たちが子供のころは全く使ったことがなかった。もちろん、携帯電話もございませんでした。それから、コンピューターもございませんでした。それが今多くの大人たちは使うことができるし、コンピューターも使うことができるという時代になってきています。そのためには何が必要かというと、やはり基本的なことを身につけているということが私は大事だと思っています。例えば、タブレットを使うためには、パソコンを使うようになれれば、タブレットを使うことというのはそんなに難しいことではないと思います。そのための基本をきちっと子供たちに身につけさせていくということが重要だと思っています。

もっと戻れば、物を読み書きができるということができないとか、書くことができる ということができなくてメールを打つことができるだろうかというところまで戻ってい くんだと思います。ですから、全ての基本になるところをきちっと身につけさせていく ということが情報教育のもとになるのかなというふうに思います。

タブレットを進めたらどうかというようなお話がございましたので、今後、また検討 させていただきます。ありがとうございました。

#### 〇議長(小寺 強君)

参事 加藤智治君。

#### 〇参事兼会計管理者 (加藤智治君)

1年前に3カ月ほど教育長職務代理をやらせていただきました。そのときにも思いましたし、過去に教育委員会におりましたときにも思いました。学校というところは、まず第一に勉強を教えるところです。先生は、その務めが第一番であります。それは、今、教育長がおっしゃったとおりでございます。そこにプラスしまして、いつも思っておりますのは家庭教育の重要さです。やはり家庭教育というのは、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが自分のかわいい子供、孫のために家庭の中で教えていく大事なことだと思います。道徳教育の重要性も今言われておりますけれども、そういう家

庭教育がしっかりしておれば、間違った道に進む子も減るのではないかというふうに思います。

最近の子は、我慢するということ、それから努力するということ、この辺がなかなかできていないんではないかというふうに思います。スポーツ少年団とか、それから中学校の部活等でそういうスポーツに携わることによって、我慢する、努力する、頑張るということを子供たちは自然に身についていくのではないかと思います。

スポーツ少年団の加入率が25%をやや切っております。10人のうち2.5人までしか入っていないということです。残り7.5人の子は、塾とか、ほかの習い事をやっておるとは思いますけれども、ぜひともスポーツを通じて心と体を鍛えてほしいというふうに私は思っております。

この議場に上がるようになりまして7年になりますけれども、最後になりました。長い間、ありがとうございました。

### 〇議長(小寺 強君)

産業課長 中島智君。

#### 〇産業課長(中島 智君)

全般的な話でございますが、確かにこれからの農業というのはいろいろ難しい状況になりまして、農地の汎用化と、田んぼだけではなく畑として使えるような汎用化というのが大切な命題であるかと思います。

その中で、今、選び得る選択肢として、今回の均平化とか、それ以外のことも考えておりましたが、結果的には根本的な解決にはならないということで、町長の答弁にもありましたように、再ほ場整備のほうも選択肢の一つとして、これからでき得る工法としてとっていくべきではないかと思っております。やっぱり根本的な解決は、小手先の事業では解決にはならないということでございます。

4点目の再ほ場整備済みのところの暗渠排水はできるかということで、この質問は25年12月議会でもいただきまして、その後、地元の組合長と県のほうへ要望に参りまして、前向きに検討するという返事はいただきまして、幾つかの宿題ももらいました。その中の宿題で、現実的に後始末をどうしたらいいのかということで、その辺の同意を、答えを持ってこいと。同意書が要るということを言われましたので、一応地元にはその旨、同意はとれるかということで、一遍話はしてみますということで、そのままになっております。

それから、結局、同意がとれんということであれば、どうしたらいいのかということを果のほうへ投げかけておりましたところ、新しい工法もあるので、そちらのほうを他町でやっておるので、それが結果がよければ、その工法でやってもいいというような返事はいただいております。以上でございます。

#### 〇議長(小寺 強君)

建設課長高橋博美君。

# 〇建設課長(高橋博美君)

まず、70センチ以上あれば均平ができる、暗渠ができるということで、なぜ里は3枚当てなのかということでございますが、里については承水路ではなくて、南北に流れる大江としての役割を持つ水路であると聞いております。そのために3枚当てであるようでございます。

また、新規のプレハブ水路、2枚当ての水路でつくっているが、先を見据えたというような水路ではどうかということでございますけれども、今、水路の整備につきましては、町内は、まだ各所に土羽水路の状態の水路がございます。これを補助を受けて整備しているわけでございますけれども、水路をつくる際には、現状を見据えまして、まず敷の高さ、それから官地である水路幅、またその水路に係る受益者の受益面積等を考慮しまして、現状でいきますと2枚当ての水路で整備をしているところでございます。

また、現場としての問題点でございますけれども、暗渠にするために3枚当てという ふうになりますと、どうしても敷を下げるというような工法になると思いますけれども、敷を下げますと、その水路から流れ出ます江川のまた敷がございます。こちらとの差が ますます少なくなって、その江川の平常時の水位の中でもその小さな承水路のほうに水が流れ込むといったこともございますので、それはそれでまた営農のほうに支障が出る かと思います。現状のところは、土羽水路を改良するということで2枚当て水路として 整備をさせているところでございます。以上です。

## 〇議長(小寺 強君)

調整監 加納孝和君。

#### ○調整監(加納孝和君)

農政から見た場合は、やはり乾田化というのは必要かと思います。といいますのも、 米の価格が下がりまして収入が減ります。それにかわるものといえば、麦・大豆、それ から野菜などをつくられれば収量が上がるかと思いますので、それには乾田化が必要だ と思います。

それで、議員さんが言われる暗渠のことなんですけれども、暗渠につきましては、今 入れている状況につきましては、現況の高さで入れておりますので、やはり2枚当てで なっております。さっき建設課長が言いましたとおり、2枚当てで現況でやっておりま すけれども、その排水先の幹線水路のほうの敷の高さが合えばいいんでしょうけれども、 その今の現場は合っているかどうかというのもよくわかりませんけれども、そういうこ とが可能であれば、将来を見据えてということになれば、3枚当てでも仕事をすること は可能かと思います。

それから、既に行われているところの改良はというのになりますと、これは非常に難 しいと思いますので、対応ができるとすれば、先ほど町長も言われましたとおり、再ほ 場整備でしか対応できないかと思います。

それから、4番目のほ場整備が終了しているほ場で未整備の場合という話がありましたが、そのことにつきましても、先ほど産業課長が言いましたとおり、私も事前に農林事務所のほうに聞きに行きましたら、別の工法をどうもよそでやってみえるようですので、そこら辺についてできるようになれば、そのほ場整備をされたところの暗渠排水はできると思っております。以上です。

(6番議員挙手)

#### 〇議長(小寺 強君)

6番 田中政治君。

#### 〇6番(田中政治君)

最後の3回目ということでございますけれども、教育問題にICTをどうのこうのということでお尋ねしましたけれども、先の取り組みということで、町長のほうからも議会のほうへとか、いろんなことを聞いて、順次整備をしていくというお考えをお聞きしましたので、早目にそれは取り組んでいただくということと、また教育長さんのほうから、教育の重点は、学校教育が一番であり、心の教育、健康の教育、また確かな学力と、この3つの柱をきちっと推進していきたいというお考えをお聞きしましたので、大変いいのではないかなと思っておりますし、参事さんのほうからは家庭教育の重要性についてお考えをお聞きしましたが、私も家庭における教育、これが学校教育に及ぼす大きな影響、これは何が言いたいかといいますと、学校の先生が子供に対してきちっと指導できる環境にあるか。もっともっと厳しく言うならば、子供に何かあると、教育委員会に言うてしまうぞ、そういう言葉を浴びせる子供、生徒たち、小学校ですよ、これ。それは家庭の中の、今参事さんがおっしゃった、教育が荒れている。自分勝手な子供、思いやりがない子供、そういった中、家庭内における道徳教育がかなり昔に比べて欠落しておるのではないかと。

昔の私どもの小さい時分は、先生は神様の次に偉い人なんで、先生の言うことを聞いておれといって、親から何か言うとどしゃべられたもんですが、今は逆に、親が乗り出ていって、うちの子供に何言うておるのや、何やっておるのやという言葉を家の中でも多分言っておると思うんですわ、子供の前で。ですから、それを学校で先生に向かってそういう毒を吐く、子供が。

せんだってのいなほの発表会でも、非常に聞いておれないような子供の態度が、仁木の小学校ですけれども、見られたというふうに私の家内も言っておりましたし、子供たちもそのようなことを言っておりました。その該当する子供の学年の孫がおりますので聞きましたら、やはりそういうことはよくあることやと。それを悪いとは思っていないという、要するにそこら辺の感覚のずれですね。それも学校の中の、特に教育現場のトップの方が先生に対するきちっとした考え方、取り組み方、臆することなくきちっとや

ってあげないと、ほかの子供に及ぼす影響も非常に大きい。

私は孫に、おまえらは勝手に遊んでおる、ぼけておってもいいでいいんやけど、周りが迷惑を受けるんやぞと、絶対許さんぞと、神妙な面持ちで聞いておりましたが、それが今の教育の一つのひずみとして、学校の中でも先生に対する情熱もさめてしまいますわね、そんなことばっかり言うておると。

だから、そういうことを含めて先生に対する教育の仕方も、やっぱり教育委員会の教育長がきちっと教育のベテランとして、今に合ったその考えを示しながら子供たちと話し合う、そういった機会も持ちながら進めていくことが教育のトータルとして一番重要ではないかと、私はそういうふうに思っていますので、そこら辺のところについて少し問題点等々がありましたら、また教育長のほうからもお考えをお聞きしたいと思います。

それから土地改良の関係ですが、産業課長からも、汎用性を求められる農地がこれからもどんどんそういう形になっていくんではないかということをお聞きしました。そのとおりだと思います。ですが、その後の答弁においては、なかなか厳しい厳しい厳しいの連続で、幹線排水路の敷が合うか合わないかは、多分現場で見てみないとわからないですよね。法律上は絶対あるはずですが、それを2枚当てしかやらないというのは見ていないんじゃないですか、それ、そこら辺のこと。従来の工法にもたれて土羽水路を改良するという一つの目的に向かっては結構なんですが、それはあくまでも土羽水路からの切りかえということだけのことであって、それ以上のものでも以下のものでもないでしょう。

だから、今の農政の多様性に向かった、たとえ一本の暗渠の排水にしても対応ができないと、町長さんやないけれども、後からやるのはやりにくい。やりにくいのみならず、やれない。その先にあるのは、課長の言った再ほ場整備とか、そういう手を使わなきゃできない。

なら、再ほ場整備をやるということになると、今度は受益者負担が当然かかってきます。そうすると、ただでもできなかったほ場整備が、再ほ場整備が有料になった場合、 それは可能でしょうかね。

これだけ農産品が下落してしまって、私の家の工面を含めてですが、非常に困難な時期になってしまっております。そこでもって、農地の改良費として10アール当たり何十万という拠出をしなさいよとか、全くこれは言うのは簡単でしょうが、非現実的な話ではないか。それに見合った、農産品が上がるということであれば、それは投資の目的として十分通用すると思うんですが、現在なされているプレハブ水路でも60センチ規格で進めているという現状に対して、もう少しむっしゃれた答弁をいただけませんかね。

何が言いたいかというと、今から中止してでも、これから計画するところにおいても、 とにかく目標は70センチ以上の水路を入れていきたいんやと。従来はこうであったけれ ども、ここでこういうふうにしたほうがいいと思うのでそうしたいという御答弁をなぜ ここで伺えないんかなあと。

目先、小手先はだめだと産業課長が言いましたが、そのとおりだと思いますよ。これは現場の声をもっと聞いてあげないとだめだと思いますが、これは最後、再度の質問になりますけれども、お願いしたいと思います。

#### 〇議長(小寺 強君)

教育長 西松敏夫君。

#### 〇教育長 (西松敏夫君)

家庭教育の充実ということについて御提言いただきました。輪之内町は、御存じのように、他の町と比べてみますと3世代の同居率が非常に高い町でありまして、比較的おじいちゃん、おばあちゃんの教育にかかわる価値観が伝わりやすいところがございますけれども、近年、やっぱり核家族化も進んでまいりまして、親の考え方がすぐに子供のほうへ入っていくというような状況が出てきて、先ほどお話がございましたような実態が起こってきているということだろうというふうに私は思っています。

その子と一緒にやりますと、やんわりと今までの価値観が伝わってくる部分がございますが、それがなかなか難しいような状況も生まれてきているのかなというふうに思っています。

また、グローバル化というようなことがございまして、町内の学校にも外国籍のお子さんが何人か入っていらっしゃるような時代になってきて、そのお子さんたちがうまく学校教育の中で適応していけるような支援をしていくということも重要なことだなというふうに思っています。

また、議会のほうで御理解いただいて、学校のほうにも随分支援員を配置していただいていますけれども、近年、障がいがあるというふうに考えられるお子さんがどこの学校にも非常に多くなってきているというのが現状でありまして、そうした中で学級の中が落ちつかないようというようなことも出てきているというのも問題として上げられるのかなというふうに思っています。

話を家庭教育に戻しますと、小学校1年生を中心、それから中学校1年生を中心にして家庭教育学級というものがそれぞれの学校、それにもたれていますけれども、今後、その家庭教育学級を一層充実していく、それからPTA活動の中で保護者のあり方についても御検討いただいたりするような機会を設けていくということが、子供たちの具体的な姿を見ながら変えていくと、御検討いただくというようなことが重要なのかというふうに私自身は考えております。

また、子供たち、それから地域の様子等をお聞きになられましたら、ぜひお知らせい ただければというふうに思います。ありがとうございました。

#### 〇議長(小寺 強君)

産業課長 中島智君。

#### 〇産業課長(中島 智君)

何とか前向きな答弁ができないかというような御質問でございましたが、今現在、でき得る再は場整備以外の事業といたしましては、今の均平化、それから県単での水路改良、農道改良等しかございません。その中でできるか、できないかといいますと、言い方は悪いですが、ケース・バイ・ケースでしか対応のしようがございませんので、これからはケース・バイ・ケースで、でき得る限りの工事をしていきたいと思っております。以上でございます。

### 〇議長(小寺 強君)

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時00分 再開)

### 〇議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

### 〇議長(小寺 強君)

日程第3、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

\_\_\_\_\_\_\_

### 〇議長(小寺 強君)

日程第4、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から議案説明を求めます。

町長 木野降之君。

#### 〇町長 (木野降之君)

去る3月5日から開会いたしました本会議におきまして、議員各位には、本会議並び に各委員会を通じて慎重なる御審議をいただき、感謝を申し上げる次第でございます。

皆様とこの議場でお目にかかることは、本日をもって今任期中の最後となるのではないかと存じますので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の任期も間近になり、私の任期も後を追いますように近づいてまいりました。 私は、町民の皆様から信任を受け、町長として2期8年町政を担わせていただき、 「安心・安全のまちづくり」「子育て環境日本一」「福祉環境日本一」を基本姿勢とし て町政に取り組んでまいりました。そして、描いてまいりました施策をおおむね実現し てまいりました。

私は、常に町民の皆さんの安全・安心な生活が第一と考えてまいりました。このことは、今後においても変わることはございません。

人口減少と少子・高齢化の時代の中、今の輪之内町をどう築き、発展させていくかが 輪之内町の最大の課題であると考えます。

各位には、輪之内町の発展のために、引き続き、町政の課題解決と諸事業の推進に御協力を賜りますようお願いするものでございます。

最後に、皆様の御活躍を御祈念申し上げ、私の御礼の御挨拶といたします。

さて、本日、1議案を提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議第26号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,801万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,588万1,000円とするものであります。

今回の一般会計補正予算は、平成27年1月9日に閣議決定され、2月3日に成立いた しました平成26年度国の補正予算(第1号)により、地域住民生活等緊急支援のための 交付金が創設されたのを受けて、その趣旨を参酌し、編成したものでございます。

この交付金は、景気回復がおくれる地方の消費喚起や生活支援を目的とする地域消費 喚起・生活支援型交付金と地方版総合戦略の策定を支援し、ひと・しごとの好循環の確 立を目的とする地方創生先行型交付金の2本立てになっております。当町には、それぞ れ1,611万5,000円と2,149万8,000円が交付限度額として提示をされたところであります。

こうした背景を踏まえて、今回の第6号補正予算は、これらの交付金を活用した地域 の消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援、さらには地方版総合戦略の策定や、 それに掲げる、ひと・しごとに関するまちづくりなどの事業を展開していくものであり ます。

なお、本予算は繰越明許の手続を経て、平成27年度の事業執行となります。

それでは、本補正予算の概要を説明いたします。

まず、初めに歳出予算の補正について御説明いたします。

総務費の総務管理費のうち、基金費は、今回の歳入補正予算と歳出補正予算を調整するものであります。

企画費は、地方版総合戦略の策定、まちづくりアイデアの募集、まちづくり創生塾の 開催、町就職・転職フェアを実施していくものであります。

次に戸籍住民基本台帳費は、出生児に対するお祝い品を配付するものであります。

民生費の社会福祉総務費は、婚活サポート事業を実施していくものであります。

次に高齢者福祉総務費は、公共交通機関が脆弱な当町において高齢者などの移動困難者や買い物困難者の生活支援と町内での消費喚起の一翼としてデマンドバスの利用を喚起・推奨していくものであります。

次に児童福祉総務費は、第3子以降の出生児の出産を祝福し、家庭における生活の安定、児童の健全な育成と資質の向上を図るため、1新生児につき3万円分の商品券の配付をするものであります。

商工費の商工振興費は、輪之内町プレミアム商品券の発行と徳川将軍家御膳米の販売 に対する補助金です。

輪之内町プレミアム商品券の発行については、町内での消費喚起につなげようとする ものであります。

また、徳川将軍家御膳米の販売については、輪之内町産のハツシモの消費者への浸透と販売促進を図るものでございます。

観光推進費は、地域コミュニティー活性化事業と軽トラ朝市の開催を支援するのに要する経費であります。

地域コミュニティー活性化事業は、イオンの空き店舗を多目的な施設として、共生型の憩いの場の提供、アンテナショップの開設、その他、観光PRの拠点として活用し、地域コミュニティーの醸成を図るものであります。

軽トラ朝市の開催は、周知のとおり、町の農業振興及び商業振興の一策として、初回 開催から間もなく2年を迎えようとしておりますが、町内外の方々には非常に好評であ りますので、町としても引き続き支援をしてまいるものであります。

続いて、歳入の補正につきましては、冒頭に御説明いたしました国庫補助金のほかに、 地方交付税のうち、普通交付税は、平成26年度国の補正予算(第1号)において平成26 年度普通交付税の交付の際、国の地方交付税会計の予算枠内におさめるため、算定額か ら減額されておりました調整額が復活したものであります。

諸収入のうち、市町村振興宝くじ収益金交付金は、サマージャンボ宝くじとオータム ジャンボ宝くじの収益金の交付を受けたものであります。

次に、冒頭に御説明いたしましたが、第2表の繰越明許費の補正は、予算の定めると ころにより、翌年度に限り繰り越して予算執行することができるようにするものであり ます。

以上で、平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)の説明を終わります。よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようにお願いを申し上げます。

#### 〇議長(小寺 強君)

日程第5、議第2号から議第13号まで及び議第16号、議第17号、議第19号から議第21号まで、請願第1号から請願第3号までを一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、参事、調整監、関係課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

## 〇総務産業建設常任委員長(上野賢二君)

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

- 1 1 7 -

平成27年第1回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、 3月11日と12日の両日午前9時30分より、協議会室にて委員全員出席のもと、執行部側 より関係者の出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第2号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)について当委員会分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、広報掲示板は全部で何基あるのか、そして管理はどのよう に行っているのかに対し、掲示板は全部で68基ある。管理については各区に任せている が、修繕や設置については、区長からの要望に応じ、順次対応しているとのことでした。

町有地使用料の増額の内訳、単価はに対し、主なものは、SKY. J. ワールドが面積454.16平米、1年契約で21万8,973円、KRHが面積1,100平米で9月から3月末までの契約で32万9,213円、伸栄土木が面積600平米、11月20日から3月13日までの契約で10万2,216円、また単価については、土地の評価額と契約期間により決めているので統一の単価ではないとのことでした。

土地売払代金の内訳はに対し、土地開発公社へ南波企業誘致のために売却した土地が1,041万6,183円、またエヌビーシーへの売り払いが258万1,818円とのことでした。

区長設置事業補助金とはに対し、区長会研修事業補助金であるとのことでした。

財産管理費の清掃委託について庁舎改修による減額はないのかに対し、庁舎の定期清掃分は減額となったが、改修に伴って備品の清掃を実施したため減額はないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、町内の防災士の取得人数と防災士講習の日程はに対し、現在、町内の取得者は19名で、そのうち5名が消防署員、消防団員であり、講習会の日程は3日間で、研修と取得試験であるとのことでした。

消防庁貸与車両の貸与期間はに対し、貸与期間は1年であり、貸与車両を使用した訓練計画を消防庁に提出し、認められれば、さらに1年貸与となるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、がんばる地域交付金は従前からある補助金かに対し、平成25年度国の補正予算(第1号)で創設された補助金で、今回1回限りである。平成25年度に国において870億円の予算規模で創設されたもので、これが国において平成26年度に繰り越しされ、建設事業、すなわち公共事業の地方負担を対象として交付を受けたものである。当町としては水路改良事業に充当しているとの説明がありました。

この補助金について交付率の設定や交付限度額等があったのかに対し、この補助金は

一律の交付ではなく、当該自治体の財政力に応じた交付率、すなわち財政力によって傾 斜配分されているとのことでした。

行財政改革推進審議会委員報酬やまちづくり基本条例検討町民会議委員報酬の減額は、 欠席者分かに対し、実際に欠席もありましたが、当初予定した募集人員数に達しなかっ た要因もある。行財政改革の委員とまちづくり基本条例の委員は、ともに10人を予定し ていましたが、実際にはともに6人で会議を構成したとのことでした。

6人に町職員は含まれていないかに対し、職員は含まれておらず、6人全員が公募した町民であるとのことでした。

企業立地促進奨励金交付事業交付金について再度説明願いたいとの要望に対し、平成26年度の当初予算での説明の際に福東地内に製造工場が立地するという説明をしました。しかしながら、建物が完成し、実際に申請者の内容を審査したところ、その申請者は土地と建物を隣地で操業している子会社に貸し、製造機械や従業員をその子会社から連れてくるという内容で、条例にある交付要件の製造業の事業をみずから行わないことがわかったため、申請者みずから申請を取り下げられたとのことでした。

この交付金は新設のみが対象かに対し、増設した場合でも対象であるとのことでした。ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、住民税の納税者が89人ふえた理由はに対し、新卒者や前年の転入者の増によるとのことでした。

納税者はいつの時点で決まるかに対し、1月1日現在の状況で3月16日まで確定申告を行い、6月1日に決まるとのことでした。

転出しても住民税を納めるのかに対し、1月1日が基準のため、納税義務は残るとの ことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、預金利息の利率は何%かに対し、0.025から0.24%の間で 運営できたとの説明がありました。

預金利子だけでなく基金利子も同じかに対し、同じであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、工事請負費の減額とはどういうことかに対し、県単工事でできなかったほ場について町単工事を行うが、その差額の減額とのことでした。

県単工事でできなかったとはどういうことかに対し、県単工事の確認検査の結果、プラス・マイナス5センチの基準値内で合格すれば、県として基本的に手直しは行わないが、現実に高低差が最大で7センチのほ場もあり、営農に支障を来しているところがあ

るため、福東新田の工事委員、県と協議し、5.1~クタールを町単工事としますとのことでした。

均平化事業を実施する意義や工事内容については、営農を進める上で有効な手段であり、大変感謝している。しかしながら、既設の水路との高さが合わないとか、各落とし高さにより水のつきが悪いなどデメリットも多い。施工に際して土地改良区等とも相談しながら、より効果的な運用をしてほしいに対し、関係機関と協議・検討して、よりよい運用を考えますとのことでした。

元気な農業産地構造とはどんな事業なのかに対し、県単補助事業で農業用機械の購入費に対する補助で、今年度はトラクター2台、コンバイン1台、田植え機2台で、補助率は消費税を抜いた額の30%で、県が25%、町が5%の補助ですとのことでした。

購入する機械の上限はあるのかに対し、営農組合の経営面積に応じて必要となる機械の購入できる大きさの下限はあるとのことでした。

観光推進費の食糧費70万円の減額について説明をに対し、特産品として開発した酒の買い取り保証を予定していたが、小売店が全て買い取りしてくれたため、不用となり減額したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、都市計画審議会とはどういうものかに対し、都市計画法に 基づき、5年に1度、都市計画の見直しの際に意見化を聴取するものとのことでした。

設計委託料の減額は、工事も先送りするものなのかに対し、減額は請負差金と松内道路の取りつけ道路について設計委託を行わなかったことによるものであり、委託料の減額により先送りした工事はないとのことでした。

松内道路はどうして行われなかったのかに対し、地元や警察との調整を行っていたが、 決定には至らなかったため、委託業務を出すまでに至らず、減額したとのことでした。

工事請負費の減額は川島道路のことかに対し、川島の工事だけでなく、全ての工事の 請負差金であるとのことでした。

松内道路の設計委託を減額したことにより工事費も減額されているのかに対し、松内 道路は設計委託料のみで、予算に工事費は含まれていないとのことでした。

PCBはどこから出てもので、まだ残っているのかに対し、旧排水機場から排出されたコンデンサに含まれるもので、今回で全て処理を終えたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

質疑を終了し、討論に入り、減額が多く、行政の姿勢が住民の要望に沿っていない、 町民の生活を犠牲にして残しても仕方がない、残りを積立金に回す補正予算には反対で あるとの反対討論がありました。

また、当初の計画どおり事業執行されている、無理に予算消化をしていない、積立金

も次年度にやるべきことに回すよう計画してあり、賛成であるとの賛成討論がありました。

異議がありますので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第2号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)の総務産業建設常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第6号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、国庫補助金の内示はいつ出るのか、また県は町の事業計画は知っているのかに対し、内示は7月ごろで、前年秋に要望を行い、県が取りまとめ、国へ提出している。5年ごとに事業変更認可申請を県に行っているため、知っているとのことでした。要望どおりに内示が出ず、計画どおりに進んでいないのであれば、県や国に対し補助金のつかない理由を確認しているのかに対し、県下一定割合での配分であり、その理由までは確認していないとのことでした。

今後の事業計画はどうなっているのかに対し、平成28年度終了の計画であったが、進 捗状況におくれが見られるため、計画終了は二、三年の延長を予定している。これにつ いては、平成28年度に事業計画変更認可申請を行うとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第6号 平成 26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、 原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議第7号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、動力費が減っているが、電気代が下がったのかに対し、使用料が減っているように、電気料も減っている。給水戸数がふえているのに使用料が減っているのは、下水道への接続による節水意識が高まっているのではないかと思うとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第7号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号 平成27年度輪之内町一般会計予算について当委員会所管分を議題と し、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、安八郡議長会の負担金の増は何かに対し、安八郡議長会負担金に含まれる西南濃議長会の事業費の増とのことでした。

桜会の補助金の意味合いはに対し、議会議員経験者の意見を聞き、参考にしていくと

のことでした。

監査委員の食糧費はに対し、監査委員の改選に伴い、懇談会を行うとのことでした。 ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

なお、平成27年度予算の説明に引き続き、マイナンバー制度について説明がありました。

質疑に入り、主な質疑は、仁木防災センターは建設から何年経過しているのか、改築 予定はに対し、昭和58年度に完成しており、30年経過している。これまで修繕は、その 都度行っている。改築については、今後策定する公共施設等の管理計画の中での課題の 一つとなるとのことでした。

選挙事務の従事者や統計調査員を民間から起用してはどうかに対し、期日前投票を含めて投票立会人は一般町民の方から募集し、お世話になっているが、投開票事務については、正確・迅速に行うため、なれた職員で行っている。また、統計調査についても、登録調査員がいるので、経常指定統計については全てお願いし、国勢調査や農業センサスなどの多数の調査員が必要な統計については職員が対応しているとのことでした。

購入する公用車は何か、公用車の管理はどのように行っているのかに対し、産業課で使用していたライトバンが年数、距離ともに使用計画を経過しているので、今年度、廃車した。燃費がよく、価格も安い軽自動車を購入する。また、公用車の管理については、基本的に総務課で行っているが、葬送車や青パト等、特定の課が専用で使用している公用車は、それぞれの課で管理している。ガソリンの補給や室内の清掃は、乗った職員が行っているとのことでした。

顧問弁護士は年間どのくらい利用しているのかに対し、法律的判断を求められる事案が発生した場合に相談し、アドバイスを受けており、相談件数は、事案の発生件数によって各年度で異なるとのことでした。

安八郡町村会の予算の内容はに対し、予算のほとんどは郡内の各種団体の補助金が占めている。各課で別途各種団体に対する負担金を町村会へ支出し、町村会が3町分を取りまとめて団体に交付している。補助金の額の適否等については、各町の財政担当課長が審査しているとのことでした。

新電力の効果はに対し、13施設を契約し、ESP業務手数料を引いても、平成26年度においては年間約223万円の削減が見込まれるとのことでした。

太陽光発電の効果を電気料金の予算に配慮してあるのかに対し、あくまでも災害時の 避難所である町民センターの照明やコンセントの電力を確保するもので、発電量は庁舎 の電力使用量のわずかな部分しか賄えないため、予算の積算上は考慮していないとのこ とでした。

区長手当の額の見直し、支払い方法の変更は考えていないのかに対し、額の見直しは、

今のところ考えていない。また、支払い方法は、各区長の意向に基づいて支払っている とのことでした。

財産管理費の修繕料は何かに対し、不慮の修繕に備えたものであるとのことでした。 エレベーターが新しくなったが、無料保証期間はないのかに対し、5月末まではアフターメンテナンス期間で無料であるが、その後、メンテナンスの契約をしていくとのことでした。

明るい選挙推進協議会委員は誰かに対し、選挙管理委員4人と町で選出した一般町民6人であるとのことでした。

報酬審議会委員7人とは誰か、また2回行う必要があるのかに対し、委員はこれから 選出するが、以前は各種団体の代表者の方等に委嘱した。町からの諮問と答申を受ける には、最低2回の会議は必要であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

説明の後、質疑に入り、主な質疑は、防災拠点の除草委託料について、国交省所管分の範囲も入っているのかに対し、国交省所管分は、国交省が除草を実施するとのことでした。

防災拠点の埋め立ての計画はに対し、昨年の12月までに700立方メートルの埋め立てを行った。さらに、3月2日から5月末までに5万4,000立方メートルの埋め立てを行う予定であるとのことでした。

機能別消防団員はどのような人選かに対し、70歳以下の消防団OBや消防署OB、防 災の知識を有する方の中から選出するとのことでした。

機能別消防団員の任務分担はに対し、消防団本部づけとなり、昼間の火災や大規模災害、平常時の防火・防災に対する啓発が任務であるとのことでした。

公務災害補償のうち遺族年金受給者は何人かに対し、現在、対象者は公務中に亡くなった1名で、お子さんが18歳に到達するまで支給するとのことでした。

大垣消防組合負担金増額の要因は、また何に基づき算出されたものかに対し、平成27年度に車両6台を更新する予定であり、それが増加の要因である。算出に関しては、平成27年度の大垣消防組合の事業計画に基づき算出しているとのことでした。

分署の増設計画はに対し、増設の計画は現在のところない。南分署の改築については、 大垣消防による改築計画では建築の古いものから改築することとなっており、南分署の 位置、構造物については、現在のところ未定であるとのことでした。

購入予定の災害用備蓄食料は、備蓄計画のうち更新分が充足分かに対し、充足分であり、備蓄計画に対する充足率は、アルファ米63%、乾パン49%、クラッカー38%であるとのことでした。

今後の備蓄品の保管場所はに対し、役場倉庫や車庫を計画的に使用し、備蓄していく

とのことでした。

災害用の簡易トイレはどこに備蓄してあるのかに対し、仁木コミュニティ防災センターに25基、福東コミュニティ防災センターに22基、大藪コミュニティ防災センターに25基、役場倉庫に20基であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

説明の後、質疑に入り、主な質疑は、公会計に関する固定資産台帳の整備について全国統一基準という説明がありましたが、何が統一されるのかに対し、公会計(財務書類4表)の整備については、現在、基準モデルや総務省改定モデル、その他大都市独自モデルが混在しており、自治体間での比較が困難な状況となっている。この状況を解消し、容易に比較できるよう、総務省から公会計作成に係る統一基準が示され、今後はこれに即して作成しなければならないとのことでした。

第5次総合計画の見直しはどのような目的で行うのかに対し、この計画は、2年の月日をかけ、基本構想や基本計画を盛り込み、平成23年度末に作成したが、その際、計画の中で10年間という計画期間を前期・中期・後期に分け、見直しを行うと規定しているとのことで、これを実行するものであるとのことでした。

総合計画審議会の委員やアドバイザーについて策定時のメンバーを考えているのかに対し、メンバーについては、策定時のメンバーに限定するのではなく、改めて公募していきたい。特にアドバイザーについては、内容を客観視できる人材として必要であると考えているが、計画はそもそも町民のためのもの、したがって、アドバイザーの意見に偏るのではなく、計画を策定する主役は輪之内町民であると考えているとのことでした。

輪之内光サービスの加入率と毎年の加入件数、輪之内町光ケーブルテレビ加入促進補助金の支払い状況はどうかに対し、直近3月1日現在の加入率は48%、平成26年度中の加入件数は、3月10日現在、61件とのことでした。

12チャンネルで放映している動画コンテンツをふやす予定はあるのかに対し、平成26年度としては、「わのうちキッズ」21番組、「いいとこ!わのうち」28番組、「かわばたくんアニメ」6番組の全55番組を予定している。平成27年度については、これらに加えて教育番組や議会中継なども前提として、コンテンツの作成に取り組んでいくとのことでした。

コンテンツの作成に当たり、番組編成委員会のような組織をつくるなどして皆の意見を聞いているのかに対し、現状としては庁内の横の連絡、外部からの情報提供などを受けてコンテンツを作成しており、組織的なものはつくっていない。町全域的に有益な内容であれば柔軟に対応していきたいとのことでした。

輪之内光サービスの運営費としてアミックスコムに幾ら支払っているのかに対し、輪 之内光サービスの基本スタンスは、民設民営である。設備等の初期導入費については、 2分の1を限度として補助してきたが、運営費については一切支払っていないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、御当地ナンバーの交付状況はに対し、町制60周年記念として平成26年10月に200枚作製した。10月以降交付した56枚の標識のうち、51枚が御当地ナンバーであるとのことでした。

軽自動車税の改正金額はに対し、主な車種別では、原付バイクは1,000円が2,000円、軽トラックは4,000円が5,000円、軽乗用車は7,200円が1万800円、小型特殊自動車では、農耕用は1,600円が2,400円、フォークリフト等は4,700円が5,900円となる。軽自動車以外は全て新税率となり、軽自動車は4月1日の新規登録から適用される。また、平成28年度より13年を超える軽自動車は、重課税によりさらに引き上げになるとのことでした。

重課税の内容はに対し、13年を超える軽トラックは6,000円、軽乗用車は1万2,900円であるとのことでした。

13年を超える場合の基準日はに対し、車両の取得年月ではなく、初年度登録年月であるとのことでした。

軽自動車税の改正については、平成26年9月号及び平成27年2月号の広報「わのうち」や町ホームページに掲載し、町民への周知に努めているとのことでした。

賦課徴収費の消耗品費の内容はに対し、主に納税通知書等の用紙代であるとのことで した。

個人住民税の所得は本当にふえているのかに対し、確定申告期間中のため推計ではあるが、平成26年の大卒初任給が1.2%増、大手企業の冬のボーナスが5.78%増、公務員の給与が4月にさかのぼって1.2%増となっている状況から、増収を見込んだとのことでした。

消費増税の影響を差し引きしたらどうなるかに対し、実質賃金は住民税の課税には反映されないとのことでした。

時間外勤務手当の時間数はに対し、対象職員5名で300時間分であるとのことでした。 委員より、各課に対し、時間外勤務手当について実態を把握し、各課長の管理下において適正に運用してほしいとの意見がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、農地流動化という事業はどのようなことを行っているのかに対し、農業委員が農地の利用調整の相談を受けたり、利用権の相手先をあっせんする

などの業務に対して支払っているとのことでした。

改良組合長の人数とその支払いは定額なのかに対し、改良組合長は52人で、その支払 いは、地域の農家戸数に応じて支払い額が違いますとのことでした。

地域イベント等で積極的にゆるキャラを活用しているが、グランプリの結果はどうだったのか、今度都市圏のイベントに参加する予定はあるのかに対し、ゆるキャラグランプリは、1,699のエントリー中、784位でした。27年度は、東京で町村会の主催による「町イチ!村イチ!」イベントの出席を予定しています。近々、久屋大通公園で出店し、お酒の試飲等も行うとのことでした。

多面的機能の事業費はどう変わるのかに対し、昨年度と交付単価は変わりませんが、 交付の方法が変更され、これまで地域協議会から直接活動組織に振り込まれていたもの が、国・県の交付金を一度町で受けて、町からの支払いに変わるとのことでした。

中間管理機構を通して利用権を設定すれば機構集積協力金がもらえるというが、それは確実なのかに対し、県の予算枠内で優先順位に基づき支払われるので確実なことは言えないが、平成26年度は見送ったが、平成27年度は営農組織と相談し、集積を進めていくとのことでした。

ビッグの空き店舗を借り上げて喫茶やアンテナショップをやるということだが、毎日の具体的な計画はあるのかに対し、月曜から金曜までは社協において「ホッとステーション」を実施し、土・日は、観光案内所として機能させたいとのことでした。

ホッとステーションとは何かに対し、年齢・性別を問わず、誰でもいつでも入れる憩いの場を提供することで、買い物帰りとか、誘い合わせて気軽に出入りでき、ちょっとした相談なども受けることができるよう人員を配置して事業を進めるとのことでした。

地域コミュニティーの4,250万円が社協に支払う額かに対し、3,560万円は賃金、52万6,000円は社会保険料、16万円は備品購入費とのことでした。

カワバタモロコのイラスト作成料は何かに対し、スマートフォンなどで利用できるライン用のスタンプを作成するとのことでした。

土地改良事業負担金の3,474万5,000円の内容はどういうものか、工事をするということかに対し、これまで経営体育成基盤整備事業などで借り入れた分の分担金を支払うもので、建設課では県単事業などの借入分の償還がなくなり、産業課分だけとなったので予算を移管したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、骨格予算の工事箇所選定の理由についてに対し、補助事業等を主に予算化しているが、単独事業は補正予算での対応を予定しているとのことでした。

雨水貯留槽設置補助金の実績と必要性の周知を行ってはどうかに対し、平成26年度か

らの事業で、今年度の実績はなく、周知については、下水道広報の中で年数回掲載しているが、今後も継続していくとのことでした。

旅費の東京要望はどのような要望活動をするのかに対し、架橋や道路などの国に対して事業化していただくためで、新養老大橋も含まれているとのことでした。

土地改良区に対する委託事業は、町が直接運営すれば土地改良区の消費税がなくなるのではに対し、土地改良区では委託事業ということで消費税も課税されているが、土地改良連合会からの助成金の関連もあり、排水機場の管理を町が実施することにより助成金が減額されるためとのことでした。

工事の発注を年度末に集中することなく、早く出せないのかに対し、工事測量設計の 仕上がり時期も絡み、7月以降の発注になっているが、今後は発注の集中を少しでも分 散させるようにしたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

質疑を終了し、討論に入り、全体的に町民の要望に応えていない、消費税アップで苦しんでいる住民の感覚から離れた予算であることから反対であるとの反対討論がありました。

また、新規事業についても着手されていて、計画的であり、賛成であるとの賛成討論 がありました。

異議がありますので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第8号 平成27年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第12号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、浄化センター管理費のうち水質検査業務はどこが受けているのかに対し、今年度は岐阜県公衆衛生検査センターであるとのことでした。

浄化センターで管理業務は全てトバナ産業に委託しているのかに対し、全てではなく、 汚泥処理は株式会社りゅういきへ委託しており、トン当たり2万4,000円で、総額は870 万9,120円を見込んでいるとのことでした。

下水道事業の完成はいつごろかに対し、今年度で面整備の約75%が終了し、今後3年から4年は必要で、県の下水道課や建設研究センターとも協議しながら決めたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第12号 平成 27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可 決すべきものと決定をしました。

次に、議第13号 平成27年度輪之内町水道事業会計予算についてを議題とし、建設課

長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、石綿管の取りかえは行っているのか、残りはどれだけかに対し、下水道工事にあわせて行っており、石綿管の残りは3,818メートルで、全体の4.5%とのことでした。

台帳の記載誤りについて調査されたのかに対し、一部誤りはあったが調査までには至っていないとのことでした。

井戸水利用の戸数は何戸かに対し、把握されていないとのことでした。

上水道のないところに対して、下水道工事にあわせて上水も延ばせないのかに対し、 既存の水道管に近いところでは利用の意思を確認し、延ばすこともあるが、遠く離れた ところでは自費工事での延長を依頼しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第13号 平成 27年度輪之内町水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定をい たしました。

次に、議第19号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とし、危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、条例第3条中にある機能別消防団員の特定の任務について 内容を記載しなくてよいかに対し、条例とは別に輪之内町消防団機能別消防団員の任務、 身分等に関する要綱に定めるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第19号 輪之 内町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定 をいたしました。

次に、請願第1号 「米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書」の提出 に係る請願についてと請願第2号 米価対策の意見書を求める請願についてを一括議題 とし、紹介議員の森島光明議員、森島正司議員からそれぞれ説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、請願者のためでなく、町民・農家のために請願すべきに対し、町議会の義務としては、請願者の意見を聞いて判断してはとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、請願第1号 「米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書」の提出に係る請願及び請願第 2号 米価対策の意見書を求める請願については、採択すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第3号 TPP交渉に関する請願についてを議題とし、紹介議員の森島正司議員から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、請願第3号 TPP交渉に関する請願についての提出を求める請願については、採択すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経 過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設委員会委員長報告を終わります。

#### 〇議長(小寺 強君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 浅野利通君。

### 〇文教厚生常任委員長 (浅野利通君)

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成27年第1回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、3月9日、10日の両日午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より関係者出席のもと審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第2号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)については、当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、環境衛生費の水質浄化対策事業については予定の事業が行われなかったのか、また事業内容はどのように決められているのかに対し、水質浄化対策の工事費等の減額については、川に植生帯をつくる計画をしていたが、次年度に繰り越すため事業費を減額した。今年度、地下水の導水実験では、流量を変更することによってどれだけの量をどれだけの期間流せばきれいになるのか、水質調査をし、費用対効果等を含め実験の中で検証を行っている。事業計画等は、町の連絡調整会議で検討した内容を提案し、地域協働水質改善協議会で協議し、今後も専門的な意見等も参考に、揖斐川の導水も含め河川の浄化に努めていくとのことでした。

地下水の導水実験での流量はどれだけか、またどの河川に流しているのかに対し、本 戸と中郷新田のポンプ場からそれぞれ毎分7トンで、合計14トンを中江川に流している。 福東排水機場のポンプを運転しながら水位を下げる実験も行っているとのことでした。

生活安全対策費の地域間幹線系統確保維持費補助金の減額について内訳はに対し、国のキロ当たり単価の変更による額は308万6,000円ほど、広告収入等雑費が237万4,000円

ほどであるとのことでした。

福東川西、塩喰川西地区の浄化槽の設置状況はに対し、福東川西は、合併浄化槽が4 軒、単独5軒、くみ取り7軒、自家処理1軒で、塩喰川西が合併浄化槽が7軒、単独8 軒、くみ取り1軒であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保育士の臨時職員賃金が2,000万円減になっているがなぜかに対し、当初予算で予定していた保育士は確保できなかったが、保育園の運営は、現有の保育士で対応しているとのことでした。

高齢福祉でいろいろな事業を実施しているが、住民への周知方法はどのように行っているかに対し、地域包括支援センターが地域に出向いた際や、事業の開催時にPRしている。また、民生委員・児童委員等を通して周知しているとのことでした。

臨時福祉給付金が減額補正されているが申請がなかったのかに対し、当初予算では推計した数値を計上していたが、補正予算は実績見込みに基づき計上しているとのことでした。

子ども・子育て会議の委員の構成と会議の内容はに対し、委員は15名で構成しており、 平成26年度の内容は、計画書の作成であるとのことでした。

子ども・子育て計画の期間はに対し、平成27年度から31年度までの5年間であるとのことでした。

作成した計画の周知方法はに対し、計画の概要版を作成し、全戸に配付するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、中国派遣を取りやめたが、今後の見通しはに対し、来年度 は実施しないとのことでした。

補助教員賃金の減額理由はに対し、町の常勤講師の金額であり、授業の実績に基づいて減額するものであるとのことでした。

各校の学校評議員が共通認識を図るため意見交換をする場はあるのかに対し、各学校で年2回、評議員会を開催しているほか、評議員会で出た内容については、校長会等においても報告があるとのことでした。

国際交流事業の特別旅費の減額理由はに対し、中国派遣の中止及びカナダ派遣の引率人数の減によるものであるとのことでした。

仁木小大規模改修工事設計業務委託料の減額理由はに対し、概算工事費が減ったこと に伴う減額であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第2号 平成 26年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)のうち当委員会所管分については、原案の とおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険財政共同安定化事業拠出金の減額の要因はに対し、対象医療費の減によるものであるとのことでした。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を 議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険料の特別徴収と普通徴収の割合が変わったのはなぜかに対し、当初予算では特別徴収と普通徴収の比率を65対35の割合で計上していたが、実績見込みに基づき計上するものであるとのことでした。

すこやか健診の内容と実績はに対し、血液検査や尿検査等の基本的な項目である。また、受診率は約5割であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第4号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号) を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、基金に積む理由は何か、また基金残額は幾らかに対し、今年度の余剰金を積み立てるものである。また、基金への積み立ては、今回が初めてとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第5号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号 平成27年度輪之内町一般会計予算について当委員会所管分を議題と して、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、やすらぎ苑の利用件数はに対し、平成25年度は安八郡が94件、輪之内町は96件で、計190件、平成26年度の4月から1月までは、安八町が87件、輪之内町が58件、合計145件とのことでした。

エコパーク運営委託料で前年より増額の部分は人件費にかかるものかに対し、視察の 対応等に関する人件費であるとのことでした。

空き容器回収機設置等委託料の内訳はに対し、エコパークに設置してあるペットボトルと空き缶の回収機2基とパソコンの借り上げ及び利用者のポイントカードの発行、賞品等の管理、それらの保守点検業務が含まれているとのことでした。

西濃環境整備組合、大垣衛生組合の負担金が減っているのはに対し、西濃環境整備組合への搬入で一般廃棄物と産業廃棄物の分別が適正となったための減額、大垣衛生組合の負担金は、公債費がなくなったことによるとのことでした。

南波の最終処分場の残余年数はに対し、平成27年から平成38年までの12年間、利用可能であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、私的契約児はなくなるのかに対し、今までの私的契約児で3歳以上は1号認定となるが、3歳未満で家庭以外での保育を必要としない子供を受け入れる場合は私的契約児となるため、制度は残るとのことでした。

保育料の料金体系はどうなるのかに対し、保育料についてはまだ確定していないが、 基本的に現状の水準を維持する考えであるとのことでした。

制度改正による予算計上はされているのかに対し、制度改正で減少することがわかっている分については計上しているが、増加部分については確定した段階で対応するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、教育課所管分について教育課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、輪之内町青年のつどい協議会が休止状態であるが、今後の 方向性はに対し、なくすことは簡単であるが、新たに設立することは難しいので、今後、 協議していきたいとのことでした。

中学校のエレベーター設置については南舎のエレベーターで対応できないのかに対し、 特別教室のある北舎での移動に支障があり、エレベーター以外の方法も検討しましたが、 エレベーターが必要であると判断したとのことでした。

仁木小学校の大規模改修は、2年の総額で幾らになるのかに対し、総額で約3億9,500万円とのことでした。

補助金額は総額の3分の1かに対し、補助率は3分の1ですが、基準額等については 国から決められており、実際には3分の1より少ない金額になるとのことでした。

小学校の大規模改修等、金額が大きい事業が続くが財政的に大丈夫かに対し、平成30 年後半が償還のピークになるが、その時点でも必要な財源は確保できる状況であり、今 の段階で計画されているものについて財政上の支障はないとのことでした。 仁木小大規模改修においてエレベーターも設置してはどうかに対し、エレベーターが 必要な児童が入学した場合は、エレベーターが設置されている福東小学校で対応するな ど検討していきたいとのことでした。

デジタル教科書と新教科書指導書は、今後、定期的に計上されるのかに対し、4年に1度教科書の改訂があるので、そのときに計上されるとのことでした。

子ども・子育て支援新制度と留守家庭児童教室との関連はに対し、児童福祉法の改正により留守家庭児童教室の対象児童が小学校3年生までから小学校6年生まで拡大されますが、輪之内町では改正に先駆けて今年度より試行的に拡大して実施しているので、金額に大きな影響はないとのことでした。

地産地消などをどの程度進めているのか、御膳米についても積極的に使用してもらいたいに対し、野菜については36%が岐阜県産、キャベツ、ブロッコリー、キュウリ、イチゴ等については輪之内町産を使用しており、米についても輪之内町産を使用している。御膳米の納入に当たっては、条件等について協議していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

質疑を終了し、討論に入り、十分な説明がない、地域協働事業のような前年度諮問機 関に否定された事業が予算化されている。また、保育料金もはっきりしない状況なので 賛成するには難しいので反対との反対討論がありました。

また、前年度事業にもたれた予算編成であり、賛成であるとの賛成討論もありました。 異議があるので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第8号 平成27年 度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきも のと決しました。

次に、議第9号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を議題とし、住 民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、国民健康保険の都道府県化の時期はに対し、国保改正法案については平成30年度から施行予定で、3月3日閣議決定され、今国会に提出、審議されるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第9号 平成 27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定 いたしました。

次に、議第10号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、福祉 課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険料の見直しはあるのかに対し、平成26年度、平成27年度は同額で、税率は2年ごとに見直しされるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第10号 平成 27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しま した。

次に、議第11号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、職員3名の内訳はに対し、正職員1名、臨時職員2名とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

質疑を終了し、討論に入り、討論もなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、 議第11号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、原案のとおり可決す べきものと決しました。

次に、議第16号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する 条例についてを議題とし、教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第16号 輪之 内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案の とおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号 輪之内町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、従来は私的契約児の利用料、一時預かり保育料、延長保育料はどこで定めているのかに対し、従来は保育料徴収規則で金額を定めていた。また、一時預かり保育については、別途実施要綱において金額を定めているとのことでした。

保育料に変更はあるのかに対し、まだ確定しておらず、基本的には現在の水準を維持 するという考え方で検討しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、 議第17号 輪之内町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号 輪之内町保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを議題と し、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、第3条第1項第2号の出産後間がないとはどこまでの期間かに対し、出産予定日の6週間前の月初めから出産後8週間後の月末までの期間とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、

議第20号 輪之内町保育の必要性の認定に関する条例の制定については、原案のとおり 可決すべきものと決しました。

次に、議第21号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制定についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、規則はこれから作成するのかに対し、4月から運用するために検討しており、早急に決定するよう事務を進めているとのことでした。

規則制定後は町のホームページで閲覧できるのかに対し、他の例規と同様に閲覧できるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、 議第21号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制定については、 原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員長報告を終わります。

#### 〇議長(小寺 強君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第2号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

### 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

#### 〇9番(森島正司君)

平成26年度一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

町税で6,800万円、それから地方交付税で7,300万円、前年度からの繰越金が1億6,900万円、合わせて3億円以上にもなる金が7月末には確定していた。それにもかかわらず、この膨大な金額を年度末まで持ち越してきている。そして、財政にゆとりがあるということで基金に積んだり、あるいは繰り上げ償還じゃなかったかな、そういう操作をやっている。

初日にもお伺いしましたけれども、町民の要望というのはさまざまある。これらが財 政にゆとりがないということで、いつも実現できていない。これだけの財源があるのな ら、もっと早く計画的に事業を展開すべきだというふうに思うわけであります。

このような財政運営というのは町民の生活を省みない、そういう町政の姿勢ではないかというように思いまして、これは反対であります。

(挙手する者あり)

### 〇議長(小寺 強君)

8番 森島光明君。

#### 〇8番(森島光明君)

補正予算につきましては、計画に沿って事業が実施できる予算を立てられたものであります。どうしてもできなかったものについては、それなりの理由があり、今回、それらの事業費の残りを減額するものであります。

また、余裕のあるときに積立金をすると、当然のことでございますので、今回の原案に賛成いたします。

### 〇議長(小寺 強君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

これで討論を終わります。

これから議第2号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立7名)

#### 〇議長(小寺 強君)

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第3号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第3号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

# 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補 正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議第7号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第8号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

# 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

## 〇9番(森島正司君)

平成27年度一般会計予算についても反対の立場から討論を行いたいと思います。

町長は、入りをはかりて出るを制すというふうに述べられて、そうして確保した財源 を何に使うのかというのが問題になってくるわけであります。

入りをはかりてという場合に、まず町民の負担が大きくなっているんじゃないか。歳 入において個人町民税では、わずかばかりの賃上げで名目賃金は上がっているんですけ れども、実質賃金は下がっている。そのときに、この名目賃金の値上げを理由に前年比で3,360万円の増加になっておる。一方、法人町民税については、税率引き下げで796万円の減額となっている。

今、アベノミクスのもとで大企業はどんどん優遇されるけれども、国民のほうにはなかなか回ってこない、それが輪之内町においても同じようにあらわれてきている。そんなときに、町民に対する増税が容赦なく襲っている。

農家にとってはなくてはならない軽トラック、あるいは多くの町民が利用している軽 自動車税も、これは輪之内町税条例の改正で上げて、そして町民の負担を大きくしてい る、そんなようなこともあります。

それから、そのほか街灯の地元負担が依然として続けられているとか、あるいはごみ 処理手数料なども1,114万円ほどの手数料を徴収しながら、その中からごみ袋の製作、 流通に388万円も支出している、これが本当に町民のための財政支出なのか、疑問であります。

それから歳出のほうでは、不要不急の事業、あるいは効果が乏しい、そんな事業が計画されているのではないかというふうに思うわけであります。

例えば、地域協働水質改善事業、植生帯の製作などは26年度に協議会で否決されて中 止になった、これをまた再びやろうとしている。議会で出された、いろんなこの水質浄 化対策、意見を無視して、外部の人に報酬を支払って意見を聞いてやろうとしている。 これで本当に水質改善が実現するのかどうか、疑問であります。

それから、第5次総合計画は22・23年度、2カ年で900万円以上かけてつくられたものであります。これを今回、さらに600万かけて中間見直しをすると。10カ年計画の基本には変化はないはずであり、600万円もかけて見直す必要があるのかどうか、非常に疑問であります。基本は変わらないんですから、担当者の間で、あるいは内部で検討して、その実現に向けて必要な部分は変えていくという程度で済むはずです。それを外部に委託してやらなければならないというようなものではないような気がします。

それから地域コミュニティー活性化事業、これも700万円近く出すことになっております。これは、また今度、先ほど町長の提案であったように、今年度の事業で繰越明許にされるのかもしれませんけれども、これもその目的、どういう人を対象にするのかというようなこと、その投資効果、何を期待しているのかということなんかも委員会の中では十分な、納得できるような説明がなかったように思います。

さらに、中学校のエレベーターの設置も、南舎に既にあるのに北舎に本当に必要なのかどうかということも、これも明確な必要性というものの説明がされなかったというふうに思っております。

そのように、不要不急、あるいは効果が乏しいような事業も行われようとしている。 そして、町民の要望には、骨格予算だといってばっさり切られている。結局、入りをは かりて出るを制すと言いながら、町民から税金や手数料を取って、住民負担を大きくしておいて要望実現は先延ばしにしていく、こういう内容の予算ではないかというふうに思うわけであります。

そういったことで、この一般会計予算には反対であります。

## 〇議長(小寺 強君)

ほかに討論はありませんか。

(挙手する者あり)

### 〇議長(小寺 強君)

8番 森島光明君。

### 〇8番(森島光明君)

27年度の予算につきましては、過去の実績をもとに中身を精査されて、新規事業も含めて計画のもとに予算が立てられているものと、原案に賛成をいたします。

### 〇議長(小寺 強君)

これで討論を終わります。

これから議第8号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立7名)

### 〇議長(小寺 強君)

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第9号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、委員 長の報告のとおり可決されました。 これから、議第10号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第11号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、委員 長の報告のとおり可決されました。

これから、議第12号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第13号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 平成27年度輪之内町水道事業会計予算は、委員長の報告のと おり可決されました。

これから、議第16号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 輪之内町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第17号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第17号 輪之内町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第19号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第19号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例については、委員 長の報告のとおり可決されました。

これから、議第20号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 輪之内町保育の必要性の認定に関する条例の制定については、 委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第21号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第21号 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の 制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、請願第1号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 「米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書」 の提出に係る請願については、委員長の報告のとおり採択されました。 これから、請願第2号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号 米価対策の意見書を求める請願については、委員長の報告のとおり採択されました。

これから、請願第3号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号 TPP交渉に関する請願については、委員長の報告のとおり採択されました。

\_\_\_\_\_\_

#### 〇議長(小寺 強君)

日程第6、選第1号 輪之内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 暫時休憩します。

(午後2時28分 休憩)

(午後2時29分 再開)

## 〇議長(小寺 強君)

会議を再開します。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、神戸孝司君、小川員晟君、小塚誓治君、松岡廣美君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました神戸孝司君、小川員晟君、小塚誓治君、松岡廣美君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に選挙管理委員会補充員には、第1順位、中島正俊君、第2順位、浅野武彦君、第 3順位、浅野鉄雄君、第4順位、近藤澄夫君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました第1順位、中島正俊君、第2順位、浅野武彦 君、第3順位、浅野鉄雄君、第4順位、近藤澄夫君、以上の方が選挙管理委員会補充員

### 〇議長(小寺 強君)

日程第7、議第26号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

### 〇経営戦略課長(荒川 浩君)

それでは、議第26号、一般会計補正予算について御説明を申し上げます。お手元に配付の議案3ページをお開きください。

議第26号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)。平成26年度輪之内町の 一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,801万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,588万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越 して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。平成27年3月 17日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

その後の4ページ、5ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

続いて、6ページの第2表 繰越明許費補正につきましては、予算の定めるところによりまして翌年度に限り繰り越して予算執行することができるようにするものでございます。

本補正のうち翌年度に繰り越して執行しようとする金額は、ここに掲げてあります総務費の企画総務管理事業1,787万2,000円を初めとする8事業、総額4,514万5,000円でございます。

本補正予算の繰り越し趣旨につきましては、町長の提案説明のとおりですが、この交付金を通してまちづくりの起爆剤になればというふうに考えております。

それでは、具体的内容の説明に入らせていただきます。説明につきましては、事項別 明細書にて説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出予算の補正について御説明をいたします。6ページをお開きください。

款2. 項1. 目8. 基金費の287万3,000円は、今回の歳入補正と歳出補正予算額を調整する

ものでございます。

続きまして、企画費の1,787万2,000円は、地方版総合戦略の策定、まちづくりアイデアの募集、まちづくり創生塾の開催、町就職・転職フェアを開催していくものでございます。

まず、地方版総合戦略の策定につきましては、策定委員会の委員補助金やアドバイザーの謝礼、策定に係る人口推計やインフラ整備による経済波及調査などの諸調査委託料、その他地方総合戦略の策定に係る諸経費を計上したものでございます。

まちづくりアイデアの募集につきましては、協働によるまちづくりの一つとして、公募提案方式による地域住民や地元企業などからまちづくりのアイデアの提案を受け、審査により3案件ほど採用させていただき、今後、実現可能、かつ優良な提案を町の施策に反映させていきたいというふうに考えるものでございます。

まちづくり創生塾の開催につきましては、まちづくりのリーダーを育成するために、 それに要する所要の経費を計上したものでございます。具体的には、まちづくりの事例、 そして手法やノウハウなどを習得するために、地方自治、商工業や農業、各種分野の専 門家を招いて講演会を4回ほど開催したいというふうに考えております。

町就職・転職フェアにつきましては、地方版の就職・転職希望者向けの合同企業説明会を開催していくもので、参加いただく企業数は、20社ほどを予定いたしております。 経費としては、会場設営費や広報費など所要の経費を計上したものでございます。なお、対象者は、近隣の大学や短期大学の卒業予定者、その他転職希望者などを想定しておりますが、この波及効果として、UIJターンによる定住人口増加も期待するところでございます。

次に、7ページをごらんください。項3.目1.戸籍住民基本台帳費の17万2,000円は、 出生児に対するお祝い品としてフォトスタンドを配付するものでございます。

続いて、8ページをごらんください。款3.項1.目1.社会福祉総務費の177万7,000円は、婚活サポート事業を実施していくものでございます。本事業では、結婚意欲があるにもかかわらず、その出会いの機会が少ない方々に対しまして、婚活カフェや婚活パーティーなどの催事を開催いたしまして、未婚者がよきパートナーと出会えるきっかけづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。なお、本事業は、輪之内町社会福祉協議会に委託しようとするものでございます。

次に、9ページをお開きください。項2.目1. 高齢者福祉総務費の54万7,000円は、公共交通機関が脆弱な当町におきまして、運転免許を持たない高齢者などの移動困難者や買い物困難者に対する生活支援と町内での消費喚起の施策としてデマンドバスの利用を喚起、奨励していくものでございます。

10ページの項3.目1.児童福祉総務費の70万5,000円は、出産を祝福して、家庭における生活の安定、児童の健全な育成と資質の向上を図るために、第3子以降の1新生児に

つき3万円分の商品券を配付していくのに要する経費を計上するものでございます。現在、町では第3子以後の出生児に対して、同趣旨による子育て支援策として15万円を現金給付しておりますが、本予算では、この現金給付費とは別に上乗せで商品券を配付しようというものでございます。

次に、11ページをごらんください。款6. 項1. 目2. 商工振興費の1,600万円は、輪之内 町プレミアム商品券の発行と徳川将軍家御膳米の販売に対する補助金でございます。

輪之内町プレミアム商品券の発行につきましては、これまでも輪之内町商工会がプレミアム率1割で実施しておられますが、今回はプレミアム率2割で5,000部、総額6,000万円相当分を発行するということで、町内の消費喚起に努めてまいります。なお、補助金1,100万円のうち100万円は、印刷などの事務的経費を補助するものでございます。

徳川将軍家御膳米の販売につきましては、輪之内町産のハツシモの消費者への浸透と販売促進を図るため、ギフライスが通常納品、卸しする価格から30%を減じた金額でインターネット販売、大手スーパー、お米など小売業者に納品、卸しすることとし、その30%減額分を補填するものでございます。

なお、これらについては、国の補正予算の趣旨から、どのように消費喚起されたかを 調査することが要請されておりますので、購入された方にアンケート調査をあわせて実 施する予定でございます。

次に、目3. 観光推進費の807万2,000円は、地域コミュニティー活性化事業と軽トラ朝市の開催を支援するのに要する経費でございます。

地域コミュニティー活性化事業は、イオンの空き店舗を多目的な施設として、お年寄りに憩いの場を提供、アンテナショップの開設、その他、観光PRの拠点として活用するなど、地域のコミュニティーの醸成を図ろうとするものでございます。現在の構想としましては、月曜日から金曜日は輪之内町社会福祉協議会によるホッとステーションの開催、週末は観光委員会による観光案内所を開設するなどということを考えております。

軽トラ朝市の開催につきましては、周知のとおり、町の農業振興及び商工振興の一策として、一昨年4月から毎月第2・第4日曜日に農産物や特産品等を軽トラで持ち寄って販売をしていただいておるわけでございますが、初回開催から間もなく2年を迎えようとしておりますが、地域住民の方々には非常に好評でありますので、町としても引き続き支援していくものでございます。

続いて、歳入の説明に入ります。3ページをお開きください。

歳入の補正につきましては、町長の提案説明にもありました国庫補助金のほかに、地 方交付税のうち普通交付税の170万5,000円は、26年度国の補正予算(第1号)において、 平成26年度は普通交付税の交付の際、国の地方交付税会計の予算枠内におさめるための 算定額から減額された調整額が復活したものでございます。

|続いて、5ページをお開きください。款19.項5.目5.雑入の市町村振興宝くじ収益金

交付金の870万円は、サマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの収益金の交付 を受けたものでございます。

以上で、平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)の説明を終わります。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

### 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

### 〇9番(森島正司君)

今、詳しく御説明いただきましたけれども、3月5日にいただいた資料、これとの相違点は何かありますか。

## 〇議長(小寺 強君)

経営戦略課長 荒川浩君。

#### 〇経営戦略課長(荒川 浩君)

基本的に歳出についてはございません。歳入について、諸収入で今回870万というふうにさせていただいておりましたが、5日に提出したときはもうちょっと金額が多く計上した金額、883万9,000円という資料をお渡ししたかと思いますが、これはちょっと私どもの手違いで、実際に入ってきた金額を計上してしまいました。これについては、既存の予算がありますので差し引きする必要がございましたので、今回、870万というふうに訂正させていただいております。それ以外に基本的には内容は変わっておりません。

#### 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

## 〇9番(森島正司君)

地方交付税が7月に確定しておったんだけれども、そのときに、これはどういう処理 がされておったんですか、ちょっと教えてください。

#### 〇議長(小寺 強君)

経営戦略課長 荒川浩君。

### 〇経営戦略課長(荒川 浩君)

先ほど説明で、国の地方交付税会計の予算枠におさめるために算定額から減額された 調整額を復活したということを説明させていただきました。これはどういうことかとい うと、7月の算定時に当町の普通交付税は8億7,290万6,000円ということは、もう御案内のとおりかと思います。それが2月12日の通知で8億7,461万1,000円に変更するという通知がありました。これはどういうことかといいますと、本来なら当町は8億7,461万1,000円の交付があるはずでしたが、当時、7月に交付算定をいただいたときに、国の地方交付税の会計の予算枠、国が出口ベースで予算枠におさめるため調整率を掲げました。調整率を掛けて8億7,290万6,000円の交付をしてきたわけでございます。要は、本来ならこれだけ当町はもらわないかんのですけれども、国にそれだけの予算が確保していなかったので、ちょっと調整率を掛けて減らして8億7,290万6,000円で交付させていただきますということだったんです。それは、御存じのように、今回、国は今回の補正で普通交付税の配分に資する国税五税が国の年度末を迎えて最終的に税収がふえたものですから、そういった関連五税の、ですから、本来町に交付すべき額に戻して交付しましょうと、これで8億7,461万1,000円になったわけでございます。当初、通知をいただいておった8億7,290万6,000円との差が170万5,000円ということでございます。以上です。

## 〇議長(小寺 強君)

ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

### 〇議長(小寺 強君)

2番 浅野常夫君。

### 〇2番(浅野常夫君)

ここでちょっとこの件で聞き漏らしたかもしれませんけど、企画費の一番上に地方版 総合戦略推進委員会委員報酬と書いてあるんですけど、これはどういう方が何人ぐらい のことで進んでみえるのかと、それから婚活を聞きました。年齢制限がありまして、40、 女の人は45か、そんなようなことを聞いたけど、これってもっと幅広い枠を決めること はできんのでしょうか。

それと、最後に御膳米の販売品のことですけど、500万もあったらかなりの米が買えると思うんですが、どんなふうな補助を出して、どんなふうな計画で見えるんでしょうか。

### 〇議長(小寺 強君)

経営戦略課長 荒川浩君。

### 〇経営戦略課長(荒川 浩君)

まず1点目、地方版総合戦略の策定委員会の構成メンバー等でございますが、これは 国から今言われておりますのは、住民、産学官金言労の参画をもって幅広く検討という ことです。

どういうことかというと、住民、産学官金言労といいますのは、産業界、行政機関、

教育機関、金融機関、労働団体、メディア等を、それぞれそういった方が構成する推進 組織を編成して、その方向性や具体性について検討をして、広く関係者の意見が反映さ れるようにというのが国の要請事項でございますので、当町もそれの趣旨を参酌させて いただいて、そういった各界の方から意見をいただくためにこの委員会に入っていただ こうと。もちろん、住民の方も入っていただこうというふうに考えております。具体的 な、その各界何人というのは、今後、検討をしてまいりたいと、総額で50万円を組ませ ていただいたということでございます。

あと、婚活の年齢制限につきましては、社会福祉協議会に委託をさせていただく関係で、そちらの委託先である社会福祉協議会さんのいろんなお考えもあろうかと思いますので、それについてはちょっと私からはあれですけれども。

あと、御膳米の補助金に対してということでございますが、500万円を補助しますけれども、これは実質、そのうち100万円は、パンフレットとか、そういった事務的経費を考えております。

400万円なんですが、結局、御膳米を3割安で売っていただきまして、その3割分を 町がこの交付金を使って補填させていただくと。ただ、販売先については、いわゆる御 膳米については、その地域の特産品、名産品ということで、この輪之内だけではなく、 できるだけ全国の販売網をもってやっていただくようにということで、今、岐阜ラジオ さんと打ち合わせをしております。その中で全国規模で展開していくことによって、輪 之内町の御膳米というのが広く全国の方の目に触れるようにということを考えておりま す。

ちょっと雑駁な説明で申しわけございませんが、趣旨的にはそういうことでございます。

#### 〇議長(小寺 強君)

福祉課長 田中久晴君。

## 〇福祉課長 (田中久晴君)

先ほどの婚活サポート事業委託の関係でございます。年齢40歳というお話がございま したが、委託におきましては、たしかおおむね50歳というような内容での委託契約をし ております。

ただ、社協が事業を進めていく中におきまして、それぞれの事業の中である程度の年齢を決めて事業を運営しておるということで、40歳につきましても、おおむね40歳ということで事業のほうを展開しているというふうに承知しております。以上です。

(「議長」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

2番 浅野常夫君。

#### 〇2番(浅野常夫君)

大変言いにくいことを私ははっきり言うんですが、女性の方も男の方もその年になるとお子さんができにくいかなと思うんです。だから、それやったら、それぞれ伴侶を見つけて楽しい生活を送るという中で、もう少し年は上でも、今、長生きなんでいいのではないかと思って私はその提案をした。

いろんな施設の中で、結構な方が晩年で結婚されて幸せになったという話をお聞きしますので、ちょっとこれは参考に話をしましたが、一遍委託先のほうとも話をしてみてください。以上です。

### 〇議長(小寺 強君)

福祉課長 田中久晴君。

### 〇福祉課長 (田中久晴君)

婚活サポート事業の委託ということで、少子化対策という一面もありましたが、ただいまの御意見は、今後、そういった方の将来的な幸せというような面におきましても、こういった事業が活用できるように検討させていただきたいと、そのように思います。

## 〇議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

これから議第26号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第26号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)については、 原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

### 〇議長(小寺 強君)

日程第8、発議第2号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書についてを議題とします。

提案者から説明を求めます。

森島光明君。

#### 〇8番(森島光明君)

発案書。

発議第2号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書について。米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書についてを別紙のとおり発案する。平成27年3月17日提出。提出者、輪之内町議会議員 森島光明、賛成者、輪之内町議会議員 森島正司。輪之内町議会議長 小寺強様。

米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書について。

米政策などの見直しによる農政の転換を迎える中、平成26年産米を取り巻く環境は、 平成25年産米の持ち越し在庫の発生や、米の需要減少などを要因とした主食用米の需給 緩和により、全国の平成26年産米の概算金は各銘柄とも大幅に引き下げられており、今 後も需給が改善されず、価格低迷が続けば再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念 され、輪之内町の農業経営者への影響は避けられない。

よって、担い手の経営安定や国民への食料の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や地域活性化を図る観点から、平成26年及び平成27年産米以降の需給と価格の安定及び需要拡大に取り組まれるよう、下記の事項の実現を強く求める。

- 記1. 米直接支払い交付金の半減措置と米価変動補填交付金の廃止を撤回すること。
- 2. 稲作農家が将来にわたって持続的かつ安定的な経営ができるよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の充実など、万全なセーフティーネットを構築すること。
- 3. 過剰米の市場隔離(備蓄米の適正水準の見直し・発展途上国等への支援等)を実施して米穀の需給調整に乗り出し、米価の回復を図ること。
- 4. 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成27年3月17日、 岐阜県安八郡輪之内町議会。衆議院議長 町村信孝様、参議院議長 山崎正昭様、内閣 総理大臣 安倍晋三様、農林水産大臣 林芳正様。

以上でございます。

#### 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第2号についての討論を行います。

討論はありませんか。

### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

## 〇議長(小寺 強君)

日程第9、発議第3号 TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は交渉から撤退することを求める意見書についてを議題とします。

提出者から説明を求めます。

森島正司君。

## 〇9番(森島正司君)

発案書。

発議第3号 TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は交渉から撤退することを求める意見書について。TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は交渉から撤退することを求める意見書についてを別紙のとおり発案する。平成27年3月17日提出。提出者、輪之内町議会議員 森島正司、賛成者、同じく森島光明。輪之内町議会議長 小寺強様。

本文に行きます。

TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は交渉から撤退することを求める意見書について。

TPPは農林漁業への甚大な影響のみならず、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項によって国家主権が脅かされるなど、国民の懸念が広がっています。

しかし、この春にTPP合意を目指しているオバマ政権は、年明けから日米事務レベル協議を重ね、安倍内閣も日米が連携して交渉を促進する立場を繰り返し表明しています。

政府はこの間、交渉に当たっては農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は、交

渉から離脱すること等を明記した、衆参両院の農林水産委員会決議を遵守することを約束し、与党も一連の選挙公約で繰り返し同様のことを国民に約束してきました。

ところが現実は、日本政府が国益を明け渡す譲歩を繰り返し、アメリカはさらなる譲歩を要求しています。こうした交渉を続ければ日本がより譲歩し、国益を全面的に投げ捨てることにつながりかねません。もはや国益を守るためには交渉から撤退する以外にありません。

政府においては、TPP交渉に関する交渉内容を国会に公開するとともに、国会決議を遵守し、守れない場合は交渉から撤退することを求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成27年3月17日、岐阜県安八郡輪之内町議会。内閣総理大臣 安倍晋三様、外務大臣 岸田文雄様、厚生労働大臣 塩崎恭久様、農林水産大臣 林芳正様、経済産業大臣 宮沢洋一様、内閣府特命担当大臣 山口俊一様。以上でございます。

### 〇議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

## 〇議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第3号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 TPP交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は交渉から撤退することを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

### 〇議長(小寺 強君)

お諮りします。

次期議会(定例会までに開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

### 〇議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

### 〇議長(小寺 強君)

これで本日の日程は全部終了しました。

議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しいところ御出席を賜り、厚くお礼を 申し上げます。

また、議会を通して議事進行等に各位の協力、御支援を得ましたことを重ねてお礼を申し上げます。

さて、本議場において皆様とお顔を会わせることも本日をもって最後になり、この1年間、輪之内町議会の運営が円満に本日まで参りましたこと、これひとえに皆様の御協力のたまものと存じます。

さらに、この5月に実施されます地方選挙後、再び本会議場にて会うことができますよう格段の御奮闘をお祈り申し上げます。

一方、執行部各位におかれましては、重要施策等、町政発展のため、町民のため、より一層の御努力をいただきますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、この1年間のお礼と御挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成27年第1回定例輪之内町議会を閉会します。大変御苦労さま でございました。

(午後3時06分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

# 平成27年3月17日

輪之内町議会 議 長 小 寺 強

署名議員 北島 登

署名議員 髙 橋 愛 子